

平成30年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和元年9月19日 開会 10時00分 散会 16時54分
2 場 所 幕別町役場3階議場
3 出 席 者

① 委 員 (16名)

石川康弘	内山美穂子	小島智恵	若山和幸	岡本眞利子
荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	東口隆弘
中橋友子				

② 委員長 小田新紀

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義
教 育 長	菅野勇次
監 査 委 員	藤谷謹至
住 民 福 祉 部 長	合田利信
建 設 部 長	笹原敏文
忠類総合支所長	川瀬吉治
教 育 部 長	山端広和
政 策 推 進 課 長	谷口英将
地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
税 務 課 長	高橋修二
防 災 環 境 課 長	寺田 治
こ ど も 課 長	西田建司
商 工 観 光 課 長	西嶋 慎
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦
生 涯 学 習 課 長	石田晋一
監査委員事務局長	石野郁也

ほか、関係主幹、係長及び係

副 町 長	伊藤博明
代 表 監 査 委 員	八重柏新治
企 画 総 務 部 長	山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)
経 済 部 長	岡田直之
会 計 管 理 者	萬谷 司
札 内 支 所 長	原田雅則
企画総務部参事	川瀬康彦
総 務 課 長	新居友敬 (選挙管理委員会書記長)
糠 内 出 張 所 長	天羽 徹
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博
福 祉 課 長	檜木良美
保 健 課 長	白坂博司
保 健 福 祉 課 長	林 隆則
住 民 課 長	杉崎峰之
図 書 館 長	武田健吾

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典	課長 半田 健	係長 遠藤寛士
---------	---------	---------

- 4 審査事件 平成30年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定
5 審査結果 一般会計質疑
6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 小田新紀

議 事 の 経 過

(令和元年 9 月 19 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（小田新紀） ただいまより、平成 30 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

ここで諸般の報告がございます。

事務局より報告をさせます。

○議会事務局長（細澤正典） 藤原委員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（小田新紀） 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私が大役を果たすこととなりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し、評価をするという極めて重要な意味を持っております。

来年度の予算編成や行政執行に生かされますよう、慎重かつ効率的な審査を進めたいと思いますので、皆さまの格段のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

はじめに、9 月 4 日に開催されました委員会で中橋委員より 5 件の資料請求がございました。

ふるさと納税における町民税控除件数と金額。

消費税の町財政全体への影響額。

建設業労働者の建退共証紙の発行数と実使用数。

全保育所の年齢別入所者数、保育士数、特別支援児童数、1 人当たりの保育面積。

非正規職員の実態職種・賃金・勤務時間・人数に関わるものであります。

執行部から資料の提出がありますので、報告いたします。

次に、報告をいたします。

理事者から平成 30 年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の正誤表が提出されましたので、お手元に配布いたしました。

ここで、理事者より発言が求められておりますので、これを許します。

伊藤副町長

○副町長（伊藤博明） 小田委員長のお許しをいただきましたので、ただいまの件につきましておわびを申し上げます。

本定例会にご提案いたしました平成 30 年度一般会計及び特別会計等の決算認定に関して提出いたしました「平成 30 年度幕別町一般会計特別会計決算資料」の一部に誤りがありました。本日、正誤表と修正後の決算資料を配布させていただきました。

本決算資料は、地方自治法において決算を議会の認定に付すに当たって提出を義務付けられている主要な施策の成果を説明する書類に位置付けており、大変重要な書類であるにも関わらず、このように多くの箇所での修正をさせていただくことになりましたことは、全くもって申し開きのできるものではなく、深く反省いたしております。事務方の責任者としてその責任を痛感し、心からおわび申し上げます。

今後におきましては、こうしたことの一つ一つが議員各位をはじめ、町民の皆さまからの信頼を損なうことにつながりかねないということを、職員一人ひとりが肝に銘じ、庁内のチェック体制を改めるとともに、緊張感を持って真摯に取り組んでまいります。

○委員長（小田新紀） ここで、審査の方法についてご確認させていただきます。

はじめに、決算に係ります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1 款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後に、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に関わる総括的な質問をお受けいたします。

特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆さまに申し上げます。

質疑に当たっては一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたしま

す。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成30年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、平成30年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。

最初に、平成30年度、幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明、並びに総括の説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） お手元に配布しております決算資料に基づきまして、平成30年度の概要についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まずはじめに、第1表、平成30年度の決算状況についてであります。

はじめに、歳入であります。点線で囲っておりますとおり、一般会計の決算額は左側、平成30年度につきましては153億7,515万4,000円となりまして、前年比では7.3%の減となっております。

また、特別会計の決算額は77億4,753万4,000円で、前年比3.4%の減となっております。

一般会計特別会計を合わせた歳入の合計は231億2,268万8,000円ですが、前年度と比較いたしまして、額で14億8,479万6,000円の減、率では6.0%の減となっております。

次に、歳出であります。一般会計の平成30年度決算額は149億9,129万円で、前年度と比較いたしまして6.5%の減となっております。

特別会計の決算額は75億4,437万5,000円で、前年比4.4%の減となっております。

一般会計、特別会計合わせた歳出の合計は225億3,566万5,000円ですが、前年比13億9,949万3,000円の減、率にしますと5.8%の減となっております。

次に、特別会計の決算額ですが、10ページをごらんいただきたいと思います。

10ページ第8表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで七つの特別会計等の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますように、75億4,437万5,000円となります。

以下、特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。各会計とも前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきましてご説明させていただきます。

（1）の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと4億7,964万7,000円の減、率にいたしまして14%の減となっております。

主な歳出は、保険給付費、国民健康保険、事業費、納付金などです。

（2）の後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと2,831万円の増、率では7.8%の増となっております。

主な歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金です。

（3）の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと4,323万6,000円の増、率で1.8%の増であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費です。

次のページになりますが、（4）の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと6,002万円の増、率にしまして17.4%の増であります。

主な歳出は、公債費や幕別簡水整備工事などの建設事業費です。

（5）の公共下水道特別会計の歳出決算額ですが、前年度と比較しますと4,729万1,000円の減、率にして4.4%の減となっております。

主な歳出は、公債費や十勝圏複合事務組合負担金などです。

（6）の個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと5,304万9,000円の増、率にしまして29.5%の増で、主な歳出は公債費や排水処理施設整備工事などです。

（7）の農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと118万9,000円の減、率にしますと1.8%の減で、主な歳出は公債費などです。

以上が、特別会計の決算状況です。

次に、2ページへお戻りいただきたいと思います。

2 ページ、第 2 表、平成 30 年度一般会計収支の状況であります。歳入総額 153 億 7,515 万 4,000 円に対し、歳出総額は 149 億 9,129 万円であり、歳入歳出差引額 3 億 8,386 万 4,000 円の歳計剰余金が生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費に関わる繰越財源が 2,873 万 5,000 円でありますので、その差を差し引いた残り 3 億 5,512 万 9,000 円が平成 30 年度の実質収支となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定によりまして、歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に 1 億 2,000 万円、減債基金に 6,000 万円、合計 1 億 8,000 万円を積み立てておりますので、残りの 1 億 7,512 万 9,000 円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります。3 ページをごらんいただきたいと思います。

第 3 表、一般会計歳入決算額は、1 款の町税から 22 款の町債まで、予算現額から構成比までそれぞれの数値を記載しておりますが、C 欄の収入済額の計の欄にありますように、153 億 7,515 万 4,000 円が、平成 30 年度一般会計の歳入決算額であります。

なお、不納欠損額は 1 款の町税、13 款の分担金及び負担金、14 款の使用料及び手数料、21 款の諸収入にありますが、これを合計いたしまして 1,355 万 4,000 円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で 1 億 3,901 万円となっております。

次に 4 ページをごらんください。

4 ページ下段には、歳入の構成比を円グラフであらわしております。構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは地方交付税で 36.5%、以下、町税が 19%、道支出金 7.5%、町債は 7.4%、国庫支出金 7.1%などといった構成となっております。

次に、3 ページ中ほどの、①町税以下の歳入の状況についてご説明いたします。

①の町税は、前年比 1.6%の増となっております。主な要因につきましては、給与所得、農業所得の増及び軽自動車の登録台数の増などであります。

②の地方交付税は、前年比 1 億 2,671 万 7,000 円、率にして 2.2%の減となっております。これは、包括算定経費や地域経済雇用対策費の減などによる普通交付税の減が主な要因であります。

次に、5 ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比 1 億 4,737 万 1,000 円、率にして 11.9%の減。これは土木施設災害復旧事業費国庫補助金の皆減、社会資本整備総合交付金の減などが主な要因であります。

④の道支出金につきましては、前年比 760 万 7,000 円、率にして 0.7%の減となっておりますが、地域づくり総合交付金や、担い手確保経営強化支援事業道補助金などの減が主な要因であります。

⑤の町債につきましては、前年比 3 億 6,426 万 1,000 円、率にして 24.1%の減となっておりますが、これは忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業債の皆減、土木施設等単独災害復旧事業債の減などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5 ページ下段からになりますが、まず 6 ページをごらんいただきたいと思います。

6 ページに第 5 表、平成 30 年度目的別歳出決算を記載しております。

1 款議会費から 14 款災害復旧費までの予算現額から不用額まで、それぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B 欄、支出済額の一番下の欄にありますように、149 億 9,129 万円です。

この中で、構成比が最も高いのは 3 款民生費の 22.6%、額で 33 億 9,470 万 9,000 円、次いで 11 款公債費 12.4%、12 款職員費の 12%などの順番になっております。

次に、7 ページをお開きください。

7 ページ下段に、第 6 表性質別歳出決算額があります。この表につきましては、ただいまご説明申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 の人件費が前年度との比較で 3,831 万 2,000 円、率で 2%の減であります。なお、この表には記載していませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成 28 年は 96.9、平成 29 年度は 98.1、平成 30 年度は 97.8 と、平成 29 年度に比較し、0.3 ポイントの減となっております。

次に、2 の物件費についてであります。前年比 4,899 万 5,000 円の増、率にして 2.1%の増となっておりますが、29 年度から物件費のうち、括弧書きで臨時職員賃金について表記しており、その額につきましては前年比 1,492 万 6,000 円、率にして 3.1%の増となっております。

増の要因といたしましては、学校教育推進員の増、臨時保育士の賃金単価増などに伴う臨時職員賃金の増が主な要因であります。

次に、3の維持補修費でありますが、前年比7,712万9,000円、率にして15%の減となっており、これは除排雪機械借上料の減などによるものであります。

5の補助費等は、前年比8,510万5,000円、率で4.8%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、ふるさと寄附記念品の減などによるものであります。

7の積立金は、前年比1億5,472万2,000円、率で36.9%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、ふるさと寄附の減に伴うまちづくり基金積立金の減が主なものであります。

次に、10の投資的経費でありますが、6億2,943万1,000円、率にして24.1%の減となっております。内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費2,206万円の減であり、主に担い手確保経営強化支援事業補助金の減等であり、単独事業では3億5,511万3,000円の減であります。これは主に札内コミュニティプラザ建設事業の皆減などによるものであります。

以上が、一般会計、歳出についてのご説明であります。

次に、平成30年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては別冊になりますので、お手数であります。一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の最後のページ、262ページに掲載しておりますので、ごらんください。

上段の表、3、基金の表であります。それぞれ一番右側の額が平成30年度末の現在高となります。この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。現金が36億1,461万9,000円、土地が1億8,101万9,000円となっております。これを合算いたしました基金総額であります。37億9,563万8,000円で、前年度と比較いたしました3,516万8,000円の減ということになります。

また、下の表、4、その他に備荒資金組合の納付金の表を掲載しておりますので、参考にさせていただきます。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました、平成30年度の決算剰余金からの積立金は、財政調整基金へ1億2,000万円及び減債基金へ6,000万円につきましては、ここの残高には含まれていない額となっております。

今、申し上げました基金のうち令和元年度予算におきまして、財政調整基金から3億5,000万円、地方債の償還財源として減債基金から1億5,000万円、まちづくり基金から2億753万4,000円を取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次に、資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

12ページをお開きください。

12ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として、各種指標等をあらわした表がありますが、表の下から3行目に、財政力指数、一番下に実質公債費比率を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、財政力指数であります。数値が1に近く1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります。本町の財政力指数につきましては、平成28年度は0.337、平成29年度は0.344、平成30年度は0.352となりまして、若干上向き傾向にあります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計の繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や、一部事務組合の負担金のうち、公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。これを見ますと、18%以上25%未満が起債発行に対して許可制となり、25%以上になりますと、起債発行において制限を受けることになります。

平成30年度の幕別町の実質公債費比率は10.4%となり、前年度より1.4ポイント下がったところですが、事業実施における借入金の抑制や、繰上償還を実施したことに加え、借り入れに当たっては、交付税措置率の高い優良な起債の借り入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成24年度の決算をもちまして、目標値である18.0%を下回り、毎年着実に低下しているところでありますが、今後も引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16ページをお開きください。

下段の第12表地方債の状況についてであります。一般会計の地方債の残高を一覧表として掲載しております。表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の平成30年度末残高となります。差し引き現在高182億7,137万3,000円ですが、平成29年度末と比較しますと、5億8,276万9,000円減少したところであります。

次に、17 ページ上段には特別会計の地方債の残高を掲載しております。

簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで、4 会計の合計の平成 30 年度末残高は、差し引き残高の計の欄 100 億 5,761 万 5,000 円であり、平成 29 年度末と比較しますと 4 億 7,579 万 8,000 円減少となったところであります。

次に、その下の段の（2）につきましては、これらは地方債の借入先別、利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計を申し上げますと、表の右側、左の利率別内訳という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しております。一番右の欄の 4 % 超えの欄につきましては、合計が 1 億 2,298 万 4,000 円で、構成比にいたしますと、全体の 0.7%ということになりますので、したがって残りの 99.3%が金利 4 % 以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還、あるいは近年の低金利による影響であると分析しているところであります。

なお、平成 30 年度起債借入利率は、銀行縁故債で 0.48%となっております。

次に、18 ページ下段の第 13 表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思います。

これも、地方債と同様、今年次に財政負担となってくるものであります。

令和元年度以降、支出予定額の欄であります、金額の欄の一番下、計欄にありますとおり、7 億 4,964 万 8,000 円となっております。この債務負担の内容といたしましては、一番の物件の購入のうち、（2）のその他の物件 2,989 万 1,000 円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3 番、その他にあります、7 億 1,975 万 7,000 円ですが、これは国営土地改良事業に係る償還金及び防犯灯等のリース料などの債務負担が主なものとなっており、このほか農業関係の利子補給等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様今後の財政運営の中では、その取り扱いについて十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、19 ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況をあらわしたものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいているところでありますが、一般会計における実質赤字比率など平成 28 年度から 3 か年を掲載しております。

また、中ほどの資金不足比率につきましても、各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより、算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、20 ページをごらんください。

20 ページでは、第 14 表といたしまして、各課における節ごとの決算額を記載しております。

次に、21 ページ第 15 表になりますが、団体等に対する各種補助金、交付金の一覧といたしまして、23 ページまで掲載しております。

次に、24 ページからは、最近 5 か年間における各款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ 32 ページまで掲載しております。

次に、33 ページになりますが、平成 26 年度からの地方消費税の引き上げに伴い、地方消費税交付金を含む引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障政策に要する経費に充て、その使途についても明確にすることとされたことから、平成 26 年度決算から新たに追加した資料であります。

歳入、本町における平成 30 年度の地方消費税交付金の引き上げ分は 2 億 2,245 万円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

次に、34 ページ、A3 版縦型の第 18 表ふるさと寄附金額と件数及び充当事業一覧をごらんいただきたいと思います。今年度から添付した資料であります。

本町では、平成 27 年 12 月から返礼品ありのふるさと寄附を実施しておりますが、上段はふるさと寄附金と件数であり、ふるさと寄附条例第 2 条に規定する 9 事業ごとに寄附金額、件数を平成 28 年度から 3 年分について掲載しております。

平成 30 年度は、寄附金件数合計 2 万 2,223 件、金額合計 2 億 6,152 万 8,008 円の寄附を受けたところでありますが、前年と比較し件数で 1 万 4,147 件、金額で 1 億 5,569 万 5,200 円それぞれ減少したところであります。

なお、表の一番右側の欄につきましては、平成 27 年度から 30 年度までの寄附金額の合計額を記載しております。

次に、今の表の下段は、ふるさと寄附金充当事業についての一覧でございます。寄附金の寄附区分ごとに、充当した事業及び金額について記載しております。寄附金の充当事業につきましては、原則当該年度に寄附された寄附金は翌年度以降の事業に充当されていきます。

平成 30 年度の欄に記載しております充当金額につきましては、平成 29 年度以前に寄附された寄附金をもって平成 30 年度の予算に充当されたものであります。

なお、平成 30 年度の欄の下段に、平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年に充当された金額の合計額は 7 億 7,617 万 2,150 円ですが、先ほど説明いたしました上段の寄附金額と件数の表の右側、平成 27 年から平成 30 年の寄附合計金額は 10 億 4,052 万 9,095 円であり、その金額から下段の表の充当事業合計額を差し引いた平成 30 年度末差引寄附残高は、最下段に記載しておりますとおり 2 億 6,435 万 6,945 円であります。

次に、35 ページ、平成 30 年度指定管理者施設管理評価シートでございます。

この評価シートにつきましては、平成 28 年度決算から新たに追加した資料であります。

現在、本町において指定管理者制度を導入している施設について、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び各指定管理者の基本協定書に基づき、毎年度、施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地に調査及び報告書等により、これまでも評価を行ってきたところであります。

しかしながら、平成 28 年度から共通した様式により、指定管理者制度を導入している 3 施設について評価を行い、この評価概要について評価シートとして 36 ページから 38 ページに掲載しているものであります。

36 ページをごらんください。

シートの内容等についてご説明いたします。

上段に指定管理しています施設の名称を記載しております。次に、指定管理者の名称、その右側は指定管理期間として、本施設が指定管理されている期間について記載しております。

次に、1、予算・決算の推移であり、上段が予算、下段が決算状況を示しており、3 か年の状況について記載しておりますが、36 ページの評価シートにつきましては、平成 30 年度から新たに指定管理者制度を導入した忠類歯科診療所についてでありますことから、平成 30 年度のみの記載となっております。

次に、予算・決算の下段、現管理者による管理の有無の欄につきましては、本施設が現管理者において指定管理されている期間について記載されております。

次に、2、評価項目であります。評価につきましては、事業運営に関すること、施設の維持管理に関すること、会計処理に関することとして、3 項目についてそれぞれ評価を行い、その評価につきましては、その下段、3、評価に記載の 4 段階の評価基準に基づき実施したところであります。

評価の結果につきましては、その下段に記載しておりますが、本表、忠類歯科診療所につきましては、（1）事業運営に関する評価は S、水準以上、（2）施設の維持管理に関する評価は A、適正、（3）会計処理に関する評価は A、適正と評価したところであります。

次に、指定管理者の総合評価を実施しておりますが、その総合評価の評価ランクを、一番下段の表に基づき総合評価ランクとしております。その総合評価結果として、本施設は良好と評価したところであります。

次に、5、前年度評価結果を受けた対応と、今後の課題等として、評価結果について今後の課題等について記載しているものであります。

以上が評価シートの内容であり、同様の評価方法をもって、37 ページはアルコ 236 及び道の駅忠類の指定管理に関する評価結果についてあらわしたものであり、総合評価として妥当と評価したところであります。

38 ページは、幕別町百年記念ホールの総合評価は、良好として評価したものであります。

次に、39 ページからになりますが、平成 30 年度の主要な施策の成果としてまとめております。

40 ページの議会活動の項目以降、最終の 183 ページ、上水道事業まで、各項目にわたる主な施策につきまして、具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小田新紀） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、これより認定第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計決算、1

款議会費に入らせていただきます。

1 款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 1 款議会費につきましてご説明を申し上げます。

86 ページをお開きください。

1 款 1 項議会費、予算現額 1 億 76 万 3,000 円に対しまして、支出済額 9,996 万 8,712 円であります。議員報酬、議員共済費のほか議会だより印刷費、会議録反訳委託料など各種議会運営に係る経費であります。

なお、議会活動内容につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の 40 ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 1 款議会費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 2 款総務費についてご説明申し上げます。

88 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 10 億 5,656 万円に対しまして、支出済額 10 億 186 万 8,854 円であります。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助の臨時職員などに係る費用であります。

11 節需用費は、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱費が主なものであります。

12 節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13 節委託料、細節 5 は顧問弁護士委託料であります。平成 30 年度の相談実績につきましては 3 件であります。

細節 8 庁舎管理業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間事業者に委託しているものであります。

次のページになります。

14 節使用料及び賃借料、細節 2 の複写機借上料ほか各種借上料であります。

2 目広報広聴費につきましては、11 節需用費、月 1 回発行の広報まぐべつの印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費につきましては、11 節需用費、予算書の印刷製本費が主なものであります。

次のページになりますが、4 目会計管理費は出納室に係る経費で、11 節需用費は細節 30 の決算書の印刷製本費、12 節役務費の細節 15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎の銀行派出窓口に関わる手数料であります。

5 目一般財産管理費は、本目は役場庁舎及びパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11 節需用費は電気料などの光熱費、13 節の委託料は役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページになりますが、6 目札内コミュニティプラザ管理費、本目は札内コミュニティプラザの維持管理費でございます。11 節需用費の電気料、13 節委託料の細節 1 管理委託料が主なものであります。

7 目近隣センター管理費、本目は 46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセンの光熱費を含めた管理運営に係る経費であります。

次のページになりますが、3 節委託料は細節 1 と 3 のコミセンに関わる管理、警備の委託料が主なものであります。

15 節工事請負費の細節 1 は幌内近隣センターのトイレ水洗化や、施設のバリアフリー化などの改修工事に係る経費、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 近隣センター運営交付金は、46 か所の近隣センターに関わる運営交付金であります。

8 目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両 25 台及び町長公用車に係る車両維持管理費用

であります。

11 節需用費は、燃料費や修繕費が主なものであります。

次のページになりますが、9 目企画費、本目は町の施策の総合企画や広域行政に係るもので、1 節報酬及び9 節旅費、細節 1 費用弁償は総合戦略の進捗や変更の審議に関わる創生総合戦略審議会の開催や、行政改革推進委員会の開催に係る経費が主なものであります。

12 節役務費、細節 30 広告料は、地域おこし協力隊の募集に対する民間転職サイトへの有料広告掲載に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金など、広域行政に関する経費であります。

10 目協働のまちづくり支援事業費であります。1 節報酬、細節 1 の公区長報酬をはじめ、公区活動や協働のまちづくり支援事業に対する交付金が主なものであります。

次のページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 のマイホーム応援事業補助金は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で移住促進と町内移住者の定住に資するため、町内に住宅を新築または購入する場合に補助金を交付するもので、平成 30 年度の交付実績は 91 件であります。

細節 8 は、町内 113 公区に対する運営費交付金であり、細節 9 協働のまちづくり支援事業交付金は、住民と行政が協働して行う各種活動に対して交付する公区活動支援事業ほか 5 事業、合計 247 件について交付金を交付したものであります。

11 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る経費で、事務用経費が主なものとなっております。

12 目総合支所費、本目は忠類総合支所に係る運営等の費用で、1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬であります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 忠類地域魅力発信事業実行委員会補助金は、忠類インターチェンジ開通を機に、忠類地区の魅力を発信する事業として、ナウマンぞうり卓球大会、道の駅花壇整備等行ったことに伴うを補助金であります。

13 目防災諸費、本目は防災対策に係る費用で、1 節報酬は防災会議委員 15 名に係る報酬、11 節需用費、細節 4 は防災用消耗備蓄品の購入費用、細節 5 は防災訓練に伴う参加者への配布消耗品、13 節委託料の細節 5 は忠類地区の防災行政無線及び細節 6 は全国瞬時警報システム等の機器保守点検に係る委託料であります。

15 節工事請負費は、忠類総合支所における J アラートの受信機の整備工事、18 節備品購入費は忠類地区の防災行政無線における個別受信機の補充購入に要した費用であります。

次のページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は耐震性貯水槽の修繕に要する負担金が主なものであります。

14 目交通防犯費、本目は交通安全対策及び防犯対策に係る費用で、1 節報酬は交通安全指導員 32 名に係る経費、7 節賃金は交通安全推進員である嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 6 は令和元年度に実施する防犯灯 LED 化に伴う調査委託料、14 節使用料及び賃借料、細節 6 は平成 29 年度及び 30 年度に設置した 2,784 灯の防犯灯のリース料であります。

19 節負担金補助及び交付金、次のページになりますが、細節 7 はコミュニティバス運行に係る運行事業者の補助金、細節 8、9 は駒島線、古舞線予約型乗り合いタクシーの運行に係る経費の補助金、細節 10 は地方バス路線維持に対する補助金が主なものであります。

15 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、30 年度は延べ 918 人が研修に参加したものであります。

12 節役務費は、職員健康管理のための人間ドックなど、各種健康診断手数料であります。

16 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

17 目諸費、本目は各種委員会開催に係る経費や、他の科目に属さない経費の支出科目あります。1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

次のページになりますが、8 節報償費では、細節 2 の町功労者表彰に係る記念品、細節 4 はふるさと寄附に対する返礼品に係る経費であります。

12 節役務費、細節 15 ふるさと寄附クレジット決済手数料は、クレジット利用に係る決済手数料及び

13 節委託料、細節 5 のふるさと寄附連携包括プラン委託料は、返礼品事業の発注発送等業務を民間事業者へ委託した経費であります。

なお、ふるさと寄附の平成 30 年度の実績は、ふるさと寄附において返礼品を返送した件数として 2 万 2,223 件、2 億 6,152 万 8,008 円であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 は十勝町村会に対する負担金であります。

18 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金に積み立てたものであります。

なお、25 節積立金、細節 3 まちづくり基金積立金はふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたものであります。

また、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明しましたとおり、決算書の 262 ページに掲載しているところであります。

19 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本が主なものであります。

次のページになりますが、13 節の委託料は電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料などで、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間事業者へ委託したものであります。

細節 11 は、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料は、マイナンバー制度に関わって、旧姓表示を図るための住民基本台帳システム改修に要した費用であります。

細節 12 は、インターネット利用に係るセキュリティ強化において、北海道と市町村が共同監視分析しているもので、その運用に要した経費であります。

18 節備品購入費の細節 1 電算管理用備品は、インターネットの閲覧制限を行うためのウェブセキュリティシステムの更新や、総合行政ネットワーク機器の更新に要した費用が主なものであります。

細節 2 事務用パソコンから細節 3 公有財産管理システムにつきましては、平成 28 年度に備荒資金により購入したパソコンシステムの償還であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 はマイナンバー制度の運用に向けて整備された中間サーバーに係る負担金であります。

20 目地方創生推進事業費、本目は幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生交付金を活用し実施する事業に係る経費であります。

なお、平成 30 年度につきましては、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」「プラス 8 プロジェクト in 幕別」「図書館を核とした活字と笑いで活気のあるまちづくり事業」の 3 事業を実施しております。

1 節報酬、細節 1 図書館アドバイザー委員報酬は、図書館アドバイザー会議委員 10 人に対する報酬であります。

4 節共済費及び 7 節賃金は、図書館におけるチャレンジ雇用等に要した社会保険料及び賃金等であります。

8 節報償費、細節 1 講師謝礼は、図書館における落語会の開催、東部 4 町図書館交流連携事業及び講座、講演会、ワークショップ開催に要した講師謝礼、細節 3 スポーツ推進事業謝礼は、未来のオリンピック選手を育てる事業で実施しております、アスリートによる学校訪問事業や、オリンピック選手によるスケート教室の講師謝礼、オリンピックの町ワークショップにおけるコーディネーター講師謝礼等に要した費用であります。

9 節旅費、細節 1 費用弁償は、オリンピックの町ワークショップ 3 回の開催に伴う構成員の費用弁償、細節 3 特別旅費はアスリートによる学校訪問事業に要する旅費などであります。

次のページになりますが、12 節役務費は、オリンピックの町ワークショップ構成員募集における無作為抽出アンケートに要した経費であります。

13 節委託料、細節 5 ストレス測定機器保守点検委託料は、図書館を核とした活字と笑いで活気のあるまちづくり事業で実施しております、ストレス度合いを測定する疲労ストレス測定システムの利用に要した経費であります。

18 節備品購入費、細節 1 体育施設用備品は、慶應義塾体育会野球部の合宿誘致に伴う運動公園野球場バッティングゲージの設置に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 はプラス 8 プロジェクト in 幕別実行委員会に対する補助金であります。

細節 4 スポーツ合宿誘致実行委員会補助金は、町におけるスポーツ合宿誘致のため、実行委員会を組

織し、総合的な誘致対策に取り組むための補助金であります。

細節 5 図書館グッズ企画試作事業交付金は、障がい者雇用の促進につなげることを目的に、図書館サポーター、中札内高等養護学校幕別分校の生徒等と協働した図書館グッズ企画、試作に要した経費であります。

続きまして、2 項徴税费、予算現額 2,951 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2,648 万 18 円であります。

1 目税務総務費、本目は 9 節旅費など賦課事務に係る事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構の管理運営に関わる幕別町分の負担金であります。

細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金につきましては、地方税の電子振興に係る運用及び維持管理に要する経費の本町負担分であります。

次のページになります。

2 目賦課徴收费、本目は賦課徴収に係る費用で、12 節役務費、細節 19 コンビニ収納手数料の平成 30 年度の実績は、2 万 8,629 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は、税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用者の負担金で、本年度は給与支払報告書など、合計で 7,834 件の受け付けを行ったところであります。

13 節委託料、細節 10 地方共通納税システム導入プログラム改修委託料は、一度の操作で複数の自治体へ電子的に納税可能なシステムが、地方税電子化協議会において令和元年 10 月から稼働することに伴い、幕別町が納税を受け入れするためのシステム改修に要した費用であります。

23 節償還金利子及び割引料は、過誤納還付金であります。

3 項戸籍住民登録費、予算現額 1,765 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1,356 万 7,756 円であります。

1 目戸籍住民登録費は、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料、細節 6 は戸籍電算システムの保守点検委託料であり、細節 8 はマイナンバー制度に係る個人番号カード等の作成等委託料であります。平成 30 年度の個人番号交付件数は 198 件であり、これまでの累計交付件数は 2,285 件であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 20 の戸籍総合システムブックレスソフト使用料は、戸籍電算化に伴うものであります。

18 節備品購入費、細節 1 は平成 26 年度に更新した戸籍電算システムの備荒資金への支払い費用であります。

4 項選挙費、予算現額 673 万 7,000 円に対しまして、支出済額 559 万 2,335 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか、選挙管理委員開催に係る費用であります。

2 目知事道議選挙費、本目は本年 4 月 7 日に執行の知事道議選に係る費用で、1 節報酬は選挙管理委員、投票立会人の報酬、次のページになりますが、13 節委託料、細節 5 は啓発用看板設置に係る委託料、19 節負担金補助及び交付金は、期日前投票におけるコミバス利用に対する補助金で、期日前投票期間中でコミバスを利用された方は合計で 42 人、うち平成 30 年度の期間中では 34 人の利用がありました。

5 項統計調査費、予算現額 240 万 8,000 円に対しまして、支出済額 171 万 4,159 円であります。

1 目統計調査費、本目は 1 節工業統計調査等に係る調査員報酬や 11 節需用費のほか、統計調査に要する事務用経費であります。

6 項監査委員費、予算現額 262 万 2,000 円に対しまして、支出済額 252 万 9,705 円であります。

1 目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終了したところでありますが、この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11:00 休憩

11:10 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 款総務費についての質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 107 ページであります。14 目交通防犯費、19 節負担金補助及び交付金のコミバス運行費の補助金について、コミバスについて3点お伺いしたいと思います。

1 点目なのですが、コミバスは交通手段の確保として大変需要のある役割があると思っております。幕別町は十勝バスに運行を委託しているのですが、運転士からの現場の声を、どのように反映されているのでしょうか。

2 点目が、土日の運行が大変求められています。今年7月に土曜日の運行を試験的に行ったという広報がありましたが、どのような評価がありますか。

あと3点目ですが、札内幕別線で合流できるような、要は停留所の考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○委員（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミュニティバスのご質問の件でございます。

まず1点目、コミバスの運転手の意見をどのように反映させているのかというご質問でございますが、平成30年の10月にダイヤ改正を行いました。このダイヤ改正に伴いまして、運転手さんからの意見をお伺いし、あとアンケートもやっただけですけれども、そういった意見を反映して一つにはダイヤ改正を行ったということがございます。

2点目の試験運行なのですけれども、7月の前に2月の冬期と夏と2回やっています。まず、2月の試験運行のときには、平日よりは落ちております。幕別線で、平日の利用人数なのですけれども、1便当たり7.8人、幕別札内乗っているところが、土日ですと3.3人まで下がってしまっております。7月でいきますと、平日利用でいきますと、1便当たり4人のところが1.9人。これを見ますと、冬期間の利用がやっぱり多いのです。平日利用も含めて。7月でいきますと、2月の試験結果よりも少ない結果となってしまいました。

コミバスにつきましては、まだまだ利用方法の周知といいますか、認知度が低いこともありまして、平日利用もまだまだ伸びていないような状況でございますので、今後、引き続きPR活動、出前講座を含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

それと札内線と幕別線の接続でしたよね。これが以前からもお話があるのですが、幕別から札内の街までコミバスで行けないのかというご質問がありますけれども、フィーダー補助の関係上、主たる駅ですとかそういうところに接続するための公共交通機関ですので、幕別ですと幕別駅周辺、札内ですと札内駅周辺に空白地帯の方を駅周辺に運ぶような公共交通手段でございますので、これ札内・幕別結んでしまいますと路線バス、民間事業者さんのバスあるいはJRのほうにお客が乗らなくなるという問題もございまして、その点についてはちょっと今の段階では難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） では、1点ずつお伺いしたいと思います。

運転士さんの声、現場の声というお話がありました。今回、ダイヤ改正のときに、そういったお話をいただきましたということだったのですが、やはり日ごろから少し停留所の位置ですとか、コースについて、こういったことがもっとできないかなという運転士さんの声もあったものですから、少しそういった声を反映できるような取組を、ぜひ町として、今回、ダイヤ改正だけということだったので、年に何回かあればいいのではないかなというふうに思っています。

やはり多くの方々の声を取り入れて、よりよいコミュニティバスの運営が、利用が増える確かな要因にもなりますので、ぜひそういった現場の声を反映できる取組を求めたいところです。

土曜日の運行についてはお伺いしたところです。今回、土日の運行がすごく要望が多いのです。今回、土曜日の試験的な運行というお話があったのですが、日曜日の運行についての考えはあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

3点目の合流場所については、国の事業ということではなかなか難しいというお話がありました。先ほど、課長もおっしゃっていましたが、なかなか利用が増えない一つの要因としては、利用しにくいというものも多少あり得るのだと思います。何とかよい知恵を絞って、こういったことで少し利用が増えるように取り組んでいただければというふうに思います。

特に、本町から利用される方が百年ホールに行けない。特に、百年ホールにはバス停自体がないものですから、そういったところに接続できるような取組ができれば、かなり違うのではないかと。本町からになりますと札内線に入ってきてしまうので、なかなか難しいところ等ありますけれども、何かしらの

対応ができないのか、ご検討いただければと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） まず運転士さんの意見、日ごろからお伺いしてということでございますが、全くそのとおりだと思いますので、今後も運転士さんのいろいろな意見をお聞きして、使いやすいコミュニティバスの運行に努めていきたいというふうに思っております。

それと、日曜日の運行ですが、日曜日の運行、土曜日と日曜日を比べると日曜日のほうが少ない結果と出ております。これはちょっと分析をしますと、公共機関が休み。公共機関とあと医療機関が休みがあって、おおむねお店屋さん、スーパーへの利用客がほとんどということで、土曜日よりも少ないという結果となっているというふうに考えております。

それと、百年記念ホールの接続の関係でございますが、札内線で行くと百年記念ホールにコミュニティバスの停留所があるのですけれども、幕別から行くと、コミバスがつながっておりませんので、路線バスに乗っていただいて十勝の杜の前でおりていただくような形になります。先ほど言いましたように、コミュニティバスで百年ホールまで、幕バスで百年ホールまでの運行というのは、先ほどご説明したとおりちょっと難しいものですから、こういった路線バスですとか、そういったあとＪＲです。ＪＲで札内駅に行って、そこからコミュニティバスですとか、そういう利用方法をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほか、ございますか。

（関連の声あり）

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） コミバスのところなのですが、期日前投票の期間も走らせるということで始められたと思うのですが、先ほど 119 ページのほうで利用者助成金ということで説明があったと思うのですが、平成 30 年度は 34 人利用という説明だったかと思うのですが、知事道議選で行われたかと思えますけれども、この点について実施後の評価、費用対効果についてお伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 今回、期日前投票の期間、コミバスを利用した方には無料とするということで、投票率向上に向けてそういった取組を今年度初めて行いました。

知事道議選挙においては、トータル 42 人の方が利用された。また、あと町長町議選においては、これも同数 42 人なのですが、期間が 4 日間の間に 42 人利用された。また、参議院選挙においても 82 人の方が利用されたというようなことでございましたので、選管としては期日前投票というところは、選挙投票日に投票ができない方が期日前投票を行うということでございますが、今やってみて利用される方が選挙を行うたびに増えてきているという状況も見まして、今後もやはり少しでも投票率向上のためにこの取組については続けていきたい。また、この取組については、コミバスの担当部署とも協議連携していかなければなりませんので、そういったところをお願いしまして、今後もこれは続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 実際のところ、当日、選挙の投票日に行かれる方もかなりの意識が高い方も多いので、当日という方も結構いらっしゃるというふうにはお聞きはしているのですが、先ほどお話を聞いていますと、土日の要望もあるのですけれども、土日、実際には利用率が下がっている話もあった中で、期日前投票となると、土日でも走らせる形にもなってくるのですけれども、そういったこともいろいろなことも含めて、もう少し見直しとかそういったことも考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 済みません。コミバスの担当のほうでございしますが、選挙当日につきましてはコミバス動かしておりません。当日は 23 投票区ありますので、一番近いところで行けるので、期日前投票期間中に限っての土日については、選挙管理委員会の要請を受けて動かしているというところでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） では、ほかに。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 4点質問させていただきます。

まず1点目が、89ページの1目一般管理費、11節需用費なのですが、電気料として1,077万394円となっております。新庁舎の電気料につきましては、この3年間同じような金額で推移しております。庁舎は省エネに配慮した建物であり、地中熱ヒートポンプでありますとか、さまざまなものを導入しておりますが、その結果、成果はあるのかどうか、現時点でランニングコストについてどのような分析をされているのか、お聞きします。

また、昨年秋のブラックアウトでは、自家発電を使用されたと思いますが、太陽光パネルに充電した電気については、ふだんのような形で活用されているのか。これは電気料金に反映されているのか、お聞きしたいというのが1点目であります。

2点目は、14目の交通防犯費、105ページになります。

質問内容は、ここに該当するのか分からないのですが、LED全般についての質問なのですが、防犯灯のLEDにつきましては、取り替え工事がおおむね終了し、リースでの使用が始まっております。本年3月に蛍光灯器具の生産が全て終了しました。水銀に関する水俣条約によって、来年6月には水銀灯の球も製造を中止します。これによって、町内で影響を受ける公共施設がどのくらいあるのか。また、LED化の予定とか、スケジュールについてお聞きします。これが2点目です。

3点目は、107ページ、資料が59ページ、14目の交通防犯費の地方バス路線維持費補助金なのですが、1,761万円ということで補助金が上がっております。資料で見ますと、南商・あかしや線が6割、幕別線と陸別線が2割、広尾線は3割近く増えております。この内容と大きな増加した要因をお聞かせ願います。

四つ目が119ページの2目知事道議選挙費の18節の備品購入費であります。ここに管理用備品109万7,236円とありまして、先ほど看板とかというご説明があったのですが、投票所の改善のために使われたものが、この備品の中にあつたかどうかを含めてお聞きします。

以上です。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） はじめに1点目の庁舎の管理について先に答えさせていただきます。

平成28年から新庁舎に移ってきましたが、平成29年、30年と、この今の状況の中でいろいろと維持管理のほうに努めてきたのですが、一応電気料につきましては、ヒートポンプでありますとか照明でありますとか、冷暖房の関係につきましては、その状況が、初めのほうは、やはりそういった状況がつかめていないという状況で進めてまいりましたけれども、これは年々、執務環境の維持という観点では、やはり今のエコボイドを利用して外気を取り入れるなどをしたり、冷暖房についても、やはりなるべく使わないといったらおかしいのですが、やはり必要なとき以外はなるべく使わないような手法で周知を図ってまいりまして、昨年、電気料としては1,160万8,000円程度だったのが、30年におきましては1,077万円ということで、八十数万円ほど電気料のほうは減額になってきているということで、やはりこれ自体については、小まめな調整いろいろと毎日毎日その状況が違いますので、一応そういった小まめな調整をしながら、なるべく節電に努めてきておりますので、今後もそういったところを細かく見ながら、そういった節電に努めていきたいというふうには考えております。

それと、太陽光パネルにつきましては、通常はそこに太陽光パネルのバッテリーがございまして、そこに充電がされると。その充電がいっぱいになったら、それが一般電源として使われていると。その充電、何かあつたときにはその充電池としてコンセントの電源として利用ができるということになっております。

公共施設のLED化なのですが、やはりLED化といっても、やはり簡単にそのLEDをつけられればいいということにもなってきません。それなりの灯具なりが今度は必要になってきますので、そういった状況は、今後その施設の状況に合わせて検討をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、地方バス路線の関係でございます。

内山委員おっしゃるとおり、ことしの決算でいきますと、昨年と比べると362万円増額になっていきます。増えております。これ、去年も100万円ほど増えてきている、年々増えてきているという現象がございまして。内山委員おっしゃるとおり、陸別線と広尾線が非常に大きな負担となっております。要因としては、利用客が少ないということが一番大きいのですが、国から20分の9、45%の補助金をもらうに当たって一定の条件がありまして、平均乗車密度というものがある、これが5人、1キロ当

たり動かすときに5人以上乗っていないと満額がもらえないというところがございますので、この陸別線と広尾線が実は5を切っているのですね。4.1人とか4.6人とか切っているものですから、1割ぐらい、計算して約13%とかの補助金が減ってしまっているところが大きな要因と考えております。

それともう一つは、人件費とあと運転手さんの不足による人材育成。これはバス事業者さんにお伺いすると、運転手さんを募集しても入ってこないということから、高卒の新卒者を雇って、22歳まで育てて、二種免許を取るまで会社で育てるといようなこともやっております、そういう経費も含めて、金額は上がってきているというふうにお聞きしております。以上です。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 選挙費の備品購入費なのですが、今回の備品購入としましては、受け付けするときに、個人情報が見えないようにするプライバシーガードというものを備品として購入しております。また、大きくは投票用紙の計算機更新ということもありまして、こちらを3台購入しております。あとは、期日前投票に必要なプリンターとか、そういったものに、今回、備品として購入をしております。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） それでは、1点目から順番に再質問させていただきます。

エコボイドの使い方とか、いろいろなことを試行錯誤しながら運用されているということでお聞きしました。ただ、当初、私も庁舎の説明を受けましたときには、エネルギーに、省エネルギーに対応して経済的で維持管理しやすい建物ということで説明を受けておりますので、どなたがある程度使っても、維持管理しやすいような形になってなければならないということから、運用の仕方である程度左右されたとしても、多額の費用をかけて設備を導入したわけですから、基本的には経済的でなければならないわけなのです。今までの委員会のほうでもお話があったのですが、ランニングコストについての検証とかはされていないようなので、今後、金額も3年間大体同じ感じなので、どういったふうになっているかというのを一度調べるといことも、大事ではないかと思います。

2点目の再質問なのですが、これLED化の予定は、具体的にスケジュールは決まっていないのでしょうか。具体的なスケジュール、今後例えば何年間で何をしたい。影響を受ける施設は、どのぐらいあるかという実は今の質問だったのです。それに対してお答え願います。

3点目なのですが、乗車密度とかいろいろなことが関わって高くなっている陸別、広尾線なのですが、この決算資料を見たら、南商・あかしや線が6割ぐらい高くなっていますよね。南商・あかしや線は結構乗っているような、乗車率が高いようなふうに見受けられます。このことについてちょっとお答え願います。

あとは、4点目なのですが、管理用備品の中で投票所の改善のために使われたものがあつたかどうかということをお聞きしたのですが、今回は含まれていなかったようなのですが、先ほどの質問にもありましたが、今回は期日前投票でコミバスを使われたということで、その人数も34人なのですが、次の町長、議員選、参議院選と徐々に増えていっているということをお聞きして、この取組はとてもよかったかなというふうに思っています。

ただ、聞くところによると、お年寄りが増えてきているので、何とか投票所に行って、ちょっと転んだという話も聞いたのですが、投票所自体の改善が必要だなというのがありまして、それで、投票所に行くときに、昔はブルーシートを敷いていたという話も聞いたのですが、ブルーシートは雨の日にぬれたりよれたりするということで、今はしていないということなのですが、ちょっと中には土足で入って、そのまま入って後で清掃したらどうかという話もお聞きしたこともあります。

今回は、入り口に履きかえのための椅子を置いてくださったということもあり、そういうふうに対応して下さってはいたのですが、今後はアルミスロープですとか、アルミの折り畳みの長椅子などの設置とかを、会場の実情にあわせて考えていただければいいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 電気料のまずランニングコストの検証につきましては、我々もその年その年である程度やってきてはいます。ただ、トータル的にやはり今後もうちょっといい管理の仕方なりがないかどうかという検討は、今後も続けていって、そういった節電に対応できるような維持管理をしていきたいというふうには思っております。

公共施設のLED化については、まだそういった具体的なスケジュールなり調査ということはまだ私も行っておりませんので、今後そういった調査も含めて検討していきたいというふうには思っており

ます。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 地方バス路線の南商・あかしや線の件でございます。南商・あかしや線が増えている理由でございますが、南商・あかしや線が、これは実はデマンド分というものがあります、デマンド。要するに温泉の上まで、リクエストによって運行をする。これがまるきり町の負担となるのですけれども、30年度は先ほどご説明した理由で人件費とかの関係があつて、運行経費自体が上がったよということで、デマンド分については60万6,000円分がデマンドがあつて、去年は補助対象分のほうが安かったので、今回は人件費の分、総体の運行経費が上がったものですから、このデマンド分が飛び出てきたように見えるという感じでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 済みません。投票所の環境整備ということでございますが、玄関を入れて土足でそのまま行ければ、やはりそれはそれで問題なくよろしいのでしょうか、やっぱり施設自体そういう形になっていないということもありまして、委員もおっしゃられたとおりブルーシートもやりましたけれども、やはりそういった危険もあるということで、今後、そういった玄関のところに靴を脱ぐときに、例えば腰かけてそういったことができるような配慮なり、そういったところは今後の選挙、今度の選挙はいつかちょっと分かりませんが、次回の選挙までには検討していきたいというふうには思います。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 2点目だけ再質問させていただきます。

この水銀に関する水俣条約によって、先ほども言いましたけれども、来年6月には水銀灯の球とか全部安定器においても製造中止になるのです。このことから、公共施設たくさんあると思うのですけれども、学校、幼稚園、体育館、プールとかいろいろなところが全国でもあつて、例えばちょっと聞いた話で一例なのですが、例えば北大だったら400施設の蛍光灯が10万本あるということをお聞きして、それをLED化、蛍光灯が寿命が切れたら球を取り替えればいいのですけれども、その球もいつまであるのか分からないので、それをLED化にかえるとしたら、二、三年かかるということのようなのです。それで、今、本当に東京オリンピックもあり、人手不足もありなので、このことはやっぱり住民の命というか安心に関わることなので、ぜひ少なくともそういったことは早期に計画して手だてをしていっていただきたいと思います。

ご答弁をいただいて終わりにします。

○委員長（小田新紀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今のLED化の問題でございますけれども、確かに各施設、現在どれほどそういう水銀灯だとか、それとか蛍光灯、灯数を正確には捉えていないということが実態でございます。そういう世界的な動きが今そういうふうになっているということは、私も承知しておりますので、そこはきちっと把握していかなければならないということだなというふうには思っております。

ただ、現状ですけれども、水銀灯を使っているというところは、そんなにございませんので、例えば体育施設、大きなトレセンとかスポセン、それとあとコミセンの大集会室などは水銀灯を使っておりますけれども、今回トレセンについてはたしかLED化するというふうに計画になっているはずですので、トレセンは大丈夫なのでしょうけれども、その他の施設はまだそこには至っておりません。ですので、そういう大規模改修だとか、どうしても器具が高価なものでございますので、計画的にやはりやっていかなければならないということでは、先ほど今申し上げたとおり、計画性を持ってやっていくこととしたいというふうに思っております。

それとあと蛍光灯については、それも今度蛍光灯となると、相当数の灯数が多いので、特に学校だとかそういったところの教室で、それらもまだ蛍光灯になっておりますので、それらもやはり計画的にやっていかなければならない事項だなというふうには捉えております。

以上でございます。

（関連の声あり）

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点関連があるのですけれども、1点目のただいま出されておりました選挙の低投票率に関わってです。ことしは選挙が重なりまして、知事選から始まりまして道議選、それから町長選、町議選そして参議院選挙とありました。いずれも投票率が前回よりも下がっております。まず、この投

票率をお示しいただきたい。

それから、投票率が下がっている、投票に行けなかった人たちの状況について、どれだけ把握されているか。例えば年齢別に把握されているのか、あるいはいろいろな病院等でもやっておりますけれども、いろいろな機会を失ってしていないというのか、そういった点で調査をされているかどうかまず伺います。

それから、2点目の地方路線バスの問題です。これは毎年この問題について、だんだん負担金が高くなっていますねということで質問が出ておりました。ただいま伺っても、45%の補助を受けるために平均乗車率などもということですが、もっともっと細かい負担額を決める積算基準というものがあると思うのです。ちょっとだけ運転手の経費云々ということもおっしゃられましたけれども、具体的に運行経費だとか需用費だとか、きちっと区分して負担率というものがあると思うのですけれども、それをお示しいただけますか。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 今回の選挙の投票率の関係でございますが、今、私の手元に北海道知事選挙の関係しかございませんので、ちょっとそちらのほうで説明をさせていただきますが、投票率は65.88%でございます、前回の衆議院選挙、平成29年に行われた衆議院選挙よりも0.1ポイント上昇したということでございます。

あと、その投票の内容でございますけれども、一応年齢別にそういった投票率を出しまして、どういった年齢がやはり投票率が悪いのかということは分析しております。

その中では、18歳の投票率はかなりちょっと41%ということで高いのですが、19歳以降、20歳、21歳ということになってくると、だんだんこれは落ちてくるということもございまして、今回、投票率自体が低いものですから、そういったところが課題、投票率を伸ばす上ではどういった形で、そういった方々に投票所に来ていただいて投票していただくかというところは、ちょっと課題になっているのかなというふうには押さえております。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 地方バス路線の経費の関係でございます。

まず、経費の考え方ですけれども、経常収益、バス事業者さんの経常収益、運賃収入ですとか、その収益から経常費用、かかった費用、燃料代を含めて、それを差し引いた赤字分というか費用が足りない分を、まず国の補助金が入ります。なおかつ足りない部分を、構成している市町村で距離数案分で比率を掛けて出しているというところでございます。

それで、その経常費用の中に人件費あるいは燃料費ですとか、あと整備費ですとか、そういったものがかかってきているというところでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 投票率の関係では、18歳が41%、19歳、21歳となると若干下がるということでしたが、もし押さえていらっしゃったら数字を言っていたきたいのですが。

それと、最近、高齢者の方たちが投票に行けないという声が多くあるわけです。こういう点では年齢別、つまり65歳は大丈夫だと思うのですけれども、70、80、90というふうになると、投票所に行きたくても行けないという、そういう状況があるのではないかと思います。その辺の数字は押さえていらっしゃいますか。

次に、地方バス路線のほうです。地方バス路線につきましては歴史がありまして、国鉄が廃止になったときにバスに転換するということで、初めはたくさん補助金なり支援金が出ていたのですけれども、だんだん少なくなってきたという歴史的な経過があるのです。路線バスは今も45%ということですが、これも保てないような相談がされているということも情報としては聞いております。

そうしますと、これは幕別町だけの問題ではないと思うのです。幕別町だけで1,700万円の負担ではありますが、例えば幕別に関わる陸別線であれば、その間の本別、足寄も含めて同じような状況があると思うのです。広尾線については、ここ広尾、忠類はうちの町ですけれども、大樹や広尾、そういうその線々別で、同じような問題を抱えていると思うのですけれども、対応策について協議なり検討なりされたことはありますか。どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 済みません。先にバスのほうから。

まず協議の場なのですけれども、一つには地方バス路線協議会というものがありまして、その協議会

の中で構成市町村のメンバーも入っておりますので、その中で運行事業者さんに経常経費を削減するような何か取組、協力をお願いしていることはやっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（新居友敬） 今年度行われた選挙については、ちょっとまだ細かい分析はこれからということになりまして、先ほど、知事選挙の投票率、これについては18歳19歳に限って私どもが押さえたということをごさいますて、それでいきますと18歳で41.91%、19歳で26.7%の投票率であったということをごさいます。

今後、そういった年齢層別なものは検証していくというふうに考えております。

また、高齢者の投票に行けない方につきましては、これは実際、私どもも押さえてはおりません。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 地方路線バスの補助金の関係でございます。

先ほど、課長のほうから地方路線バス協議会の中で、利用促進、経費の節減はあるでしょうけれども、やはり協議会の中で沿線自治体といいますか、利用促進に向けた話し合いもさせていただいております。また、国の補助金につきましては、おとしでしょうか、今20分の9ですが、20分の8削減というような話も出たところでありますけれども、20分の9を維持していただくような要望を上げていると。

また、町村会においても、地方路線バスの維持に向けて、国のほうで財政措置するように調査会のほうに要望を上げているところをごさいますので、今後とも市町村の負担が少なくなるように、また利用促進につながるようなことに向けて、我が町も検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 選挙のほうからいきますけれども、知事選挙のお答えがございました。その後の知事選挙は65.88%の投票率だったということではありますが、7月の参議院選挙になりますと、51%と半分ぎりぎりなのです。だから、その辺は関心の度合いとかいろいろあるとは思いますが、繰り返し申し上げたいのは、全員が投票する権利を行使できるような支援というのが必要なのだと思うのです。

18歳、19歳の方たちについては、これは議会でも取り組ませていただいておりますけれども、選挙そのものの意義、大事さ、そういう点での啓蒙や普及を含めて必要なのだと思うのです。ただ、この方たちについては、幕別を離れているという問題がありまして、自分が大学なり出かけて行っている先での投票がなかなか難しい、この改善が要るんだと思うのです。

もう一つ高齢者につきましては、自分たちが聞いている声では、投票に行きたいけれども行けない。はっきりそういうどうしたらいいのだろうという相談が多いわけです。これは、これもまた幕別だけではなくて、全国的な問題になるのだと思うのですけれども、投票の意思があってもその行為ができないということになれば、そのコミバスなども足の確保として頑張ってもらったのだと思うのですけれども、しかしそれでも乗れないというようなそういう状況が強まっています。全国では、投票所のあり方そのもの、遠いところに離れていてなかなかできないというあり方そのものと、自宅での投票の改善、これは選挙法がありまして幕別町だけでは難しいのですけれども、自宅で要介護の高い人あるいは障がいを持っている人たちができますが、これのさらなる対象の拡大、そういったことについても、十分投票率を上げるために、また住民の投票権を保障するために検討が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

それから、地方路線バスのことについては部長からお答えいただいたので、自分の質問が届いたなというふうに思いました。これ、多大な物すごい十勝19市町村、合計するとすごい金額になっていくと思うのです。本来、国鉄があったときの住民の足の確保ということで、十分できたものが廃止することによって、バスに転換。しかしそのバスとて利用できないというようなことで、利用がどんどん減ってきている。国鉄のときには、国鉄の時代ですよ、こんな問題がなかったわけですよ、広尾線あるいは士幌線、全部走っておりましたから。それが各市町村に転嫁されるということに問題があると思うのです。十分そういった歴史的な背景も押さえて、最後に部長が答えられましたけれども、関係市町村連携して、決して20分の9で満足することなく、しっかり国の公共交通の確保のための政策を行うべきだということで、声を上げていくことが大事だと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 今、委員からお話あった分は、大変民主主義を支える面では、選挙というのは最も大切なものでありますので、その思いは私どもも同じでございます。

私どもはそういう投票率の低下があって、今回も期日前投票に限ってでございますけれども、投票率アップの向上の策として、コミバスを利用した選挙ということで、やらせていただいております。

ただ、私どもの選挙管理委員会で管理している投票区が 23 投票区あるのですけれども、他の町からも見ても、投票所の数自体は減らさない、なるべく減らさないような形で何とか維持してきているということもあって、その辺では少しはほかの自治体よりはなるべく近いところには投票所が配置されているのかなというふうには思っております。

しかしながら、今、ご指摘がありますように体がご不自由な方々とか、そういう方については、確かに投票所にはなかなか行けないという、ここもまたジレンマでございますけれども、そういうものがあるって、国においては郵便投票制度というものもございます。そういう郵便投票制度の拡充というのも、やっぱり国において考えていただかなければ、なかなか一単独市町村で考えられることではございませんので、選挙制度そのものを国においてしっかりと議論していただきたいなというふうに思っています。

市町村選挙管理委員会でやれることというものは、投票環境の向上とか、そういう側面的な先ほど内山議員からもお話があったように、来たときに気持ちよく投票できるような環境整備、それとあと投票率向上のための PR だとか、そういうところにどうしても限られてしまっているということにおいては、もどかしいところもありますけれども、今後ともそういう投票率向上に向けた施策を何か市町村でできる、単一の選挙管理委員会でできることがあれば、考えてやってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。路線バスのことは分かりました。

それから、投票率のことですけれども、前段ちょっと触れましたけれども、19 歳の方たちが、がくんと下がるというそこですね。これこっちに戻って、幕別に戻って選挙ができないのだというような状況はどのぐらいあるか、押さえておられますか。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 数的には押さえていないのですけれども、実際、そういったご相談が例えばあった場合には、今、不在者投票ということが出来ますので、不在者投票をしていただくということで、ご説明をさせていただいているところでございます。

○委員長（小田新紀） よろしいですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 周知も含めまして、制度そのものはそういうふうにあるのですけれども、例えば町議の選挙のような 5 日間という大変短い期間のときに、その不在者投票をしていくという、本人の周知、それからそこに住んでいるところの選挙管理委員会に行かなきゃならないわけですが、そういったことに関する PR も、もっともっと必要なのではないかと思います。離れていれば、だから実家があるわけです。実家からの PR といいますか、幕別町としての PR、そういうことにももっと力を入れていただいて、全体の投票率が上がるように、研究も含めて検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 審査の途中ですが、13 時まで休憩いたします。

12 : 04 休憩

13 : 00 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 款総務費についての質疑をお受けします。

若山委員。

○委員（若山和幸） 105 ページ、14 目交通防犯費、細節 4 交通安全啓発用消耗品費についてお伺いいたします。

ことしの 4 月のことですので、31 年度にまたがるのかもしれませんが、質問させていただきます。毎年 4 月に新入学児童が入る時期に当たって、交通安全の黄色い旗が地区に配布されて、新しい

交通安全の旗を立てているというのが長年ずっと続いていることでありますけれども、ことしの4月に限ってのことなのですが、例年から比べると、交通安全の旗の配布が少なかったというお話を、公区長さん、地域ばかりでなくて、何人かの公区長さんからお話を伺っているのですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 交通安全の旗でございます。

若山委員おっしゃるとおり、ここの予算で交通安全旗は、平成30年1,750枚購入しております。鉄くいも購入しているのですが、購入するタイミングというか、4月の新入学児童の登校に間に合うように発注するには、4月に発注すると遅いのですよね。なので、年度末、3月に1,000枚、実は購入しているのですよ。

その1,000枚が、恐らく4月に全部なくなったのかどうかというところなのですけれども、配布方法としては、各公区に余裕を含めて配布しているものですから、その余裕分が恐らく多かったのか、ちょっと原因は分かりませんが、適正な管理といいますか、各公区に設置枚数プラスアルファの部分で、全部の公区に足りなくならないように配布に努めていきたいというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 若山委員。

○委員（若山和幸） これ毎年のことですので、交通安全推進員さんを通じてか、公区長を通じてかは分かりませんが、例年、その地域にはこのぐらいの枚数というのは大体把握しておられると思うのですが、ことしの4月に限っては、例年の半分しか配布されなかったという、交通安全推進委員さんからも伺っていますし、大体、毎年立てるところは、子どもたちの通学路であったり、交通量の多いところ、一時停止があるところとかというような、地域でここが大事だと思うところに立てているのが現状だと思うのですが。

幕別の場合は、幸せなことに、十勝型事故というのが少ないわけでありまして。その一つの要因に、この黄色い交通安全の旗というのが果たしている役割というのも大きいのかなと、私は思っています。次年度に向けてですけれども、毎年の地域の配布というのをしっかり把握した上で、交通安全の旗を立ててもらうというような方向に進んでいっていただきたいと思います。

回答はいいです。

○委員長（小田新紀） そのほかございますか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が102ページの防災諸費について、2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、防災諸費なのですけれども、今回、千葉県でも台風被害で10日以上停電になっていて大変な思いをされているわけですが、本町として、非常用電源の燃料備蓄はされていると思いますが、これが本町では48時間から71時間ということでありまして、国では72時間までの備蓄をされるようにということをおっしゃっている中で、うちの町では三極化をしておりますので、その点についてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

また、もう一点なのですけれども、災害時用の公衆電話についてお伺いいたします。これは、普通の公衆電話ではなく、災害のときのブラックアウト等のときでも使用可能の電話ですけれども、本町では何か所あるかをお伺いいたします。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 災害時の有線電話のお話からさせていただきます。

今現在、主要な避難所23か所に有線電話というものがございまして、これはNTTさんと契約しております。災害時には優先的に無料で利用することができるという電話を用意しております。

あと、燃料の備蓄の話だと思いますけれども、新聞に出ている72時間というのは、庁舎とコミプラですとかの貯蔵している、72時間分の燃料は蓄えていますよという意味での72時間だと思います。そのほか、発電機とあと発電機を動かすための携行缶に入った燃料については備蓄庫のほうで。発電機は合計で四十数台。あと、燃料につきましては、そのほか、石油協会と協定を結んでおりまして、例えば72時間以上たつと優先的に燃料を運んでいただくというような協定内容になっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 先ほど課長が言われましたように、新聞でも公表されておまして、幕別町は48時間から71時間ということですが、まだまだ本当に1時間から7時間しかもたないという町もあるみたいなのですけれども、その中で、うちのほうはある程度燃料は備蓄されているとは思っています。

が、ただ、ほかの町とは違っているのが、三極化をしているということもありまして、その点について、住民の方がすごく心配をされているというような声も伺っておりますので、三極化していても大丈夫なのかということをお聞きしたいということと、もう一点、災害用の電話なのですけれども、今、課長のほうで答弁いただきましたのが、23 か所ということでお答えいただきましたが、私が現在調べたところでは 26 か所でしたが、現実、皆さん、普通の公衆電話はある程度どこにあるかが分かるかと思うのですけれども、この非常用の、災害用の公衆電話というのがどこにあるのかということがあまり知られていないと思うのですよね。

それで、26 か所のうち、私も確認したところでも、農業トレーニングセンターにはあるというふうには出ておりますが、ありません。また、町民会館のところにもあるとは書いてありましたが、ありませんでした。普通の電話は、ピンク電話はありましたが、非常用には使えない電話だと思うのですが、そのようなことがあるということで、これ防災マップのほうにも出ていないのですけれども、なぜ町民にこのようなことのお知らせが、できていないのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 災害時非常用電話のお話でございます。

災害時非常用電話というのは、災害時に使う電話ですので、平常時には設置しておりません。災害時に、電話機と線を持って行ってそこにつなぐという形になっております。ですので、トレーニングセンターですとか、コミュニティプラザもそうなのですけれども、差し込みのジャックだけはあるのですけれども、そこにつなぐと使える仕組みになっているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 主に庁舎の燃料関係の備蓄でございますけれども、委員が今 71 時間ということでお話ししておりますけれども、基本的には、私ども、役場本庁舎、それと札内のコミプラの部分でございまして、それについては 3 日間はおつ形で設計はされております。

あと、これは満度に動かしてということになりますので、あとは電源をセーブすると、その期間がどんどんどんどん伸びていくという形になります。

それと、忠類地域については、小さな自家用の発電はあるのですけれども、一部分だけしか働かない形になっておりますので、今年度新たに業務が最低限動かすための発電機も用意いたしまして、実際、燃料タンクは小さいのですけれども、次から次へと補給しながら動かすという形になります。

各庁舎ともですけれども、先ほども課長のほうから答弁ありましたけれども、各石油協同組合との協定を結んでおりまして、優先的に公共施設、特に災害の拠点となる施設については、供給を受けることとして協定しておりますので、燃料が切れて役場機能等が動かなくなるということは、通常においてはあまり想定はしていないところでございます。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 備蓄燃料の件に関しましては、分かりました。

災害のときの公衆電話についてなのですけれども、これはふだんのときは普通に使えて、災害のときもお金を入れなくても使えるというような災害電話だと思うのですが、違いますか。でしたら、インターネットや何かでも、これ出ていますけれども、災害用の電話機は幕別町では 26 か所ありまして、幕別北コミセンから札内北コミセン、札内福祉センターに 1 台あるということは、予備に電話機はそこには置いていないで、災害のときに予備に持ってくる電話のことをおっしゃっているのですか。そういうことですか。はい。

では、それはそれで理解はできるのですけれども、そのほかに 1 台、公衆電話のほかに 1 台が予備があるということですね。公衆電話はそのままありましたね。本町の役場にも、もちろん公衆電話が 1 階の入り口のところにありますが、では、そのほかにあるということですか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ちょっと説明が足りずに申しわけございません。

岡本委員がおっしゃるとおりでございます。

ふだんは、電話機がございません。執務室の倉庫というか、そこに受話器を置いて、ふだんは受話器はない。避難所を開いたときにそれを持ってきて、ジャックを差すという形です。それとは別に、公衆電話は公衆電話として、ふだん使える公衆電話は置いてあるということでございます。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私もちっと理解ができなくて、本町だけですけれども、本町の公衆電話、外に

ある公衆電話、全部確認しまして、これが災害のときに使えるのかなと。でも、停電のときは公衆電話というのは使えないというふうに自分では認識していましたので、本町ではこの6か所公衆電話があるのですけれども、それが全て停電のときには、ブラックアウトのときは使えないということで、よくよく調べてみたら、そのほかに災害時用の公衆電話がうちの町では26か所あるというふうに出されているのですが、その点は行政としては確認をされていたのか、お伺いしたいということと、また、もしそのような災害時用の電話機がどこにあるということも、この防災マップのほうには掲載されていないのですが、そういうところも町民の皆さまには分かっていたようにしたほうがいいのではないかと思います、その点はいかがですか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私どもで押さえているのは23か所でございます、26というのがちょっと、3か所分がちょっと合わないのですけれども、私どもで押さえている災害時緊急電話というものは、発信専用で取りつけるもので、先ほど言いましたように、受話器とコードは別に保管していると、ふだんは使えないというスタイルでございます。

あと、災害マップですね。マップというよりは、避難所に非常時無線電話を設けるものですから、避難所に備えつけてあるよということを、何らかの形で周知したほうがいいかなとは思っておりますので、今後、検討していきます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 1点、お伺いいたします。

117 ページ、1 目 13 節委託料、8 番の通知カード、個人番号カード作成等委託料。

先ほど説明の中では、198 件、平成 30 年度は発行しているという説明でありました。それで、カードに記載されている個人情報とはどのような情報が記載されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 記載されている情報なのですけれども、氏名、住所、生年月日、性別、4 情報であります。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、このマイナンバーなのですけれども、交付開始から3年半たっているのですけれども、このスタート時点から、個人情報の漏えいやプライバシーを侵害するという事で、国民の多数が反対している中でスタートをしているところなのですけれども、そういう状況で、普及率がまだ、幕別の先ほどの説明では10%に満たない、そういう状況でもあります。それで、このマイナンバーなのですけれども、スタートした時点から、国はみだりに他人に知られないように注意喚起する、そういうことも言われている中でのスタートでした。

このマイナンバーなのですけれども、持って歩いたり、それから盗まれたり、紛失したりする可能性もこれから高齢者の場合は高くなるのではないかなというふうに思うのですけれども、もしそうなったときに、町はどのように対応していくのか、そういうことを検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今、お話しいただきましたとおり、マイナンバーには、個人情報、大切な情報が入っております。

これまでも、保管に当たったり、当然、交付した後の管理の部分で心配というか、きちんとその辺も周知をしていくようにということもご指摘もいただいております、町のほうでも、当然、交付に当たっても、大切に保管をしていただくということについては、注意喚起を含めて行っているところでありまして、もし紛失等されたときには、もちろん再交付という手続はございますけれども、その辺も周知はしている中で、ご本人の手に渡った後の管理というところは、やはり注意喚起はしますけれども、そこから先に何か町で特別な手当をというところまでは、現状では考えておりません。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 再交付されても、ナンバー自身は変わらないですよね。12桁のナンバーですか、それは変わらないと思うのです。そうすると、何らかの形で2枚発行されたりとか、後で出てきたらというか、誰かが悪用されたりとか、そういう危険性もあると思うのですよね。

ですから、国でスタートしたマイナンバー制度ではあるのですけれども、これから自治体職員ですとか、国家公務員ですとか、そういうところも全部持つようという指導が入ってくると思うのですよね。そうなったときに、危険性がますます紛失したり、盗難に遭ったりというところの情報が漏れていく危

険性が非常に多くなるのではないかと、そういう心配もされます。それから、健康保険証のかわりにもなるですとか、そういうふうになると、国民みんなが持たなければならなくなるという、そういう状況にもなる。そういう中での、個人情報の漏えいですとか、悪用されたりとかという危険性が非常に高くなるというふうに思うのですよね。そういう心配が非常に大きくなるものですから、そういうところでの自治体の対策というのが、非常にこれから問われていくのではないかと思います。

そういう点では、しっかりとした対策をこれから持っていかなければならないと思うのですが、そういう点についての自治体としてのそういう対策を、しっかり行っていくことが必要ではないかと思うのですが、その点はもう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） もう一度になるのですが、例えば紛失をさせてしまったとって再交付をしたときには、番号が変わりますので、紛失したカードを誰かが悪用されるということは、ないとは言いつけませんが、そういった部分でのご心配は今のところないかと思います。

ただ、当然、拾われて悪用というか、今後このマイナンバーが、おっしゃるとおり保険証ですとか、そういった新たな利活用という部分がこれから出ていく中で、そういった悪用されていくような心配というのは当然していかなければいけませんので、そういったところで注意喚起も含めて行っていききたいと思いますし、当然として、ご本人に交付したその先では、やはりご本人にしっかりと管理徹底をしていただくということを、重ねて指導といいますか、お知らせしていきたいと思っております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） そこは非常に大事だと思っております。特に高齢者などは紛失することも大変高くなるかなというところで、そこは非常に心配するところでもあります。そして、これからは消費喚起ということで、それを持って消費活動もできるという、そういうところに広げていく考えも国ではあるというふうに情報などで得ているのですけれども、本当に個人情報ということでは、紛失したり、盗まれたりというときの個人情報の漏えいというのは、私、大変危険性が高くなるのではないかというふうに思っております。

それで、本来としては、別々の、情報は分散してあったほうが良いと私は思うのです。ですから、こういうマイナンバー制度、そういうふうな対策はとると言いながらも、これからのことを考えますと、やはり普及率もこれだけ低い中では、国に対しまして、これ以上の情報を集中するとか、そういうことはやめてほしいという、そういう意見もしっかりと国に上げていく必要があるのではないかと、できれば廃止の方向に向かっていくべきではないかというふうに私は思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） マイナンバーの是非については、ここで私が答えるわけにはいかないのですが、やはりマイナンバーについては、必要な4情報が入っております。この情報については、カード自体には入っていますけれども、カード自体から個人が読み取れるものではないので、自治体とか連携した中で、機械へ入ったときに初めて読み取られるというものであります。

いずれにしても、個人の管理、これマイナンバーだけではなく、キャッシュカードも免許証もそうですけれども、やはり個人の管理を徹底していただくことによって、情報がほかに漏れない、そういったこととなりますので、いずれにしても、マイナンバー取得に当たっては十分管理はしていただくような形で、町のほうも伝えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） マイナンバーのカード、その制度そのものをここで論議するものではない、それはそのとおりだと思いますけれども、危惧されている心配ということ、やはり町民からもそういう情報が寄せられている中では、ここでしっかり対策をとっていく必要があるのではないかと。こと。

それと、マイナンバーに入れる情報は最小限にとどめていただきたい、そのことを質問して終わりにしたいと思います。

答弁あれば、お願いします。最小限でいいです。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） マイナンバーの情報については、4情報だけですので、それ以上の情報が入ってくることはございません。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2点、質問します。

96ページの7目近隣センター管理費、13節委託料のコミセンについてです。資料の45ページに、各コミセンの利用状況が書いてあるのですが、学童保育所が併設している札内北コミセンと札内南コミセンの午後の利用の状況について、もし分かれば教えていただけますか。

2点目は、104ページの14目交通防犯費、1節報酬、1の交通安全指導員のことなのですが、32名の方が、子どもたちの安全を守っていただいている、とても大切な活動をされていると思うのですけれども、日常的にこの方々の意見交換の場や問題意識などを、町として聞き取るような活動がされているのかどうか、お伺いします。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、交通安全指導員の関係でございます。

意見交換の場ということでございますけれども、ことし各小学校単位で、学校の先生と交通指導員とうちの職員とで、意見交換をさせていただいたところでございます。意見の中では、いろいろやはり子どもの登下校に関しての危ない行為ですとか、そういったことの情報交換が主に行われました。

以上です。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからは、学童保育所と併設されておりますコミセンの午後の利用ということでございますが、そこまでの把握は、今、手で資料を持っておりません。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 1点目については、分かりました。

指導員をされている方から、雪が深い日に、みずからスコップを自宅から持って出て、歩道の除雪をしている話だとか、危ないことに気がついたときに、すぐお伝えできる手だてがないということもお聞きしたことがあったものですから、ことしされたということなのですが、引き続きお話を聞けるような機会を持っていたらと思います。

二つ目のコミセンのことですが、どちらのコミセンに併設している学童保育所も、子どもたちが走り回れるスペースが狭いということで、あいていれば使うということで、今、利用していると思うのですが、学童保育所のほうとしても、やっぱり何曜日と何曜日は使えるという、事前に分かっていたら、保育の計画も立てやすいかと思いますので、午後の利用状況をぜひ把握していただいて、前もって利用できる可能性がないのかどうか、そういった検討をしていただけないか、お伺いします。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） コミセンの利用と学童の利用ということでございますが、基本的にコミセンの利用につきましては、事前に予約を受けております。その中で、あいている日があれば、学童の状況を見ながら、学童のほうで利用もさせていただいておりますので、今後におきましても、利用状況を見ながら、学童の子どもたちが自由に遊べるような形をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） あいていればということなのですが、特につくし学童は定員を大変オーバーしていて過密状況にもあると思いますので、あいていればということではなく、前もって調整していただける状況にないかどうかということ、状況もつかんで検討していただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） コミュニティセンターにつきましては、基本的には住民のコミュニティの促進のために利用されていると。つくし学童につきましては、26年、24年、ちょっと忘れましたが、第二学童併設いたしまして、集会室といいますか、そういったところもつくっています。ただ、確かにつくし学童につきましては、登録人数もほかの学童に比べて多い状況にあります。そこを、地域住民に優先してコミュニティセンターを使うのは、なかなか難しいのかな。コミュニティの促進の醸成を図っていくことも重要なことだと考えておりますので、その辺は、今ここで優先してできるかどうかというのは、なかなかお答えづらいところなのですが、なるべく共存して使えるような形も、地域の中と何かの形で協議できればと考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それでは、1点お話をさせていただきたいと思います。

101 ページであります。細節の 9 協働のまちづくり支援事業交付金、これに関わってちょっとお伺いをしたいと思います。

資料を見ますと、全体で 247 件ほど、そして、私がお聞きしようというところ、環境の美化ということで、3 か年で件数的に多少増減はありますけれども、大体一定した利用があるということで、この制度そのものは、私は本当にいいことだなというふうに思っております。

私がお聞きしたいのは、全体で 247 件あるわけでありまして、一部のところに限っての話でありますけれども、中心商店街、あるいはまた幹線道路の植栽の話でありますけれども、これ先日、同僚議員が札内地区の商店街というのでしょうか、幹線道路というのでしょうか、植栽ますの花壇についてお話しされていましたが、私は本町地区に限ってお話をさせていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、国道 38 号線から幕別の街に入ってくると、町の中の踏切まで実は公区が三つございまして、ずっとそれぞれ公区で植栽をして、商店街は町の顔あるいはまた幹線道路、お客さんがたくさんみえるので、ようこそと、潤いのあるまちづくりというような観点で、それぞれ植栽をしてきたところでありまして、今般、種々の事情はあったのだろーと思っておりますけれども、一つの公区が事業としてできないということで、そこを責めるつもりではありませんけれども、やはり私は現状を見ますと、空き店舗、空き地、あるいはまた今現在住んでいる方も高齢化が進んできまして、今いる方に非常に過重な負担がかかっているという現状があります。

そんなことで、今後、一部のところとは言いながら、一番大事な部分でもありますので、こういった現状、あるいはまた見通しの中で、どういうふうにそういった協働のまちづくり事業ではありませんけれども、それとあわせて、どのようにそういう環境美化を進めていったらいいのか、ちょっと私も分かりませんが、どういった考えをお持ちなのか、こういう現状あるいはこういう見通しの中で、どのように考えているのかをまずお聞きしたいと思います。

言える範囲でいいよ。

○委員長(小田新紀) 千葉委員。

○委員(千葉幹雄) 突然でしたから、ちょっとあれでしょうから。

実は、私、今、公園の管理や何かをアダプトプログラムでやっていますよね。私は、ああいった制度を利用しながら、そういう要するにアダプトプログラムのそういう花壇の植栽というのでしょうか、そういった管理を、そういう企業だとか団体をお願いをすることができないのかどうなのか。これは、過去に幕大線で、近隣の公区で花壇をやっていた場所が分かると思うのですが、結局、もうできないということで、役場のほうで就労センターか何かに頼んでやっていますよね。私は、それは簡単だと思うのです、そうすれば、お金さえ出せばね。ただ、そうではなくて、やっぱり協働のまちづくり事業の趣旨を生かしながら、そういったアダプトプログラムのものを考えて、企業だとか団体に、地域貢献の一つとして、そこをお願いしていくというような方法がとれないのかどうなのかということをお聞きしたいのです。

○委員長(小田新紀) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 確かに町内会では高齢化が進んでおりまして、担い手不足の中から、こういった環境美化が大変だという声も聞こえております。

協働のまちづくりで、どうやって進めていくのか、また今言ったご提案といいますか、そういったことも含めて、協働のまちづくり上でやるのか、別な形でアダプトプログラムのような企業協賛の中で進めるのかというのは、協働のまちづくり検討委員会の中でも、今、貴重なご意見をいただいた中で、今後に向けて検討してまいりたいと考えております。

○委員長(小田新紀) そのほかございますか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 102 ページ、13 防災諸費、11 の需用費。防災訓練に関わりまして、この 4 年間で防災訓練を行った資料が、ページ数 55 ページに掲載されております。5 か年計画の 4 年目の報告であります。全体として 1,500 人を超える人たちが参加をし、4 年間を終えていますけれども、これ対象者の割合としたら、決して多くはないのではないかと思います。それで、それぞれの防災計画の対象地域の参加人数というのは、それぞれ何%になるのでしょうか。

また、この訓練は今年度をもって終了ということになりますけれども、まだまだ徹底するためには訓練が必要だというふうに思っております。継続した次年度の考え方も、この決算を受けて必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

同じく、防災諸費の次は 15 工事請負費の 1 全国瞬時警報システム受信機整備工事、J アラートです

ね、これに1,818万円ということで、多額の費用が費やされております。この工事の中身が一体どういうものなのかというのが分からないということもありますので、教えていただきたいのですけれども、お尋ねしたいことは、このJアラートのシステムによって、大変な事態が発生したよというようなことでお知らせはあるのですが、具体的にそのお知らせされた後の対応についての指導というのはされているのかどうか。Jアラートそのものについての位置付け、これを伺いたいと思います。

次に、109ページ、17項の諸費の12節役務費、また、13節委託料に関わって、ふるさと納税のことにつきまして、大きな資料をつけていただきまして、昨年度の成果についてご報告をいただきました。2億円を超える寄附があり、当町としては、寄附額が多かったということで、たくさん活用されています。

こういう制度を総務省がつくったわけですから、これはこれとして活用するということは、やぶさかではないといえますか、いたし方ないといえますか、そういう思いではもちろんいるのですけれども、しかし納税制度というふうに考えた場合に、追加資料でいただきました町民税の減免となった世帯というのが、305件、1,141万6,674円ということで資料で示されております。こういう地方行政に少なからず影響をもたらすこういった制度については、潤っているときはいいのですけれども、そうではないことも考えられるという、非常に税の根本制度からいって、私は問題を残している制度であるなというふうにずっと思ってきました。

それで、この制度ある以上は、使われていくのでしょうけれども、そういった問題点があるということは、どう認識されているのかどうかということと、確かにこれだけ収益ありますけれども、経費としても、ギフトですから、このプランに2,650万円をかけている、あるいはクレジットに250万円をかけていると。合わせますと、4,000万円超えるのですよね。こういった事業にとっても違和感を持たざるを得ないのですが、その点はいかがでしょう。

次に、いつもお尋ねしています税のことにつきまして伺います。

滞納整理機構、納税ですから、112ページの1納税費の滞納整理機構、19負担金補助及び交付金にも関わりはしますはしますけれども、これについては、もう役割を果たし、終わりにしてはどうかということをやっていると。今回の状況を見ても、20%ちょっとの回収率でありますから、頑張っ

自分の自治体でやられてはどうかと改めて思うところですが、どうでしょう。

それと、資料の滞納につきましての数字が列記されております。例年変わらない数字が出されてお

まして、資料67ページです。これらそれぞれの所得状況などもあると思います。いわゆる低所得者に関わる、つまりここで前ページで町民税の所得あるいは年金・給与と書かれていますけれども、200万円、100万円以下の世帯というのがどのぐらいあるのか。

それと、税はずっと滞納すると、延滞金というのがかかって支払いをしなければならないのですけれども、生活の支える基本を最低基準を下回る町民に対しては、税を猶予するというような地方税法の中の定めもありまして、そういった対象になった人たちはいたのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長(小田新紀) 防災環境課長。

○防災環境課長(寺田 治) 私のほうからは、まず、防災訓練の参加率ですね、各公区ごとの参加率でござい

ますけれども、大体、平均でいいますと12.3%、20まではいかない程度でござい

ます。それと、2点目の地域防災訓練、ことし最終年でございますが、今後どうするのかということだと思

いますけれども、今後においては、ことしから始めました一日防災学校というものがございまして、来

年度も継続して、一日防災学校、農村部の学校で続けると。あと、市街地の訓練につきましては、一度

終わった公区にもう一度、公区長さんのお話を聞きながら、できれば行政が押しつけるような訓練とい

うのはやりたくなくて、地域の方が率先してできるような感じの「Doはぐ」ですとか、そういったもの

で、きっかけづくりを今後投げかけていきたいなというふうに思っております。

3点目、Jアラートの件でござい

ます。Jアラートの工事ですが、これは役場本庁舎のJアラートのシステム、受信機の更新、新型にする更新工事と、忠類総合支所に新たにJアラートの受信機と自動起

動装置、これを設置した工事

でござい

ます。これのお知らせの後の対応とい

いますか、どうやってお知

らせする

のかですけれども、今現在、本庁舎ですと、自動起動装置が働いて自動的に登録制メール、忠

類ですと、防災無線に自動的に飛ぶような形で、非常時にはそういった形で自動的にお知らせするとい

う形になっております。

以上です。

○委員長(小田新紀) 商工観光課長。

○商工観光課長(西嶋 慎) 私のほうからは、ふるさと納税に対する答弁をさせていただきます。

まず、今おっしゃられた問題点につきましては、確かにふるさと納税は、自治体に寄附をすると、その金額の一部が税金から控除されて、住んでいる自治体に納める住民税が減額となります。ただ、一方で、ふるさと納税による寄附金というのは、子育てとか教育、環境など、そういったものに使われて、地方創生を推進する有効な手段となっておりますが、確かにおっしゃるとおり、特に首都圏のほうでは、ふるさと納税がなかなか寄附はもらわないけれども、出ていくところが多いということで、特に首都圏の自治体は苦慮しているというのは把握はしております。ただ、我々としては、制度の根幹の部分にも関わるものもあるのですけれども、いかにその制度をうまく活用して、この町のためにやっていければいいかと思って考えております。

続きまして、経費の部分になりますが、確かにおっしゃるように、現在、このふるさと寄附の包括プランの委託料というのは、寄附金に対するパーセンテージということで、委託になっております。そのため、寄附金額が伸びるにつれて委託料等も伸びる形にはなっております。その中、昨年度でいいますと、寄附金に対して約59%が経費としてかかっておりますけれども、一方で、件数が約2万件を超えるような寄附のケースになっておりますので、その配送管理だとか、受付、そして苦情処理、そういったものを自治体職員でやるということに対しては、非常に限られた人材の中でできるものがありますので、そういった委託に頼らざるを得ない状況であります。

以上です。

○委員長(小田新紀) 税務課長。

○税務課長(高橋修二) まず、1点目の滞納整理機構の関係でございます。これにつきましては、以前、お話もさせていただきましたけれども、令和3年度から滞納整理機構のあり方についてということで、現在検討しているところでございます。中橋委員がおっしゃるとおり、徴収に当たっては、当該市町村で徴収をするということは、基本かと思っております。これについては、基本的に税務課収納係のほうにおいて、相談等を含めた中で徴収を行っているところであります。基本的には、そういった考えを本町としても持ち合わせているというような状況となっております。

それと、滞納の処分の関係でございます。これについては、所得等のお話ございましたけれども、現在、現年度分の滞納の状況を申し上げますと、平成30年度の現年分の滞納については141件でございます。そのうち、200万円未満の所得の方の該当の件数が110件となっております。残る31件が200万円を超える方々ということになっております。

考え方としては、基本的に分納、納期内納税の難しい方については、ご相談をいただきながら、生活状況、またいろいろな家庭の状況等も踏まえながら、相談をいただいた中で、分納等の誓約、分納等の納税をいただいている状況です。これについては、基本的に納税者の方々の生活状況を踏まえた中で、引き続きこれも納税については、ご相談を受けて対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、ご質問にありました、納税の猶予の関係でございます。これにつきましては、災害また盗難等、生計に、病気等によって納税等ができない方について、納税の猶予をしていただいた後、納付をいただくような形をとることになるのですけれども、これに当たっては、例えば申請書ということで、納税猶予の申請をいただくのですけれども、それにいろいろな罹災証明ですとか、診断書、そういったもののものもろもろの書類が必要となってまいります。

そういったことで、なかなかそういった手続等も、お金も発生する部分もありますので、できる限りは、現状としては納税の誓約、要は分納の誓約を結んだ中で、支払いについては、例えば、ここ2か月、3か月は、支払いは無理ですよという場合であれば、では、その先からの納付をお願いするというようなことで対応しているところです。

確かに、納税猶予、中には年間に1件か2件ぐらいだと思いますけれども、あることはあるのですけれども、ほとんどが分納の約束をした中で、支払える中でお支払いをお願いをしているというような状況になっております。

○委員長(小田新紀) 中橋委員。

○委員(中橋友子) まず、防災のほうからです。防災訓練は、行政指導型では今回で終わりというように受け取れたのですけれども、いろんな形で農村地帯のほうは入っていくということではありますけれども、参加ということが大変重要なのですけれども、いわゆる体験するというのが、12.3%で終わっているというのは、やっぱり全体の喚起という点では、まだ弱いのではないかなというふうに思うのですよね。

地域間格差がありまして、本当に一生懸命その町内会の人たちのもう日常生活の中に、文化として防災が入るところまで、頑張ろうというふうに向かっているところもあるのですけれども、しか

し、全くそういうこともやられていない町内もあるということをお考え、もう一巡ぐらい、やっぱり同じ参加ということになり得るのかなとは思いますが、手法を変えて続けるということが大事ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、Jアラートの件です。設置したばかりなのに、また更新にこれだけのお金がかかったということなのですか。非常に多額だというふうに思います。受信機の更新ということですから。

それで、問題はこのJアラート、これは単なる災害ではなくて、北朝鮮のミサイルが発射されたときに、特に位置付けられたものだというふうに思うのですけれども、ことしも最近、もう随分ミサイルは発射されているのですけれども、3年前よりも低空で発射されているのですけれども、Jアラートは鳴らないのですよね。3年前は随分鳴りました。危険ではない、丈夫な場所に逃げてください、丈夫な建物の中に逃げてくださいだかというようなことを書いて出されるのですけれども、これ、実際に、どこが丈夫で、どこが丈夫でないかということも含めまして、一体効果ってあるのかなって率直に疑問を持ちました。

帯広なんかでも、こういうのをやって、学校ごとに訓練なんかもやられたようですけれども、机に潜ったりね。だけど、ミサイル落ちてきて、机に潜っても、どうにもならないと思うので、私はやっぱりそれ以上に、そういったことがどれだけ、ミサイルというふうになると、もう核です、核弾頭をつければなっちゃいますから、それがいかにひどいものか。むしろJアラートよりも、そういうことを子どもに教えていく、住民に伝えていくというほうが、ずっと大事だと思うのですよね。そういう考え方については、どうでしょうか。

それと、ふるさと納税、私もいずいと思いつつも、こういった使い方を見たら、大事だなというふうにも思うことも押さえながらお尋ねしたのですよね。

やっぱりこれ、自治体としては、都会がみんな裕福なわけではないですから、東京あたりが減免が増えていくというのは、これは不交付団体ですからいいのかなというふうには思いますけれども、隣の帯広市が2億円近い赤字を出しているとかというふうになってくると、同じ自治体として、この制度のいずさをやっぱり感じるのですよね。だから、ご答弁のとおりしかないだろうとは思いますが。そういうことを押さえつつ、一応使えるものなので使っていくというお答えでしたから、私も、それしやがないなというふうに思うのですけれども、そういった問題をやっぱりいつも持ちながら、いずれはこれなくしていく制度だろうというふうに押さえ、そこに頼ることなく、自主財源の確保に向けて頑張ることが大事だと思います。

税の方ですけれども、滞納整理機構は分かりました。ぜひ令和3年に向けて廃止されるように頑張っていたきたい、こう思います。

相談の中身です。お答えいただきましたように、141件の滞納のうち、110件が200万円未満ということでありますから、生活困窮であろうなというふうには推察されます。分納相談に応じられているということで、とても大事だし、私たちも住民の方から相談を受けたときには、まず放置しないで役場に出向いて相談をすると、そこから始まるということをずっと伝えてきました。

そういった対応をされているということは、本当に認めていきたいと思うのですけれども、この猶予に関しては、申請書が、罹災証明書だとか、診断書とかいっぱいあるということになると、これはやっぱりちゅうちょしてしまいますよね。難しいことではあるし、積極的にしなさいということでもないのですけれども、やっぱり国の税制度に基づいて幕別町もやるわけですから、非課税世帯があるということは、そこに課税をしたら生活ができなくなるから、一定の水準のところで非課税にしますよということですよね。滞納者がこの非課税の基準を下回ったとき、やっぱりそこから税ということになると、生活を脅かすということにつながりますから、そういった判断も担当の方はなされながら、猶予についてもきちっとそういう制度もあることも押さえ、対応していただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(小田新紀) 防災環境課長。

○防災環境課長(寺田 治) 私のほうからは、まず防災訓練。手法を変えて続けたらどうだということだと思いますけれども、全くそのとおりかなと思っておりますので。一つには、10月号からの広報紙に特集を組んで、毎月、防災の特集を組んでお知らせして、まずは住民の意識を高めることが大事かなと思っておりますので、手法については今後も検討していきたいなというふうに考えております。

それと、Jアラートですけれども、更新したばかりと言っておりますが、内訳が、役場本庁舎の更新に関わる費用が約200万円、残り1,600万円が忠類総合支所にJアラート新設しております。内訳としては、以上でございます。

Jアラートの情報でございますけれども、消防庁から直接Jアラートの情報が飛んでくるのですけれども、国からの唯一の情報ということで、町としては必要な情報なのかなと。北海道のほうに飛んでくる場合に限り鳴るような形になっておりますので、こっちまで届かないやつは鳴らないというか、Jアラートが飛んでこないというような仕組みになっておりますので、最近では鳴らないということでございます。

以上です。

○委員長(小田新紀) 税務課長。

○税務課長(高橋修二) 納税の猶予の関係でございますけれども、当然、納税者の方々との相談に当たりましては、それぞれの方々が生活状況ですとか、置かれている状況が違うということもございまして、当然、ケース・バイ・ケースで対応しなければならないところではございます。

当然、相談に当たっては、生活実態等含めた中で、本人からの聞き取りを含めて、総合的にどういった生活状況なのかということでご相談をしながら、中には福祉サイドへつないでいく方々もおられますので、そういった方々については、そちらのほうのご相談の中で紹介をしたり、いろいろな対応を現在しておりますけれども、これについても、当然、今後においてもしっかり進めていきたいというふうに考えております。

○委員長(小田新紀) 企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 今、うちの課長のほうから、滞納整理について、前段、お話ありましたけれども、勘違いしていただいたらちょっと困る部分がございますので、私のほうからご説明させていただきます。

先ほど課長から、令和3年に向けて、あり方を検討しているという答弁があったのですが、これは事実でございます。ただ、あり方を検討しているというのは、その組織をなくすとか存続させるのかという、そういう根本の話ではなく、今後やはり今までの滞納整理をした中において、今までなかなか回収が困難な案件、これは事実、回収していただいているという面においては、その町村の収納率の向上につながっているというのは、これ事実でございます。

それともう一点が、そういう滞納整理機構に預けることによって、専門家が滞納整理をするという面においては、何らかの抑止力になっているという点が1点。もう一点は、滞納整理機構に預ける、またその中で研修なんかにもされます職員が派遣されているということもございまして、その中で、その市町村の滞納スキルを向上させると、この三つのいい点もございまして、そういうことから鑑みまして、今後、令和3年に向けては、それら滞納に対する抑止力だとか、徴収困難案件の滞納解消、それと徴収スキルの継承という面において、この3点についてはこのまま続けてまいりたいと、滞納整理機構としては存続させていきたいというのが大方の市町村の意向でございます。

そういう面で、本町としましては、現在、その3点を重点にしながら、人員の派遣の仕方については、現在どういう派遣の仕方がいいかといったところは、現在検討しているということでございますので、そこはつけ加えさせていただきたいと思っております。

それと、あともう一点なのですが、Jアラートの件、先ほど防災環境課長からお話ありましたけれども、忠類地域においては、Jアラートは今までついていなかった部分でございます。それを今回、設置をし、そして忠類地域の防災行政無線と連動させるということ、今回やったという工事でございますので、そこはお間違いないようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(小田新紀) 中橋委員。

○委員(中橋友子) 滞納整理機構のこと、課長の答弁で終われば、私、終わったのですが、今、部長が言われたので、部長、私、いつも住民に寄り添うというのが大前提で来たではありませんか。そうでしょう。そうすると、滞納整理機構に渡すということは、住民に寄り添うことになりませんか。そこから始まるのですよ。前に、過去は、別なところから来たほうが圧力になっていいのだとか、いろんなことありましたけれども、私はやはり、今、課長が答えられたように、それぞれの状況があって、それぞれに相談をして、町全体できちっと納税につながるように頑張っていこうというのが大前提だと思うのですよね。滞納整理機構になっちゃうと、そうならないのですよ。

専門家とおっしゃいますけれども、これは、それぞれの町から派遣された職員ではないですか。決して、納税だけ一生これでやっていくという人たちではないのですよ。そうすると、それはうちでもその課に行くと専門家なのですよ。専門家の方たちが、その専門の力を生かしながらきちっと住民に対応する、そうではないですか。滞納整理機構に行かなくなっていくではないですか。スキルのことも言われ

ましたけれども、本当そうです。だから、やっぱり自治体職員の原点に戻られて、そして一人ひとりの住人を手のひらに乗せて、きちっと職務を遂行していただくと、これを大前提に持っていただきたい、心から訴えたいと思います。終わります。

それと、Jアラートのほう、分かりました。忠類のほうのことが見えていなかったものですから、この金額は随分大きいなと正直思いました。北海道のほうに向かってきたら鳴るのだということですが、でも、正直、向かってきたときには、もう遅いと思います。それだけの時間、だからこういったことがどこまで有効なものかというのは、いつも検証されながらきちっとお金を使っていくと。今回、住民全体に防災無線使われますけれども、そういった形が私は本当にいいのだというふうに思います。

以上です。

○委員長(小田新紀) 企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 前段の滞納整理機構の関係でございますけれども、私どもは、滞納整理機構があるから住民に寄り添っていないということではなく、私たち税務課の職員は、本当に私も常に決裁が回ってくるのですけれども、住民といろんな、本当、生活相談から始め、それと多重債務ある方は、多重債務の解消のお手伝いをしてあげたりということで、十分寄り添って対応していただいております。そういう面が、結果として収納率も、住民税の個人、住民税が99%を超えていると。もうこれ3年、4年、もう99%を超えているということでございます。そういう面では、一生懸命やっているのですけれども、しかしながら、資力があったり、ありながらなかなか納めていただけない、悪質といえば悪質な方なのですけれども、そういう方については、やはりそこにかかるエネルギー、町としては当然やるべきことなのですけれども、それよりはそこにかかるエネルギーを、そういう方、いろんな町で逆に滞納を抱えているというのがあったりするものですから、それを管内全部の皆さんの力を借りて滞納を整理していこうと。

その整理する職員の中は、確かに市町村から派遣されている職員が主ですけれども、北海道からも税務の専門家が入っていただいておりますので、そういう力を借りながら、何とか大切な自主財源を確保していこうということで頑張っておりますので、滞納整理機構にやることが、全て突き放すようなことではないということは、ご理解いただければと思います。

○委員長(小田新紀) 中橋委員。

○委員(中橋友子) これは、もともとはなかった制度ですよ。もう何年になりますでしょうか。議会で議決してつくりました。そのときから心配をしていたことです。

努力していること、収納率が上がっていること、それは本当に認めたいと思います。相談を受けられている方からも、その相談についての評価なども聞いております。それはもう本当にそうだと思います。幾ら頑張っても、資力のある人で納めていただけないということに限って、滞納整理機構の力で回収ということであります。今回の滞納整理機構に出された方の収入状況というのは、どんな状況だったのですか。

○委員長(小田新紀) 税務課長。

○税務課長(高橋修二) 平成30年度におきましては、滞納整理機構のほうへお願い、引き継ぎした件数が9件でございます。

それで、所得の状況でございますけれども、29年中の所得になりますが、9名のうち、200万円以下の所得の方が5名、200万円以上の方が1名、そして所得の分からない方、いわゆる未申告の方が3名という内訳でございます。

○委員長(小田新紀) 中橋委員。

○委員(中橋友子) 分かりました。決してこれはたくさんの収入がありながら、部長がおっしゃられるような、いわゆる納める意思がないというふうには判断できない数字だというふうに思います。そういった点からも、十分住民の声として、直接、町職員に寄り添っていただきたいという声が大きいのことを受けとめていただければ、質問を終わりたいと思います。

○委員長(小田新紀) 企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 今、お話しした200万円以下の方が5名というお話ですが、今、預けた案件の中身が、税目が何かというのがはっきりしないので、一概に所得でなかなか話せない部分もありますので、そこはちょっと調べなければならぬということでございます。

ただ、そういうふうに至った経緯というのもありますので、私は、基本的には税相談した中で、一生懸命払ってくれていらっしゃる、なおかつ、でも、やっても相談にも来てくれない、約束は破る、分納はしてくれないというような、なかなか協力していただけない案件がほとんどでございます。そういう

面から、200 万円が資力あるかないかというのはありますけれども、そういう難しい案件を預けているということでございます。

○委員長（小田新紀） ほかにございませんね。
（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、2 款総務費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

審査の途中ですが、14 時 25 分まで休憩いたします。

14：16 休憩

14：25 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 款民生費に入らせていただきます。

3 款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 3 款民生費についてご説明申し上げます。

120 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、予算現額 23 億 6,966 万 6,000 円に対して、支出済額 22 億 8,450 万 8,294 円であります。

1 目社会福祉総務費、本目は福祉施策全般に要した経費であります。

20 節扶助費、細節 2 福祉灯油補助は、1 世帯当たり 7,000 円の商品券を 2,131 世帯に交付しております。

2 目国民年金事務費、本目は国民年金事務に要した経費であります。嘱託職員 1 名分の賃金などであります。

122 ページをお開きください。

3 目障害者福祉費、本目は障がい者の支援に要した経費であります。

4 節共済費、7 節賃金につきましては、チャレンジ雇用事業に係る賃金及び社会保険料であります。

13 節委託料は、障がい者の日常生活支援及び相談支援に係る各種の委託業務が主なものであります。次のページになりますが、20 節扶助費は、障がい者の福祉サービス等に係る支援費をはじめとして、日常生活用具の購入や医療機関等への通院等に係る交通費に対する扶助が主なものであります。

4 目東十勝障害認定審査会費、本目は十勝東部 4 町で共同設置しております障害支援区分認定審査会の運営に要した経費であります。

（14：27 藤原委員入場）

126 ページをお開きください。

5 目福祉医療費、本目は重度心身障がい者及びひとり親の家庭等の方々に対する、医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

平成 30 年度末の対象者は重度心身障がい者が 396 人で、前年度と比較すると 17 人の減であり、ひとり親家庭等は 779 人で、前年度と比較すると 35 人の減であります。

6 目老人福祉費、本目は高齢者福祉全般に要した経費であります。

本町における平成 31 年 3 月末現在の高齢者数は 8,537 人で、高齢化率は 31.95%となっており、前年度と比較いたしますと 102 人の増、率にして 0.64 ポイントの増となっております。

8 節報償費、細節 2 敬老祝金の対象者は 491 人であります。

次のページになりますが、13 節委託料、細節 6 から細節 11 までの事業は、介護保険を補完する各種サービス事業であります。

18 節備品購入費、細節 2 は 25 人乗りの福祉バス車両の購入、細節 3 は高齢者支援訪問車の購入が主なものであります。

20 節扶助費、細節 2 老人保護措置費は養護老人ホーム入所者に係る措置費であり、細節 3 社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助は、社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、当該法人等に対して扶助したものであります。

7 目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療制度に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 療養給付費等負担金は療養給付に係る町の負担分で、給付費の

12 分の 1 に相当する額であります。

130 ページをお開きください。

8 目介護支援費、本目は要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費が主なものであります。

平成 30 年度の介護予防プランの作成委託件数は 1,265 件で、前年度と比較して 336 件の減であります。平成 29 年 4 月から訪問型及び通所型サービスが総合事業に移行したことにより、介護保険特別会計において、介護予防ケアマネジメントを実施しており、件数が減少したものであります。

9 目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であります。

132 ページをお開きください。

10 目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

11 目老人福祉センター管理費、本目は老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

当センターの平成 30 年度の利用者数は延べ 4 万 7,000 人で、前年度と比べますと 966 人の減となっておりますが、7 月にカーペット張り替え工事を実施し、5 日間の臨時休館による利用者減であります。

134 ページをお開きください。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

136 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、予算現額 11 億 5,318 万 8,000 円に対して、支出済額 11 億 925 万 667 円であります。

1 目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費で、20 節扶助費、細節 2 児童手当は、平成 30 年度の対象児童数が延べ 3 万 4,302 人で、前年度と比較して 1,175 人の減となっております。

2 目児童医療費、本目は中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助及びその事務に要した経費で、20 節扶助費、細節 1 子供医療費扶助は、平成 30 年度末の対象者数が 3,192 人で、1 人当たり扶助額が 3 万 1,761 円となり、前年度と比較すると対象者数は 422 人の減、1 人当たりの扶助額は 760 円の増となっております。

138 ページをお開きください。

3 目施設型・地域型保育施設費、本目は幕別地域 5 か所の認可保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 30 年度末の入所児童数は 515 人であり、前年度と比較すると 3 人の増となっております。

148 ページをお開きください。

13 節委託料は、細節 11 の札内青葉保育園、細節 12 の札内南保育園の運営委託料が主なものであります。

次のページになりますが、15 節工事請負費は、町立保育所 3 か所のエアコン設置工事が主なものであります。

4 目へき地保育所費、本目は幕別地域 5 か所、忠類地域 1 か所のへき地保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 30 年度末の入所児童数は 79 人で、前年度と比較すると 7 人の減となっております。

次のページになりますが、15 節工事請負費は、へき地保育所 3 か所のエアコン設置工事が主なものであります。

5 目発達支援センター費、本目は発達の遅れ等に対する相談、支援及び療育などに要した経費であります。

平成 30 年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターの通所人員は 77 人で、前年度と比較すると 18 人の増、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 6 人で、前年度と比較すると 3 人の減となっております。

144 ページをお開きください。

6 目児童館費、本目は児童館 3 か所及び学童保育所 6 か所の管理運営に要した経費であります。

平成 30 年度末における学童保育所の入所児童数は 6 か所で 340 人であり、前年度と比較すると 42 人の増となっております。

146 ページをお開きください。

7 目子育て支援センター費、本目は幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

平成 30 年度の利用状況については、施設開放事業では年間延べ利用人数が 6,137 人で、前年度と比

較すると 1,213 人の減であり、一時保育事業では年間延べ利用人員が 2,282 人で、前年度と比較すると 171 人の増となっております。

また、ファミリーサポートセンター事業の利用実績は 484 人で、前年度と比較すると 181 人の増であります。

3 項災害救助費、予算現額 550 万円に対して、支出済額 5 万円であります。

次のページになりますが、1 目災害救助費、20 節扶助費は、住宅火災の半焼 1 件について災害見舞金を支給したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 5 点ほどお伺いしたいと思います。

121 ページ、1 目社会福祉総務費、20 節の扶助費、細節 2 の福祉灯油扶助についてお伺いしたいと思います。

平成 30 年度は、原油の高騰から町の町条例に基づきまして、福祉灯油が実施されたところであります。幕別町の場合は、他町村と比べまして、大変多くの住民に対して付与しているということで、大変よかったと思うのですが、今回資料の中で、160 世帯が申請がなかったというふうにありました。やはり申請がなかった理由について、どのように分析されましたか、お聞きしたいと思います。

次が、144 ページ。6 目児童館費、ここから 4 点ほどお伺いしたいと思います。

18 節備品購入費、学童保育所用備品の 31 万 5,000 円。去年もお伺いしているところでありますが、幕別町の学童保育所 6 か所で 340 人。去年より 42 人増えたというお話でありました。30 年度ですから、29 年度から比べまして、42 人増えたという答弁でありました。各学童保育所から備品要望に応えることができるのか、お伺いしたいと思います。

二つ目が、学童の内情についてお聞きしたいと思うのですが、幕別町では利用料を 4,500 円を支出して利用してもらっています。そのうち、おやつ代が幾らになっていますか。また、町からの補助というものはありますか。お伺いしたいと思います。

3 点目、施設外活動についてお伺いしたいと思います。夏休みや冬休みの期間中に、学童において、スマイルパークなど施設外活動が行われてきたのか、お伺いしたいと思います。

4 点目です。7 節の賃金につきまして、支援員賃金であります。ここで、190 万円ほどの不用額が出ていますが、理由についてお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 福祉灯油の申請しなかった方々の理由をどういうふうに捉えているかということですが、窓口に来られる方で、問い合わせ等で来られる方もいらっしゃる中で、福祉灯油のやつ来たけれども、私は申請しないわって言われる方も、中にはいらっしゃる。そういう方々も含まれているのかなというふうに思っております。また、何らかの理由で申請いただけなかった方等とか、対象かなと送付したのですけれども、こういった要件で対象になりますといった中で、該当しないから申請しなかった方もいらっしゃるのかなというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 児童館費の 4 点についてお答えいたします。

まず 1 点目、18 節の備品購入費ということで、こちら各学童の要望に応じているかどうかというようなお話かと思います。30 年度につきましては、あすなろ学童で一輪車や炊飯器、つくし学童で冷凍庫、やまびこ学童で FF ストーブなど、必要となるもの、要望あったものを購入させていただいているというものでございます。

続いて、2 点目のおやつ代ということなのですが、特に幾らという設定はしていないのですが、こちらのほう、保育料の中でお支払いいただいていますので、特別おやつ代をいただいているというものではございません。

続いて、施設外での活動ということですが、夏休みであれば、暑さ対策ということもあり、プールのほうに行かせていただいたりだとかということで、あとは公園などのほうにも行っております。

続いて、4 点目の賃金 190 万円の残ということだったのですけれども、当初予定しておりました支援員、こちらのほうが確保できなかったということでの執行残という形になっております。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） それでは、1 点目からお伺いしたいと思います。

この福祉灯油、申請していただければ、100%、7,000 円の幕別町商工会商品券が交付されるという形になっております。先ほどご答弁いただきましたが、対象世帯というのが、もう既に出ているんですね。幕別町でこのぐらいの人たちが対象になってますよ。それについて、交付世帯がこのぐらいですよというのが、資料の 70 ページで出ております。1 割まではいきませんが、やはり利用していない、私は単純に周知不足といったところとか、やはり手続がちょっと複雑かどうかはちょっとあれですけども、そんなに複雑ではなかったと思うのですけれども、やはりそういった周知方法について、もう少し頑張る必要があったのではないかと思います。

やはり特にことし、世界的な社会情勢から、やはり原油の高騰が予想されています。幕別町では、1 リットル 160 円を超えたら給付するというようなことになっていますが、やはり生活の安定を図るために、毎年給付するという考えを持つ必要があるのかなというふうに思っています。その辺についての考えをお聞きしたいと思います。

2 点目です。一輪車の問題ですとか、お伺いいたしました。やはり現場から大きなものとかを、要望して対応していただくというお話もありますが、本や雑誌、要は小さいもの、この辺について入れ替えていいのかどうかという判断について、なかなか古いものをずっと利用し続けているというのがあります。外から見ると、なかなか中の事情がよく分からないのですけれども、働いている方々から、ちょっとこれはどうなのだろうなという話もあるので、やはりそういったところをぜひ町側から、こういったものも更新できるというようにお話をしていただいて、これも更新できるのだなという体制をちょっと考えて、細かく体制をしいていただければと思います。

次、おやつ代です。町からは特別出しているというお話ではありませんでした。すごく気になったのが、手づくりでおやつを提供している場所とかは結構あったりするのです。できるできないという施設もあったりするので、一概にというわけにはいかないのかもしれませんが、やはり指導員の方々から、特に帯広からとかほかから来ている方々が、幕別町ではそういったことがやられていないよねというお話があったものですから、ちょっと検討してできないかどうか考えていただければと思います。

あと 3 点目、施設活動についてであります。平成 28 年度ですかね、あすなろのほうで、バスを借りてスマイルパークに行っているという話がありました。冬にそり滑りでやっていたという話がありました。大変すごくいい事業だったので、ぜひ継続していただきたいという話をしていたのですが、その辺についてやはり学童の関係等ありますので、つくし学童さんのほうに問い合わせさせていただいたところ、人数が多いのでなかなか難しいというお話を、去年答弁でいただいたのですけれども、やはり全体的に、やはり長期休業中になりますと、ずっと学童にすることが多くなるので、やはりそういったところを町としても対策を考えていただければと思います。夏では忠類でもいいのですけれども。

あとプールに行っているお話がありました。場所によってはプールに行けるのですけれども、例えば東の白人小学校の隣、町民プールのほうがなかなか利用できないという状況がありまして、更衣室の問題ですとか、トイレの問題、やはり早急に対応していく必要があるのではないかと思います。

4 点目です。支援員の不用額がありました。確保できなかったというお話がありました。やはり指導員さんがいて、学童がといったところがあります。やはり指導員さんが不足すると、現場が大変苦労するということがありますので、町としても、確保に向けて積極的に対応していただくことを求めたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 福祉灯油の周知の関係でございます。受付期間は 12 月の 10 日から 1 月の 31 日までの一月半ちょっとの間だったのですけれども、その間に、民生委員さんが訪問した際に、開封していない封筒を見つけた場合には、福祉灯油の申請してくださいねということで、申請につながった方もいらっしゃったり、一応、申請受付期間 1 月 31 日までとしていたのですけれども、2 月 15 日まで延長して受け付けを行ったりとか、あと申請に出向けない人につきましては、保健師などが届けたりというような対応も行った中でこの 92. 何%というような支給率になっております。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 1 点目の備品だとか遊具等の更新というお話ですけれども、今お話もありま

した本ということで、図書ですね。こちらのほう、30年度におきましても、やまびこ学童のほうで、図書のほうの更新は行っております。ということで、随時、荒委員おっしゃるように、適切に更新をしてまいりたいというふうに思っております。

2点目でございます。おやつの手づくりということでしたが、先ほど備品購入で、炊飯器というお話もしましたが、これは芋をふかしたりだとか、そういう蒸したりだとかということで利用するというところから、これまでもトウモロコシをゆでたり、ジャガイモをふかしたり、そういったおやつのを提供しているというような実態でございます。

3点目の施設外活動の部分でございますが、今現在であると、やまびこ学童のほうで、夏は児童館のほうに、そして冬は明野ヶ丘公園のほうにということで行っておりまして、つくしのほうについては、人数のほうがちょっと多いということで、バスのほうのちょっと利用が、今の現在、難しいのかなというところでございます。

続いて4番、賃金の部分でございます。不用額の部分でしたが、当初の予算と比較いたしますと、主任支援員が5人、支援員が15人ということで予算を組んでおりましたが、実際のところで行くと、主任指導員が5人、支援員が14人ということで、そちらのほうの執行残ということで、確保できていないということではなく、対応するには十分といえましょうか、確保はされているというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 福祉灯油の毎年継続していただきたいというお話だと思いますが、幕別町福祉灯油を実施するに当たりまして、1リットル100円を基準として過去行っておりまして、その目安を基準に、毎年灯油価格はどれぐらいになるかというところを見定めさせていただきながら、実施につきましては検討させていただくような形で行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 福祉灯油につきましては、ぜひ検討していただければと思います。

学童のほうにつきましては、課長のほうから、学童の備品については、確保してきていますというお話がありました。ぜひ、そのように対応していただければと思います。学童用備品が、今30万円でどうかなっているところもありますので、そのほうも細かく現場のほうとの対応をしていただければと思います。

おやつの現状です。芋をふかすというお話がありました。細かくするとあれなのですけども、ホットケーキとかタコ焼きとかというお話をしていましたので、どこができるのかというお話もありますけれども、みんなでできることがすごくいいという話もありましたので、ちょっとその辺については、現場のところとありますので、ぜひいろいろと試行錯誤の上で対応していただければと思います。

3点目の施設外活動につきましては、やまびこさんのほうでは継続的にやられているというお話がありました。ほかの学童保育所にも、やはり学童は全て幕別町で対応していただいていますので、ここだけやっていて、ここだけやっていないというようなことになるのは、少しどうかなというようなこともありますので、ぜひ全ての学童保育所で実施できるように対応していただきたいと思います。

支援員につきましては、これは1人足りなくても問題なかったということなのではないでしょうか。ちょっと理解があれだったのですけれども、指導員が14人で問題ないということなのではないでしょうか。15人を予算化しているということなのではないでしょうか。ちょっともう一度お願いします。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 4点目の支援員の不用額についてでございます。先ほど、説明不足で申しわけございません。おおむね40人ごとに2人以上の支援員を配置するというところで、この基準を設けて配置しておりますので、基準上の問題はございません。適切に配置しているというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 分かりました。3点目の施設外活動について、答弁いただきなかったのですけれども、やまびこさんだけではなくて、全ての学童で対応できるように求めたいところですが、どうですか。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 3点目の施設外活動についてでございます。バスについては、現在、やまびこのほうだけということなのですけども、他の学童保育所においても、近くでありますけれども、公園に行ったりだとか、プールだとかということで、ほかの学童もやっているのですが、そういったいろんな創意工夫を考えながら、これからもやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） よろしいですか。ほかにございますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点お伺いいたします。

126 ページ、5 目福祉医療費、12 節役務費、細節 16 ひとり親家庭等医療費審査等手数料、このことについてお伺いいたします。

資料の 79 ページなのですが、そこにはひとり親家庭への医療費の助成、入院の場合には助成をしているということですが、所得制限はあるということです。それで、通院の場合は対象にはなっておりません。それで、ひとり親ということでは、圧倒的に母子家庭、母子のひとり親家庭が多いということで、2015 年の貧困率の中では、その 50.8%が母子家庭であるということが明らかになっております。これは厚労省の統計調査です。それで、使える所得 106 万円以下、こういう状況になっているのが、今の現状。今は 2019 年ですから、今、労働条件などを考えますと、貧困家庭が多くなってきているのではないかというふうに推察しているところです。そういうことを考えますと、ひとり親家庭、そこにも通院の医療費の助成を行っていくことが必要ではないかと思しますので、その点についてお伺いいたします。

もう一点、129 ページ、6 目老人福祉費、外出支援サービス委託料、このことにつきましては、再三質問もしております。利用したくても利用できない、若い子どもと一緒に住んでいても、働いている子どもですとか、それから運転免許の持っていない子どもですとか、そういう方と一緒にいる人たちは対象外になっております。それで、去年の決算報告では、その基準を検討していきたいと答えております。1 年たっておりますけれども、その基準をどのように検討してきたのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからは、ひとり親家庭の親の通院に対する助成の考え方でございます。委員おっしゃるとおり、今ひとり親家庭の親については、入院のみ助成の対象としているところでございます。過去には、親の通院に関わっての助成ということも、もちろん検討はしております。ただ、実際に国保の一般被保険者の実績などを踏まえて、例えばこれを助成の対象にしたときの費用、7 割負担のうち課税世帯であれば 1 割負担という形になりますので、そうすると年額 1,500 万円、さらには全額 3 割分を負担しようしますと約 1,800 万円、そういった費用がかかるというような見込額がございますので、こういったとても大きな費用がかかるということで、現状では、この助成については考えてはいないところでございます。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 外出支援サービスの免許を持っていないお子さんがいたりだとか、日中独居というか、日中お子さんがお仕事に行っていて独居だとか、そういった方に対する基準をというお話なのですけれども、ちょっと以前にもちらっとお話はしたのですけれども、例えば、日中独居に関して言いますと、例えばフルパートで働いている方については、当然ずっといらっしゃらないという場面もあると思うのですけれども、中にはパートですとか、週に 1 日、2 日程度だとか、あとは時間的にも 1 日のうちの何時間だとか、いろんな就業形態というのがございまして、それぞれに対して本当に必要かどうか、真に必要なかどうかという判断を、私どもとしてはしていかなければいけないということでありまして、そうした中で一定程度の基準というか、そういったものを、こういった人は当てはまって、こういう人は当てはまりませんというような基準というのが、なかなか設定しづらい部分はあるのかなというふうには考えておりまして、例えば免許を持っていないという方につきましても、同居している方は持っていないけれども、近所に例えば別のお子さんがいて、免許持っていますだとか、本当にいろんなケースがあるのかなというふうに考えておりますので、基準につきましては、今のところはあくまでも対応としては同じなのですけれども、その方その方のケースに応じて、こちらのほうで判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） ひとり親家庭の医療費、通院の部分ですけれども、今財源として 1,500 万円から 1,800 万円というお答え、それでちょっと検討はできないというお答えでした。しかし、こういう所得の中で暮らしている人たちは、その医療費が助成になった場合には、経済活動に使っていくのですよね。ですから、そういう助成されたお金は貯蓄とかそういうことではなくて、日々の生活の中で、経済に使っていくということでは、地域にそういうお金が回っていく、そういうことがあるということなのです。で

すから、そういう点では、町の財政が全てそれが負担になるということではないと思います。

それで、本当にひとり親家庭の生活ということでは、本当に節約して節約して暮らしているのですよね、実際に。それで、本当に貧困の問題でも取り上げているのですけれども、そういう家庭の中では、見た目では服装ですとか、そういうところでは分からなくても、日々の食べ物ですとか、それから医療費でも、まずは子どもは幕別町は医療費は無料ですから、子どもの場合はいいのですけれども、親の場合には我慢をする、そういう状況も聞いております。そういう点では、本当に大変なところに光を当てるというところでは、ひとり親家庭の助成を考えていく必要があるのではないかと思います。他町村のことは、私はあまり言いたくはないのですけれども、音更ですとか、広尾とか、それから豊頃など、既に入院費、医療費を助成しています。そういうことも踏まえて、ぜひ助成をしていくことが必要ではないかというふうに思います。

もう一つ、それから外出支援サービスなのですが、現状のままだというふうに私は捉えました、お答えを聞きますと。しかし、これから高齢化率が進んでいきます。そして、若い世代でも、今お答えになったのですけれども、これでは本当に希望しているそういう声が多い中で、現状から一步も進まない、そういう状況ではないのでしょうか。本当に利用したい人たちが大変な思いをしているというところを、もっと聞き取りなどいたしまして、困難を抱えている人たちの声をもっと聞いて、そして改善していくべきではないかと思います。

資料の 81 ページなのでも、平成 30 年度は利用者数が減っているのですよね。金額は増えているのですが、利用者数が減っています。利用したいという人が、今本当にこの制度、大変喜ばれている中で減っているという、こういう状況をどのように捉えたらいいのか、その点もお答え願いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 1 点目の、ひとり親家庭の親に対する扶助の部分でございますけれども、この事業につきましては、基本的に北海道の事業に合わせて、町も条例で定めて事業を実施しております。どんな施策をとるかというのは、中でいきますと、これまでも中学生までの医療費無償化、拡大だとか、さまざまな支援を講じているところでありますので、あれもこれもというのは、なかなか難しいというのが実態でございます。今後におきましても、どのような支援ができるかというのは、検討はしなければいけないものと考えておりますが、これに関してすぐに取り組むというのは難しいという認識であります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 外出支援サービスなのでも、まず利用者が減っているというようなお話ではあったのですけれども、その年その年でどういった方が利用して、利用を希望される方が何人いてと、きっと高齢者の人数が増えていけば、毎年増えていくというようなイメージはあるのかとは思っておりますけれども、一応私ども基準は変わらない中で、いろんな形で対象者というか、希望者を拾っての結果が、去年はたまたま人数が減ったということでありまして。減ったというのは、基本的には、大体廃止されるのが死亡ですとか、入院ですとか、入所ですとか、そういった方で廃止される方がいて、そのほかで逆に新規の利用者がいて、その増減の中で、去年はたまたま廃止の方が多かったというような状況であります。

必要な方に必要なサービスをということではあるのですけれども、現状の中でも、実は人数は減っているのですけれども、例えば、幕別地区だと 178 人が利用してまして、利用回数も 2,000 回を超えているというような現状でありまして、その中で、今ワゴン車とリフト車、各 1 台で対応しているというのが現状でありまして、今後も例えば利用人数が増えていく中で、ある程度線を引かないと、本当に必要な方が受けられなくなるような状況というのは、避けたいなというふうには考えておりまして、そうした中で、一応私どもとしては、独居並びに高齢者世帯、高齢者のみの世帯というような線を一応引いた中で、今のワゴン車、リフト車各 1 台で対応できる搬送人員、この可能な限りの中で、現状ちょっと対応しているというような状況であります。

基準については、今のところそういった独居ですとか、高齢者のみ世帯以外に、どういった方が利用できるかというような基準については、設ける予定は今のところは私どもとしてはないのですけれども、繰り返しになりますけれども、いろんなケースございますので、そのケースに応じて対応はしていきたいというふうには考えております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） ひとり親家庭の医療費の助成なのですけれども、あれもこれもというふうにはできないという、そういうお答えだったと思うのですけれども、やはり今のひとり親家庭、本当に子どもを育てながらひとり親家庭ですので、その困難さということを考えれば、やはり私は助成というのは、本当に安心してこの幕別町で暮らしていけるという、そういう生活の保障にもつながるのではないかとこのように思います。ですから、貧困率の所得制限も今のところ入院も設けているのですけれども、そのところも考えても、やはり所得の低いところへのしっかりと手だてをとっていくということでは、ひとり親家庭というのは経済的にもそうなのですけれども、父親の役割もしながら母親の役割もしながら必死に子育てをしているという、そういうことも考えますと、経済的な支援というのは、私は必要だなというふうに思いますので、ぜひこれから検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、外出支援サービスなのですけれども、基準を設けていないということでした。この基準というのをどのように捉えるかということなのですけれども、こちらの家庭では外出支援サービスを利用している、こちらでは同じような条件よりも、もっと身体的に体力は劣っているのだけれども、たまたま子どもが同居しているので利用できない、そういうところで高齢者の間でも、どこが基準なのかははっきりしないという不満の声も聞こえてきているのですよね。ですから、そういうところのしっかりと、どの高齢者、利用したいという人たちが納得できるような対応をしっかりとされているのかどうか、そのところが私は問題ではないかと思うのです。同居していても、利用したいという人の実態をしっかりと踏まえた上での対応をしているのかどうか、そこは私、非常に疑問に思うところもありますので、そういう対応をしているとおっしゃるのであれば、そういう例も示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今ちょっと具体的に、こういったケースでというお話はちょっとできないのですけれども、私どもとしては、対応としては同じようにそれぞれ対応してしまして、例えばこちらの人が受けられたけれども、こちらの人が受けられていないだとか、そういったことで差別はちょっと言葉が悪いのですけれども、そういった形で適用している、適用していないということではなくて、必ず同じような判断の中で、利用できる、利用できないという判断はさせていただいておりますので。ちょっと分かりづらいというお話もございましたけれども、それにつきましては、先ほど言ったように、本当にもうこういうときは大丈夫です、こういうときはだめですという一定の基準というのは、なかなかちょっと設けづらいのかなというふうに私どもも思っています、それを設けることによって、例えばこれ以外は全部だめなのだなという判断をさせてしまうというケースも、中にはあるのかなというふうに思っていますので、やはりそれこそいろんなケースございますので、お話を聞いた中で、本当に必要かどうかという判断をさせていただいて、適用、適用でないという判断はちょっとさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ひとり親家庭の件でございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、どういった支援をするかというのは、やはりさまざまこれまでも取り組んできております。やはり子どもに対する支援ということに対して、今さまざまな取組をしている状況でありますので、ひとり親家庭の親の部分に関しては、今検討するということではなく、現状の中で、道の事業をそのまま続けていくという考えでございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 現状、このままということであれば、本当に生活に困窮している家庭に対しては、やはり医療費だけではなく、今回は医療費のことだったのですけれども、しっかりと対応をしていただきたいと思うのですけれども、どうしてかといいますと、なかなかそういう方たちは、いろんな相談があっても、役場の窓口には行きづらい、そういう声がまだまだ聞こえるのですよね。ですから、そういうことも含めまして、本当は医療費のこと、私、今回質問しているのですけれども、あわせて相談事が相談しづらいという声はまだあるのですよ。ですから、そういうことも検討していただきたいというふうに思います。窓口にどういうふうにしていくかということも、さまざまな方法もあるかなというふうに思うのですよね。ですから、そういうことも住民の声も聞きながら対応していただきたいと同時に、ぜひこのひとり親家庭への支援も、これから検討していただきたいと思います。

それと、外出支援サービスなのですけれども、ここのところ毎回、現状のままなのですけれども、利用したい人たちに対しての不公平感が残らないような対応をしていっていただきたい、そのように思います。

これで質問を終わります。

○委員長（小田新紀） ほかにございますでしょうか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 民生費の139ページ、施設型・地域型保育施設費の13委託料、11、12札内青葉保育園運営委託料1億4,393万3,940円、札内南保育園運営委託料1億3,974万10円ということであります。昨年の決算のときにも、この委託されている金額が、町の運営している保育所に比べて高額ではないかということでお尋ねした経緯があるのですけれども、その昨年よりもさらに1,000万円近くずつ、ことしの決算では上回っております。そこで、改めてお聞きしたいのですけれども、現在、幕別町内には常設保育所5か所になりますけれども、町営のさかえ保育所、北保育所、また中央保育所ですか、それぞれの運営費、1年間のかかっているお金ですけれども、幾らぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 町立保育所の運営費ということでございますが、そちらのほう、今、手元に資料がなく、具体的な数字がお答えできません。申しわけございません。ただ、今お話ありました、それぞれ青葉と南の委託料とあります。そちらのほうを除いて、人件費を足したものが、3保育所の運営費の合計になろうかと思えます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、ざっくり計算しますと、3か所で1億8,000万円ぐらいではないでしょうか。ざっくりですけれどもね。実はそもそも町営であった保育所が民間に委託するということに、町が一生懸命いろいろ整理されて、資料を用意されて、当時の委員会で議論をしてきた経過がございます、民生常任委員会です。そのときに、民間に委託するメリットというのを二つ挙げられまして、一つは保育サービスの向上につながるということでありました。もう一つは、経費の削減ということでありました。二つでした。そのときに出示された資料が、当時、北保育所の1年間の総支出というものを出示されまして、ちょうど定員が90で、青葉の定員の90と同じだったものですから、それを参考にとということで、7,500万円程度の予算でした。これが、民間に委託することによって安くなるのだということでありました。ところが、現状ではその7,000万円台というふうに見るならば、2倍の金額になっています。こういうふうに至っているには、それなりの理由があると思いますが、お示しいただけますか。

○委員長（小田新紀） ここで審査の途中ですが、15時25分まで休憩いたします。

15:15 休憩

15:25 再開

(15:25 千葉委員退場)

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

こども課長。

○こども課長（西田建司） 町立保育所の運営費ということで、先ほど私のほうで、13節委託料の二つを除いてというお話をさせていただきましたが、もう一つ19節の細節6認定こども園等施設型給付費負担金、そちらのほうも除かせていただきます。そうしたところ、30年度の決算額でいいますと、おおむね1億6,000万円という数字になります。そして、こちらに計上されていない正職員の分、そちらのほうの人件費が、これも当初予算ベースになります。1億1,000万円、こちらの数字になります。単純に足していただくと、2億7,000万円という数字になりまして、こちらのほうを3所で割り返すと、約1か所当たり9,000万円というような数字になります。その金額との委託されているところとの比較ということになろうかと思えます。ただ、町立保育所と民間保育所の違い、明確なところがございます。ご存じのように、特別保育の中で、11時間を超える延長保育、19時までですね、そちらのほうで青葉と南で実施しております。そして、病後児保育ということで、こちらのほうで青葉のほうで実施しているということであります。

大変失礼いたしました。人数になります。青葉保育園の延長保育につきましては延べ906人、病後児保育のほうで延べ118人、そして南保育園のほうの延長保育が延べ1,137人というような特別保育の実績でございます。あと総体的に言えることは、3歳未満児の人数のほうで明確に、人数のほうが少ないなっているというふうには、青葉と南が多く、町立の3所においては少ない数となっているのかなというところでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 補足であります。今回、資料要求ということで、追加で出した資料にもございますが、基本的に保育士数、民間と町立ではおのずと違いがございます。受入れ児童数も違う関係から、職員数が違うということで、かかる人件費も違うといった状況もございます。あと、指定管理時点においては、決算書によりますと、平成 29 年度で青葉保育園、保育所ですか当時は、1 億 2,500 万円、今 1 億 4,000 万円ですが、当時からいくと入所児童も増えております。また、人件費の処遇改善等の補助金も入っておりますので、そういった関係で、現時点では当時よりも委託料が増えているといった状況もございます。

（15：25 千葉委員入場）

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いろんな要素が加味されて、この金額になっているということでもあります。間違いはないのだろうなというふうには思うのですが、しかし当初の民間に委託するときの同じ議会に対する説明で 7,000 万円台ということを示しながら、次は 1 億 2,000 万円でしたよ、次は 1 億 4,000 万円でしたよというようなことは、つながっていかないと思うのですよね。私はやはりこういった、特に大幅に施設を公共から民間に切りかえていくというときには、本当に適切な資料を出して、私たち住民の代表が誤った判断をしない、そのためには適切な資料を出すということが一番だと思うのです。7,000 万円台が今になって 1 億 4,000 万円になって、2 年たったし、いろんな加味されたからそれでいいのですということで、つらっと過ごされるということに、私は非常に心配といいますか、そういうものではないと思うのですよね。確かに、児童の数が違うとか、未満児が違うとか、いろいろ加味されたとおっしゃいますけれども、いただいた資料では、さかえ保育所が 124 人預かっていらっしゃるのですよね。青葉は 112 人です。南は 132 人で多いのですが、青葉のほうが少ないのですよね。しかし、ここでは一番人数の多い南保育所よりも青葉が 1 億 4,000 万円と、南より 4,000 万円ほど多いのです。こういったところなんかも、本当に理解できない。もっともっと例えば、ここまで積み上げられた委託料について、細かい資料というのは出していただけるのですか。これの積算に関わる資料があるのだと思うのですよね。あるから、きちんと出しているのだと思うのです。どうなのでしょう。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ちょっと今、委託料の内訳という前に、当時 7,000 万円といった数字の部分なのですが、当時は民生常任委員会の所管事務調査という、そういった中で資料を出させていただいたと。当時、青葉保育所と児童数が同規模ということで、北保育所の比較ということで資料を出させていただいたところがあります。その際は、職員の人件費を除いた分として 8,000 万円弱といいますか、7,000 万円と。その数字が、今、中橋委員のご記憶にある数字だと思いますので、当時も人件費を除いた比較として 8,000 万円弱ということで説明をさせていただいたということは、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） こちら 2 所の委託料の実績の積算の資料ということですが、集計したもの、まとめたものということでお出ししたいと思います。

○委員長（小田新紀） ただいま、中橋委員より資料についての要求がありました。このことについてお諮りしたいと思います。ご意見ございますでしょうか。ご意見ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議がないようでありますので、資料を要求することに決定いたしました。

理事者におかれましては、速やかに資料をご提出願います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 資料をいただきまして、質問をさせていただきたいと思いますので、質問は保留させていただきます。

○委員長（小田新紀） 暫時休憩いたします。

15：34 休憩

15：35 再開

○委員長（小田新紀） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま中橋委員の質問につきましては保留ということで、資料が整い次第、また審議を進めていき

たいと思います。

では、民生費に関わりまして、ほかにご質問ありますでしょうか。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 今の運営費のところでお尋ねしようと思っていたのですが、青葉が2年たつわけでありまして。一応、先ほど中橋議員からありましたように、費用対効果、あとサービスの面について、改めて具体的なことが、場所を変えてお尋ねしたいと思うのですが、せっかくその資料を出されるということですから、その辺のところをそのときにご答弁いただきたいなと思います。

というのは、今、部長のほうから話ありましたように、民生常任委員会のときの、平成28年度だと思えますけれども、そのとき人件費を入れない運営費について同じような運営費がかかりますよということでした。それにつきまして、民間になったものですから、国から出てきますものは、人件費も納めた形の運営費が民間に出されますから、だから1億2,000万円、4,000万円という形になっているわけで、あくまで町でやっているところのは、いわゆる職員費、物件費は入っていないわけですから。だから職員費、物件費入っていない運営費と、民間の人件費が入った運営費と比べられてみても、これ仕方ない話なわけでありまして。そうしたら、サービスとか、病後児だとか、延長だとかもありますけれども、その辺のところでの整理をした形で申し上げるように費用対効果、そのときに出されました資料もありますけれども、正職員は年間、ここのところでは大卒で勤続4年では307万8,440円となっています。民間のほうでは、臨職いませんから、全正職ですから、それで、233万1,000円ということになっています。

町の常勤の臨職の保育士につきましては、166万9,400円ということになっています。代替さんがどちらもありますが、時給は違いますけれども、そういう形の金額になってますから、だから今の状況は多少上がっているのだと思えますけれども、その辺の人件費を含めた形で、あとサービス内容を含めた形で、いわゆる費用対効果、そして町民に対するサービスの形、効率化ができてないところを、どういう形で民間がやっているのか、どうやってお互い助け合って、町の保育を、事業をやっているのかということにつきまして、恐らく資料が出されますから、一緒にそのときに、今、答弁できなかつたら、答弁をしていただきたいと思えます。金額出せないのだから、費用対効果すぐ出ないでしょう。

○委員長（小田新紀） では、資料が準備整い次第、提出されましたら、あわせて、またご質問いただくということで、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 121ページ、14節使用料及び賃借料の細節5戦没者追悼式に関してなのですが、11節需用費のほうにも物品が関わってくるのですが、追悼式典なのですが、高齢化が進んでおりまして、出席者、参拝者のほうが減ってきている傾向にあるように思うので、懸念がされるのですが、毎年、今は開催されておりますけれども、今の実態や認識、あとご遺族の方が亡くなられるなどあると思うのですが、何等親の方まで案内状を送るなど、そういったことは定められているのでしょうか。

あともう一点なのですが、129ページの細節19負担金補助及び交付金の細節4地域敬老行事奨励金なのですが、資料84ページによりますと、平成29年度、前年度が93公区だったので、89公区に減っておりまして、4公区減少しているのですが、その理由が把握してございましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうからは、今ご質問ありました地域敬老行事奨励金の関係についてお答えさせていただきます。

確かに前年度から4公区、数上減っているのですが、減った理由なのですが、それぞれ公区ごとに事情がございまして、こちらのほうでも確認をさせていただいております。

内容としましては、もともと毎年の開催ではなかったということで、3年に1度開催しているので、昨年はないでしたというような公区ですとか、あとは昨年度たまたま人が集まらなかったのか、ちょっと開催ができませんでしたといった公区、それと行事は開催したのですが、奨励金の申請をしなかったというところの公区ということで、4公区となっております。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 戦没者追悼式のことについてでございます。

小島議員がおっしゃられましたとおり、年々参加者が減ってきている状況は、担当としても感じているところでございます。10年前の戦没者追悼式のご遺族の出席された方は77名で、それから比べるとことは、3分の1近くまで減っているような状況でございます。毎年ご案内させていただいて、参加者が減ってきているなというのは感じているところでありますが、ただ減っているからといって、なくすというものでないというふうに考えておりますので、今すぐどうこうするというようなことは考えておりません。

十勝管内のこういった同じような戦没者追悼式に関しましても、ほとんどの町村が、主催が町で行っているか遺族会で行っているかという違いはありますけれども、継続しているところがほとんどでございますので、遺族会の方のご意向もお聞きしながら、今のところは続けていくようなことで考えております。

それと、案内している方の何等親まで案内しているかということでございますけれども、何等親まで案内するというふうな決めはございませんで、そのご遺族の方がもしお亡くなりになられた場合につきましては、同じ住民票世帯にいらっしゃる方に、同じようにご案内させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 敬老行事のほうから先にお話ししますけれども、さまざまな事情あるということだったのですけれども、中には奨励金の申請しなかった、知らなかったのかもしれないけれども、そういったところの、きちんと事業に乗って支払われるものですから、きちんとそういったところは説明をして、利用していただくようにしたほうがいいと思いますし、今の話ですと、高齢化によって運営が厳しいとか難しくなってくるという感じではなさそうだったのですけれども、この敬老行事ということではあるのですけれども、お聞きしましたところ、公区の行事と一緒に、例えば公区の新年会があるときに、同時にやるとかということも可能だというふうに聞いておりますので、きちんとそういったところの説明だとか、あとその辺のご理解だとかもいただいているのでしょうか。

あと、戦没者追悼式典なのですけれども、なくさないといったお考えということで、そこは安心したところなのですけれども、やはり参加者がもう3分の1近くまで減っている状況ということで、きちんと町としてもフォローをしていただきたいと思います。また、当然のことながら、ご遺族の方にとって大切な式典であり、私どもにとっても、さきの先人の大変なご苦労があつて、今があるということでありますので、今後とも続いていけるようにしていただきたいと思います。

また、一般の方の参拝者というのが、毎年1人もいないような状況だと思うのですけれども、平日でなかなか難しい面もあるかと思うのですけれども、もう少し周知を図っていかれてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 敬老行事の関係ですけれども、申請自体知らなかったということではなくて、去年当然申請していますので、申請するという行為自体は知っているのですけれども、今回のこのケースにつきましては、たまたまちょっと申請をし忘れてたということで、私どもも当然把握をさせていただいた中で、去年出てきていたので、ことはどうですかということで、ご連絡は当然させていただいております。支出年度は当然3月、出納整理期間含めて5月なので、それまでの間に申請をしていただければ、こちらのほうで支給できますということで、かなり前からご連絡はさせていただいております。公区のほうも分かりましたというお話はしていたのですけれども、結局は出てこなかったというような状況であります。なので、知らなかったという話ではないということです。

あと、敬老会単独開催以外の新年会ですとか、そういった形のあわせての開催ということなのですけれども、こちらにつきましても、毎年、春の公区長会議の中で、名簿を配る際に、手引のほうもお配りさせていただいているのですけれども、そうした中でも、そういったあわせて開催した場合でも対象になりますよというような周知は、こちらのほうでさせていただいております。ですので、実際のところ、去年89公区が開催しているのですけれども、そのうち51公区が他の行事と一緒に共催をしているというような状況でありますので、ある程度、皆さんのほうもご理解をさせていただいているのかなというふうに思っておりますけれども、今後も引き続き、そういった周知をさせていただいて、なるべく公区のほうで、今までやられていない公区につきましても、開催してはどうですかということで、こちらのほうでは周知のほうさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 一般の方の参拝についてでございますけれども、毎年、町の広報でもって一般の方の参拝につきましても、周知をさせていただいているところでございます。ただ、これ強制するものではございませんので、なるべくたくさんの方に参拝していただきたいなということで、こういった毎年の広報は続けていきたいと思っております。

○委員長（小田新紀） ほかがございますか。
酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 140 ページの 3 目施設型・地域型保育施設費の 15 節町立保育所エアコン設置工事、3 か所でこの金額だったということなのですが、各保育所の保育室ごとに設置しているかと思うのですが、何個の設置になったか、分かれば教えてください。

それと同じ 3 目の 19 節負担金補助及び交付金の 6 の認定こども園等施設型給付費負担金 1,763 万 7,000 円というのは、これどういうお金なのか教えてください。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 町立保育所のエアコンの設置工事に係る内訳と、設置個数ということなのですが、基本的に調理室については既に設置済みだった場所もありますので、それを除いた基本的な遊戯室、保育室、そちらのほうについては全て設置したということでございます。個数で言いますと、中央保育所が 6 基、さかえ保育所が 7 基、そして北保育所が 5 基になります。

続いて、19 節 6 番の認定こども園等の施設型給付費の負担金でございます。こちらのほうについては、それぞれ帯広市内の認定こども園だったり、帯広市内の幼稚園、そして事業所内の保育所に対する給付費の負担金になります。内訳といたしましては、帯広市内の認定こども園に、ひまわり幼稚園になりますが、こちらのほうが 145 万円、人数のほうなのですが、4 月当初 4 人、年度末で 4 人。そして第二ひまわり幼稚園が 82 万 150 円で、7 月入所 2 人、11 月入所 1 人、年度末で 3 人となっております。続いて、帯広市内幼稚園なのですが、こちらのほうに聖公会幼稚園、こちらのほうが 125 万 8,012 円になります。こちらが 4 月当初 2 人、年度末 2 人でございます。続いて、事業所内保育所でございますが、のびのび保育所が 1,274 万 610 円、4 月当初で 5 人、7 月入所で 2 人、12 月入所が 2 人、1 月入所が 1 人、年度末 10 人。そして最後に、同じく事業所内保育所でひなたぼっこ保育所、こちらのほうが 136 万 9,040 円で、4 月当初 1 人、年度末当初 1 人、こちらの入所に係る給付というものになります。

○委員長（小田新紀） よろしいでしょうか。
ほかございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 2 点だけお伺いしたいと思います。

まず、老人福祉費のページ数が 128 ページの 14 節の細節 6 の緊急通報装置借上料につきましては、資料では 82 ページで、取り外しが 77 台ということですので、この取り外しが結構多いのではないのかなと感じたところであります。したがって、ここは施設に入ったり、また亡くなられたりということも考えられるのですけれども、どのような理由が一番多かったのか、お伺いしたいと思います。

また、2 点目が 136 ページの児童福祉費なのですが、全国で児童虐待事件が相次いでおります。ことし 6 月にも札幌で女兒が衰弱死したという事件がありましたが、幕別町ではどのような相談体制をとり、また平成 30 年度は相談件数がどのくらいあったのか、またその後のケアとして、どのようにしているのかということと、警察、児相、行政との連携をどのように図っているかをお伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうから緊急通報システムの関係でお答えさせていただきます。

取り外しが 77 件ということだったのですけれども、岡本委員おっしゃるとおり、死亡ですとか、入院、入所、そういった内容での取り外しなのですけれども、内訳としましては、死亡で 24 件、施設の入院入所で 40 件、あと転出で 5 件、その他で 8 件、その他につきましては、親族と同居したですとか、そういった件数であります。

以上です。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 要保護児童の相談件数でございます。

平成 30 年度なのですが、帯広児童相談所に寄せられた要保護件数、こちらのほうについては平成 30 年度の数字については、まだまとまっていないということで、数字をいただいておりますが、

ちなみに平成 29 年度の数字で申し上げますと、本町に関わるものが 35 件で、うち 19 件が虐待ということで認定された件数になります。

また、本町では学校や保育所、幼稚園と連携して気になる子ども、こちらについては早期の情報提供を促すとともに、内容の確認と幕別町要保護児童対策地域協議会のケース検討会議を行っておりますが、こちらは平成 30 年度の事例で申しますと、身体的虐待が 2 件、心理的虐待が 1 件、ネグレクトが 1 件ということで、昨年度から 1 件少ない合計 4 件であり、7 回のケース検討会を開催したところでございます。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 全国では、やはりすごく増えているということでありますので、我が町といたしましても、本当に児童虐待を早期に発見して、本当にひどくならないようにということが、やはり求められると思うのですが、また国のルールの 48 時間ルールということもございます。そういうところは、しっかりと連携がとれているのか、お伺いいたします。

そして、緊急通報装置の事業なのですけれども、こちらでも死亡とか入院、そして転入ということがあると思うのですけれども、その中でもここに書かれておりますが、健康状態、身体状況に障がいがあるひとり暮らしの高齢者等にということでうたわれておりますが、ひとり暮らしと、確かにそうなのですけれども、今、核家族化になりまして、息子さん、娘さんが働きに行って、昼間はほとんど一人というような方も多いうように伺っております。その中で、ひとり暮らしでないから緊急通報システムはつけられないというふうなお声もいただきまして、確かにそうなのですけれども、先ほどの野原委員と同じような質問みたいなのなのですけれども、その中で、基準というのが難しいと思うのですけれども、息子さんが障がいがあったり、また本人もちょっと障がいがあったりというようなところもあるのですけれども、一緒に暮らしているからひとり暮らしでないので、つけることができないというような声があり、このようなところは少し柔軟な対応ができないものか、お伺いいたします。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 先ほどお話あった 48 時間ルールでございます。

こちらについては、こちらのルールは守られているということで、児童相談所のほうから連絡が来ましたら家庭に同行したり、学校に登校しているか、また保育所に登所しているかというような確認をさせていただいております。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 独居ですとか、高齢者のみの世帯ということで、基本的にはつけているのですけれども、中には障がいといった意味での設置というのもございますので、そういった形で、今、岡本委員がおっしゃったようなケースについても、対応できる部分については対応していきたいというふうには考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 児童虐待の件では、理解したところであります。

また、緊急通報システムの件では、やはりそのような声が住民からも聞こえておりますので、本当にここはやってここはやらないというわけにはいかないと思うのですけれども、だんだん高齢化が進んでいる中で、ひとり暮らしということ、昼間はお嫁さんや息子さんが働いているということも、しっかりと考慮していただいて、住民に寄り添ったこういう事業をしていただきたいことを申し述べて終わります。

○委員長（小田新紀） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それではないようです。

3 款民生費につきましては、中橋委員の質疑を保留しておりますが、4 款衛生費に入らせていただきます。

では、4 款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 4 款衛生費についてご説明申し上げます。

150 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 5 億 6,258 万 7,000 円に対して、支出済額 5 億 5,059 万 1,680 円であります。

1 目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

8 節報償費、細節 1 講師謝礼については、助産師に対する謝礼であり、妊娠、出産、子育て等に関する相談体制の充実を図るため、平成 30 年度から新たに産前産後サポート事業、ママカフェを実施しております。

ママカフェは、保健福祉センター、札内コミュニティプラザ、子育て支援センター及び忠類ふれあいセンター福寿において、保健師及び助産師が妊産婦の相談に応じるもので、平成 30 年度は 41 回開催し、利用人数は延べ 203 人であります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 16 人工透析設備等更新補助金については、南十勝圏域の中で唯一人工透析医療を行っている大樹町の医療法人に対する、人工透析器の更新に係る補助金であり、更新費用の 2 分の 1 を広尾町、大樹町、更別村、中札内村及び本町の南十勝 5 町村で助成したもので、本町の負担割合は、当法人への補助金総額 3,223 万円の 8 % 相当分であります。

2 目予防費、本目は感染症予防のための予防接種などに要した経費であります。

11 節需用費、細節 70 医薬材料費は、主に予防接種に係る医薬品等で、13 節委託料は感染症の健診費及び予防接種に関する委託料であります。

154 ページをお開きください。

3 目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発医療や各種健康診査などに要した経費であります。

13 節委託料は、細節 6 子宮がん検診委託料、細節 8 乳がん検診委託料などの各種がん検診をはじめとした検診に係る委託料であります。

156 ページをお開きください。

4 目診療所費、本目は幕別地区 5 か所及び忠類地区 2 か所の診療所の管理運営に要した経費であります。

平成 30 年度の開設日数及び受診者総数は、幕別地区の診療所が 141 日、延べ 411 人、忠類診療所が 263 日、延べ 8,625 人、忠類歯科診療所が 228 日、延べ 4,918 人となっております。

13 節委託料は、細節 5 の忠類診療所の管理運営に係る委託料及び細節 6 の歯科診療所の指定管理料が主なものであります。

18 節備品購入費は、診療所の医療機器の購入費用であり、忠類診療所は主に診断用エックス線撮影システム、歯科診療所では主に歯科デジタルレントゲン装置のほか、歯科レーザー機器などであります。

5 目環境衛生費、本目は葬斎場、墓地の管理運営に要した経費であります。

次のページになりますが、15 節工事請負費、細節 1 葬斎場改修工事は燃焼炉セラミック張り替え等の工事、細節 2 は忠類墓地改修工事は敷地内のトラフ交換工事であります。

160 ページをお開きください。

6 目水道費、本目は水道事業会計への補助金、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要した経費であります。

2 項清掃費、予算現額 3 億 9,399 万 8,000 円に対して、支出済額 3 億 9,228 万 1,472 円であります。

1 目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費であります。

11 節需用費、細節 30 印刷製本費は、ごみカレンダー 1 万 3,400 部、ごみ袋 104 万 400 枚の製作に係る経費であります。

13 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝環境複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 8 町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節 4 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 3 点質問させていただきたいと思います。

一つ目は、159 ページ、4 款衛生費の 1 項保健衛生費、1 目環境衛生費、13 節委託料、細目 12 番の墓地環境整備委託料 75 万 6,000 円、資料は 102 ページになります。

資料の 102 ページの中で、墓地の貸していく数と、それから返却する数、3 年間にわたって示しているわけですが、これで見ますと、随分と数が減っているなど、そのことが分かるわけです。平成 29 年度の貸付数は、何とかちょんちょんということでありましたが、平成 30 年度は

6 件と 22 件でマイナス 6 件、過去 3 年間で 22 件の貸し付けに対して 65 件の返却、マイナス 43 件ということが、この資料にある七つの墓地の数値から見えるわけであります。この減っている理由について、お聞かせいただきたい、それが 1 点目であります。

それから、この墓地に関わって、161 ページに 23 節償還金利子及び割引料、細目 1 番墓地使用料返還金 24,000 円というのがあります。墓地の使用の規定を見ますと、このような形で返還するというのは基本的にはないと。ただ例外として三つほど事例が出ていました。3 年間全く使用しないで、ご遺族というか、借りると申請のあった人から返却という申請があったときには返すと。それから町のほうから、ちょっと返してくれというケースで二つあったと、そのように認識をしているところであります。ですから、ここの 24,000 円という金額が発生するかどうかということも、非常に何やら腑に落ちないことがある。この 24,000 円の返却が、どういう理由、どういうケースだったのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、同じ 161 ページ、2 項衛生費、1 目清掃総務費、13 節委託料、この細目 5 のごみ収集委託料に関係するのだと思うのです。ここで 1 点質問させていただきます。

ことは、幕別町第 2 期ごみ処理基本計画の、こととしてはいいですね、平成 30 年度は一つ目で、平成 37 年、令和でいうと 7 年になるかと思うのですが、8 か年間にわたる基本計画ができての 1 年目の数字が、1 年目が 30 年度であったわけです。この基本計画の中では、さまざまな 8 年間の目標値が示されているところでありますけれども、気になるところ 1 点、この 8 年間で 1 % リサイクル率を上げるのだということがありました。この目標に向けては、どうなのかということが一つと、それからさまざまな課題が、この基本計画がある中で、その中でちょっと気になっているのは、ごみステーションのごみの不分別排出というのが、その他ごみ処理に関する課題と対策ということでありまして、個別調査による排出者への指導を図るですとか、広報紙等による周知を図るというような対策で、このごみの出し方についての指導はしていくのだ、周知はしていくのだということが書かれています。こういう委託料の中で、ごみの収集をするわけでありまして、幕別町がこのごみステーションの管理に関わって、どのように関わっているのかをお尋ねしたいと思うのです。

というのは、ごみのステーションのこれは全体の話ではなくて、札内地域のある一定の地域に固まってたのですけれども、ごみの枠といいますか、かごの中に今までのいろんなものが累積されていて、ちょっと場所をここで申し上げると、あの辺の人たちが悪いのかという印象も与えますから、ちょっとそれは個別にお答えは、聞かれればお話ししますが、いろんな方が投げかけている可能性もありますから、そんなこともあって申し上げませんけれども、もうごみステーションいっぱいにもうたまって、次のごみがもう入るような余地のないようなそんなところもあるわけです。

本来であれば、公区の方々がいろいろと声を掛け合ってやってもらうようなことが、望ましいのかなと思うのだけれども、ちょっとそういうようなことになりづらいような事態になっているところが数か所ある。そこを解決するには、やはり私は町の指導も協力も必要なかと思うものですから、委託業者だけに云々ということになりづらいのかなと思うものですから、このことを質問させていただく、そんな理由であります。

以上、3 点でありました。よろしくをお願いします。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 済みません、墓地の関係です。

まず、返還理由です。平成 30 年度で 19 件返還されて、新たに貸し付けが 6 件ございます。返還理由としましては、墓じまいですとか、あと管理していけなくなってお寺のほうに納骨するですとか、あるいは町外転出という方もいらっしゃいます。そういう関係で返還がございます。

それから、返還金 24,000 円、これは谷口委員おっしゃるとおり、使用許可から 3 年以内の未利用墓地の返還でございますが、30 年でいきますと、貸し付けしたのですけれども、結局はすぐ返還された方もいらっしゃって、もともとお墓を建てようと思って借りたのですけれども、結局は借りなかったという方に返還したと。

それと、ごみのリサイクル率です。おっしゃるとおり第 2 期ごみ処理基本計画の中では、リサイクル率、たしか 38% を 39%、1 % 増やす目標となっております。このリサイクル率なのですが、なかなかちょっとリサイクル率を上げるということは、非常に目標としては高く設定するべきなのですが、可燃ごみと不燃ごみと資源ごみ、これの総体の量に占める資源ごみの割合ですので、分かりやすく言うと、この三つの可燃、資源で 100 トンある中で、1 トンが資源ごみだとすれば、リサイクル率は 10%。ごみの減量化を同時にしなければいけないということで、可燃、不燃、資源減量化すると 90 トン

ンになりましたと。資源も 0.9 トンになりましたと。結果 10% なのですよ。ですので、リサイクル率だけを上げるとすれば、資源ごみを一生懸命、プラごみを買ってリサイクルすれば率は上がりますけれど、減量対策にはならないということで、全体に占める割合、不燃ごみの中から資源に回せる量をどんどん増やしていかないと、なかなか率としては上がっていかないという問題がございます。

それと、ごみステーションに放置されているごみ、なかなか違反ごみだとかあると、回収しないですとか、ごみステーション自体が汚いまま残ってしまうということだと思って聞きましたけれども、違反ごみがありましたら、うちの職員が回収して中身を調べて、あるいは地域からも連絡が来るものですから、違反の内容を調べて回収するというのを地道にやっております。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 一つずつ、2 回目の質問をさせていただきたいと思います。

お墓の返還が多い理由については、墓じまい、寺に納骨、町外転出というこの 3 点が挙げられたところであります。ここの資料の中では、七つの墓地についての数字があります。幕別町の町営墓地は 11 か所ある。これは 4 か所は委託なのかな、そんなふうな感じがしますが、まずそういう認識でよかったかどうか。委託の墓地は、ではどのような状況になっているのかということ、町は分かっているのかどうか。もし委託しているところの墓地も同様のケースがあるのだったならば、そうなのだとことを確認させていただきたいというふうに思います。

その上で、こうやってこれもいろんな情勢の流れなのだと思うのです。墓地に納骨しないで、違う方向性に持っていくのだということは、それは幕別に限ったことではないのだと思うのだけれども、こういうふうな減少していく中で、これからの幕別町の共同墓地のあり方が、どうなのかということ、この決算を通してもし描いていращやることがあるのだったならば、お話しただけたらというふうに思います。

二つ目、墓地の返却が 24,000 円のことのケース。何も要するに自己都合で町が返してくれということではなくて、借りた人が返したいということで返したのだということですね。そういうことはあるのだと思うのですが、この借りるときの説明がちゃんとなされた上で、それでこういうことになってしまうのは本当に残念なことだと思うのですよ。そのことを確認させてください。十分な町の墓地を使うことへの説明がなされた上で、こういう契約行為が一度は結ばれたのかどうかということを確認させてください。

ごみの収集に関しましては、リサイクル率の計算式のこのことの中では、ごみ全体が減るとリサイクル率のその数字が分母が変わるから、なかなか反映しないのだということのお話は理解しましたけれども、ごみの減量も当然この計画の目標にある中で、リサイクル率を増やすわけですから、このリサイクルを積極的に進めていただきたいなという思いの中で、質問させていただいたところです。38%、1% 上げるといこの計画が、私は少し率そのものも、それから目標とする上げ方についても、十分でないなという感想があるものですから、このことを指摘させていただきました。

そして、ごみステーションの管理でありますけれども、役場職員さんのほうでいろいろな情報が届いたときに、見に行き、そしてそれがなくなるような手配をするということのご答弁があったかもしれないけれども、本当にそんなことがされているというふうには、想像ができないようなごみステーションであります。そのことは、ですからちょっと今、ああ、そうなのですねというふうに聞きづらい状況があったりします。改めて、町内のごみステーションを、一度、委託業者任せにせず見て回るといことはされたほうがいい、そのことを望みたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 審査の途中ですが、この際 16 時 30 分まで休憩をさせていただきます。

16 : 19 休憩

16 : 30 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） まず、墓地の返還に関してでございますが、返還の 2 万 4,000 円の返還金の内訳としましては、二区画 1 万 2,000 円、いずれも自己都合により返還されております。使用許可の日から 3 年以内の未利用墓地に関しましては、返還できる規定がございまして、これに基づいて返還しているということでございます。

それと、ごみのリサイクル率、これは谷口委員おっしゃるとおりでございます、リサイクル率を上げるように努力をしていきたいというふうに思っております。これ今回、第2期のごみ処理基本計画で、38%を39%という目標を立てたのですけれども、1期計画ではたしか3%の増を見ておったのですが、先ほどの理由によりまして、なかなか難しいものですから、現実的な目標設定をしたというところで、39%を目標にしたというところでございます。

それとごみステーションに関しましては、これももう少しごみ収集業者と連携を図りながら、もう少し小まめにパトロールというか、現場を見る必要があると思いますので、今後そういう場所があれば連絡いただけるとすぐ行けるのですけれども、そういった努力もしていきたいというふうに思っております。

あと、合同墓の関係につきましては、一般質問でもございましたとおり、町内には民間の合同墓がございまして、永代供養ができる場所がありますので、当面はそちら民間の合同墓。聞いてないですか、済みません。聞いていないことをお答えしました。

軍岡と南勢、稲志別と古舞ですね、こちらが異動がなかったということで、載せておりません。

載っていない理由としては、空き区画がないのですね。相川墓地、軍岡、南勢、古舞。

以上です。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 大変申しわけございません。

以前、地域墓地ということでしたが、現在、町営で管理しております。その資料の中には7か所しかないのですが、次年度以降は11か所、全体の貸付状況を含めて載せていきたいと考えております。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ごみの問題で、第2期計画の中の減量をどのくらい進めていこうとされているのかというふうに、この決算を通して感ずるところがあるものですから、関連で質問をさせていただきます。

資料の100ページになりますけれども、2番のごみ処理対策の（1）ごみ搬入量のところですが、特に可燃ごみにつきまして、年々減少しております。平成28年度から29年度は63トン、30年度には31トンということで、減少されてきておりまして、全体としてごみを減量する方向に向かっているのかなというふうに思います。ただ、さらに減量を進めるためには、可燃ごみのもっと細分化がなければいけないというふうに思います。

それで、平成30年度の可燃ごみの中の大枠で結構ですから内訳、どちらかというと生ごみですとか、あるいは衣類ですとか、いろんな燃えるものが混在していると思うのですけれども、その内訳を統計とっていらっしゃると思いますので、お示しいただきたいというふうに思います。

それともう一つ、生ごみの量が多分多いのではないかなというふうに思うのですけれども、これ過去に幕別町は、堆肥化するという事でコンポストについて支援されていたことがあります。今、やっつけられないのですよね。この件はそのままいいかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 可燃ごみの内訳でございますが、大まかに言うと、可燃ごみに占める生ごみの割合は約5割です、半分というふうに押さえております。

それと、コンポストは、以前に町のほうで助成金を出して増やしておったのですが、一定程度、電動のコンポストとあとそれ以外の普通のやつを普及させて、一定程度、普及があったということで廃止しております。

今後、また新たにという考えは、考えておりません。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 約5割が生ごみということであれば、この平成30年度につきましては、2,942トン出されているのですよね。1,500トン近くが生ごみということと考えていいと思うのですけれども、過去にも一般質問で、生ごみの堆肥化について質問させていただいたことがありました。それは、大々的に町として産業、農業に堆肥として提供できるようなことを求めたわけですが、なかなか難しいというお答えでありました。

ただ、家庭で生ごみにするという事については、そんなに大きなハードルではないと思うのですよね。確かに過去に助成されておまして、一定程度ということでもありますけれども、かなり年数が、ち

よっと私いつやめたかというのを調べてきていないのですけれども、いつやめたのだったのでしょうか。年数がたちまして、町の形態も新しくなってきたところもあります。それから、古いものはどんどん一応消耗品といいますか、そういう面もありまして、一考を要するのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 生ごみ処理機につきましては、以前補助事業ということでやっておりました。これはやっぱりごみの減量化を含めて奨励すると、減量化を奨励するということの思いで一定の期間やっております、ある程度家庭におけるごみの減量化が進んだということもありまして、廃止したところではございます。

今後につきましては、段ボールコンポストといった形で、簡単かどうかは別にしても、やり方ありますので、そういったことの含みも含めて、生ごみの処理とか、ごみの減量化を進めて参りたいと考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 結果として、堆肥化につながればいいので、それは段ボールであってもプラスチック製のコンポストであってもいいと思うのですけれども、簡単に、そして長く利用していただけるのはやっぱりプラスチック製のコンポストなのですね。

確かに、過去にやられておりましたから、そういったことでとまってきていると思うのですけれども、いずれにしても、これは一部事務組合の話になりますけれども、今、新しい焼却施設、生ごみも含めて燃やす施設を準備されているということでもあります。

先般の新聞では、人口減も含めて1割を縮小するというものでありましたけれども、各市町村がこうやって、うちだったら3,000トン出るごみが、半分が生ごみで、そのうちの1割、2割と減っていけば、これまた全体のその計画に経費も含めて、縮小に大きな役割を果たしていくのだと思うのですよね。そういう視点から、固定しないでいろんな方法考えて、生きたお金を使う、本当に生かされるところに補助をしていくということが大事だと思います。どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ごみの減量化、ごみの処理についても、出せば出すほどお金がかかるという状況もございますので、やはりごみの減量化につきましては、全町民も含めて理解が進むような形で、何か手だてがあるかどうかを含めて、研究もしていきたいと考えております。

○委員長（小田新紀） よろしいですか。

では、ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 153ページ、2目予防費、13節委託料、10の麻疹風疹混合ワクチン接種委託料なののですけれども、ここの資料が96ページ、ここで、はしか、風疹なののですけれども、回数は29年度より減っております。これは子どもの人数だけなのでしょう。大人も含まれているのでしょうか。

というのは、今、はしかが一時的に流行いたしまして、抗体のなくなった大人のはしか、麻疹も流行するということがありました。これは妊娠中のお母さんがかかりますと、耳とか心臓とか目とかに障がいが出るということで、やはり抗体検査をして、大人にも若い世代にもしっかりとワクチン接種が必要だと考えておりますけれども、この中にパパ、ママ、若い方も含まれているのか伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） こちらの決算資料の数字なののですけれども、お子さん以外も、妊娠を希望する女性ですとか、その配偶者、同居の家族、この方で任意に接種をしたいという方については、こちらのほうに入っております、実際に接種を受けているというような状況であります。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） それでは、職場ですとか、そういうところで啓発をしまして、抗体検査などをして、障がいの起きないような、流産とか早産に至らないような手だてもこれからとっていただきたいというふうに思います。

もう一点なのですが、就学前健診はここで質問してもよろしいのでしょうか。別なところで質問したほうがよろしいのでしょうか。

教育のほうでね。はい、分かりました。では、後で質問いたします。

○委員長（小田新紀） そのほか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 1点だけ質問させていただきます。

平成24年から町内の7か所の保育所、幼稚園で、フッ化物洗口を行っておるのですが、その件での質問なのですが、その取組状況についてお聞きしたいのと、フッ化物洗口を、今7年続けてまして、実施してその効果についてもし検証などしてましたら、お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 何ページですか。

○委員（内山美穂子） 153ページの需用費、医薬材料費、70番のところです。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） フッ化物洗口については、民生費、保育所の取り扱いということでございましたが、その効果についてちょっと私、今把握しておりません。申しわけないのですが。

3款民生費ということでございまして、申しわけございませんが。

○委員（内山美穂子） 医薬材料費の中に、フッ化物の薬液というのは入っていないわけなのですね。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 4款のほうで、支出しているのは、あくまでも1歳6か月健診ですとか、3歳児健診のときに、歯科健診をしております、そのときにフッ素塗布も行っているというような内容です。

○委員長（小田新紀） よろしいですね。

そのほかありますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了といたします。

この際、お諮りします。

本日の委員会は、5款労働費の審査が終了するまで行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、異議がないようでありますので、本日は5款労働費の審査が終了するまで行います。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5款労働費についてご説明申し上げます。

164ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,678万7,000円に対しまして、支出済額997万4,744円であります。

1目労働諸費、本目は労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会や技能士会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金は、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものであり、平成30年度の新規貸し付けはありませんでしたが、貸付残高は3件で142万円となっております。

2目雇用対策費、本目は雇用対策に関わる経費であります。

7節賃金は、高校、大学の新規学卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、社会人としての基礎的資質を身につけていただき、民間企業などへの就職を促進することを目的としております。

なお、平成30年度は4名の方を雇用し、任用期間中に1名が、また任用期間満了後ではありますが、2名の方が正規雇用としての就職につながったところであります。

13節委託料は、季節労働者に関わる事業であり、細節5は町道の清掃で83名、延べ188人工の雇用、細節6は冬場の雇用対策として、町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど43名、延べ285人工の雇用、細節7は冬場の雇用対策として、近隣センターなど25施設の清掃、ワックスがけなどで4名、延べ93人工の雇用を確保したものであります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点だけお伺いいたします。

164 ページ、2 目雇用対策、13 節委託料についてです。

季節労働者の就労の場の提供として、先ほど部長からお話がいただきましたが、町として仕事をつくらせていただいているところであります。本来であれば、通年雇用が望ましいところでありますが、なかなか難しい現状の中で、町のこの事業が季節労働者から大変喜ばれています。

しかし、先ほどお話がありましたが、利用者が1人当たりの仕事量が減っているというお話がありました。もう少しお仕事が欲しいという中で、今回、不用額で110万円ほど出ているのです。町として、この仕事量について増やすこと、いわゆる今後の対応についてどのような考えがあるのか、お聞かせください。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 不用額についてご説明いたします。

確かに季節雇用者の労働確保の場ということで、予算を計上しているところでございますが、特に昨年度は細節6の町道環境整備委託料、これにつきましては冬期の除雪を事業内容としております。この事業が、昨年とは存じのとおり、冬場の雪が少なかった関係もありまして、事業費の執行が少なかったところでございます。

もう一つは、公共施設の委託料につきましても、近隣センター等のワックスがけを対象としているのですが、要望を毎年11月にいただいているのですが、その要望が少なかったため、今回不用額が発生したところでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 分かりました。大変季節労働者から喜ばれている事業になりますので、引き続き町として対応していただければと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 5款労働費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

この際、お諮りします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

〔散会〕

○委員長（小田新紀） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

16:54 散会

平成30年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和元年9月20日 開会 10時00分 散会 17時29分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委 員 (16名)

石川康弘	内山美穂子	小島智恵	若山和幸	岡本眞利子
荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	東口隆弘
中橋友子				

② 委員長 小田新紀

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	萬谷 司
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	防災環境課参事(消防担当)	佐藤 繁
こ ど も 課 長	西田建司	保 健 課 長	白坂博司
農 林 課 長	香田裕一	農 林 課 参 事	松井公博
農業振興担当参事	渡部賢一	商 工 観 光 課 長	西嶋 慎
土 木 課 長	小野晴正	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
都市計画課参事	河村伸二	水 道 課 長	山本 充
保 健 福 祉 課 長	林 隆則	経 済 建 設 課 長	高橋宏邦
学 校 教 育 課 長	宮田 哲	生 涯 学 習 課 長	石田晋一
学校給食センター所長	鯨岡 健	図 書 館 長	武田健吾
農業委員会事務局長	廣瀬紀幸		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

4 審査事件 平成30年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 小田新紀

議 事 の 経 過

(令和元年 9 月 20 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（小田新紀） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

ここで事務局より報告がございます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 藤原委員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（小田新紀） 昨日の委員会で、中橋委員より私立保育園運営委託料の内訳についての資料請求がございました。資料が提出されましたので、お手元に配布いたしております。ご確認のほどをお願いいたします。

ここで、発言が求められておりますので、これを許します。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 昨日、中橋委員から私立保育園運営委託料の内訳について、資料を求められておりましたので、お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

上段の表は、平成 30 年度札内青葉保育園運営委託料の内訳であり、下段の表が平成 30 年度札内南保育園運営委託料の内訳となっております。はじめに、表の構成についてであります。一番左側の欄から上段には通常保育、下段には特別保育と二つに分けており、通常保育については、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで 11 時間保育を行う標準時間保育と、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 8 時間保育を行う短時間保育について、それぞれゼロ歳から 4 歳、5 歳までの四つに区分し、順に国が定める児童 1 人当たりの月額給付費単価、いわゆる公定価格、給付費年額、参考数値として年度末児童数、備考欄となっております。

また、公定価格には、人件費、管理費、事業費が含まれておりますが、保育園の定員数によって年齢ごとの単価が異なり、定員数が少ない場合でも適正な保育所運営が行えるよう、下段の定員 120 人の札内南保育園の公定価格より、定員 90 人の札内青葉保育園の公定価格が高くなっております。

それでは、上段の札内青葉保育園運営委託料の表からご説明申し上げます。

通常保育のうち、標準時間保育に係るゼロ歳児の公定価格は月額 19 万 6,760 円で、月ごとの児童数に公定価格を乗じ、さらに月の途中の入退所があった場合には、日割りで計算しており、年額では 807 万 1,720 円となっております。

次に、1 歳、2 歳児の公定価格は月額 12 万 580 円で、同様の計算によりまして年額で 3,626 万 9,870 円、以下 3 歳児、4 歳、5 歳児についても記載のとおり年額となり、標準時間保育に係る給付費年額は小計 8,657 万 505 円であります。

次に、短時間保育についても年齢ごとに計算し、小計で年額 2,517 万 990 円となり、通常保育に係る給付費年額の合計は 1 億 1,174 万 1,495 円であります。

次に、特別保育についてであります。特別保育に係る単価につきましては、町と両保育園との協定に基づき設定しております。延長保育に係る単価は 1 日当たり 720 円で、2 人の保育士を配置しており、年間 257 日の延長保育に対し、年額で 37 万 80 円、障がい児保育に係る単価は、保育士 1 人当たり月額 25 万 4,050 円、加配保育士を 8 人配置し、年額では 2,438 万 8,800 円、主食提供に係る単価は児童 1 人当たり月額 575 円で、通常保育と同様月ごとの児童数及び中途の入退所の日割り計算により、年額 51 万 4,965 円であります。

最後に、病後児保育に係る単価については、看護師及び保育士 2 名分として、月額 57 万 6,550 円で、年額では 691 万 8,600 円となり、特別保育に係る給付費年額の合計 3,219 万 2,445 円と、通常保育に係る給付費年額の合計 1 億 1,174 万 1,495 円を合わせまして、札内青葉保育園運営委託料は 1 億 4,393 万 3,940 円となります。

次に、札内南保育園の保育園運営委託料についても、計算方法は同様であり、通常保育に係る給付費年額の合計が 1 億 2,049 万 8,780 円、特別保育については延長保育、障がい児保育、主食提供のほか、実費負担軽減として生活保護世帯に係る延長保育料が無償となるよう 2,600 円を加算し、特別保育に係る給付費年額の合計 1,924 万 1,230 円と通常保育に係る給付費年額の合計 1 億 2,049 万 8,780 円を合わせまして、札内南保育園運営委託料は 1 億 3,974 万 10 円となります。

次に、裏面をごらんいただきまして、私立保育園運営委託料の増額の主な要因といたしましては、3点ありまして、一つ目が公定価格の上昇であります。公定価格は毎年改定されており、こちらの表は標準時間に係る平成27年と30年度の年齢ごとの公定価格を比較したものでありますが、全ての年齢で増額しており、全体では10.55%の増額となっております。

二つ目が入所児童数の増加であり、一例といたしまして、青葉保育園の平成27年度、30年度の入所児童数を掲載しておりますが、特に3歳未満児の公定価格が高いことから、3歳未満児の入所児童数の増加によって増額いたします。

三つ目が特別保育の実施によるもので、病後児保育、延長保育などの実施によって増額するものであります。本町では、2か所の私立保育園が運営されておりますが、入所児童数が増加したことにより、保育の量の確保につながるとともに、さらには延長保育及び病後児保育の対応など、サービスの向上が図られているところであります。

以上をもちまして、資料の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小田新紀） これで、報告を終わります。

ここで、昨日留保しておりました3款民生費の中橋委員の質問をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 詳細な資料をいただきまして、一つひとつの数字やあるいは全体を判断するという点では、まだまだちょっと時間が必要かなというふうに思っています。今、見えているところだけで質問させていただきたいのですが、きのうの質問は、私は常設保育所、町立の保育所と、それから私立の保育所との運営費の支出が差があるのではないかとという観点から質問をさせていただきました。また、平成28年に民間に委託するときの資料、このときの数字と比較しても相当開きがある、乖離があるということで、なぜなのかということでお尋ねをしたところです。

常設保育所とそれから私立保育所の比較をするときに、それぞれのベースが同じものでなければ、これは比較になりませんから、私立保育所が人件費まで含めて全部出しているのだということであれば、常設のほうも同じような数字を出して、そして比較していくということが大事だと思います。改めて、同じ基準にして、常設とどのぐらいの開きがあるのか伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 町立保育所と民間保育所、私立保育園との金額の違いということですが、まず平成28年度12月に開催されました民生常任委員会、こちらの資料では、当時、青葉保育園と入所の定員が同規模ということで、札内北保育所の、こちらの運営費、平成22年度から平成27年度までの6年間、こちらをお示しいたしまして、それに対しまして公定価格、入所児童それぞれの各年の入所児童数による公定価格をお示したところ、財政シミュレーションといいますが、経済効果ということで、平成27年度で申し上げますと、札内北保育園の実際の決算ベースの支出額が8,807万1,850円、公定価格に置きかえた支弁想定額が7,446万4,730円と、27年度こちらのシミュレーションで、決算ベースのシミュレーションでは約1,360万円の財政効果といつか、そういったことをお示しさせていただいております。

これに基づきまして、このような形で平成30年の決算ベースで札内北保育園の運営に係る費用は、計算いたしますと、平成30年度、北保育所につきましては、人件費全て含めまして9,536万2,357円と、こういった数字が決算上出ております。それを、平成28年度の民生常任委員会における公定価格と同様に置きかえをいたしましたところ、総額で9,207万7,510円ということでありますので、約300万円の経済効果といいますが、財政上は減額が、民間に委託した場合は減額できると、ただ当時1,300万円に対しまして300万円、かなり薄まっているということではありますが、当時27年度の公定価格の計算上でいきますと、当時の入所児童数が72名、これに基づきまして公定価格を計算しております。平成30年度の札内北保育所の通常保育に係る定員、入所児童が85人でございますので、入所児童数が増加したこと、さらに先ほどご説明いたしました、公定価格はこの4年間で10%ほど上昇した、こういったことによって公定価格による総額が引き上がっていることから、当時と比較いたしますと300万円の経済効果、財政効果という状況になっております。

以上であります。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか分かりづらいのですが、青葉保育所につきましては、本年度1億4,393万3,940円、南保育所は1億3,974万円ということで、子どもの人数も違いがあるということでありまして、北保育所については、ことしの資料では88名ということではありますが、9,536万円ということ

であります。ここでも、5,000万円近い開きが出ているわけですね。

それで、ただいまいただきました資料と平成28年度出していただきました資料で、特別保育に関わる費用の推移も、実は青葉保育所の資料を出していただいているのですよね。それを見ますと、今とほとんど変わらない延長保育が当時平成27年度の数字で35万8,000円ですね。それから、障がい児保育が2,400万円、あるいは主食の提供、これは入っておりませんでした。病後児保育、これも691万円、平成27年度の資料として同じく685万円出されているということで大差はないのですよね。そうしますと、実際にこのとき提示していただいたときよりも大きく変化するということになる、通常保育において、1割上がってきたということと、人数が増えたということで変わってきているのかなというふうに思います。

ただ、これは北保育所で定員90同じで比較をされましたけれども、今現在、定員120を持っているさかえ保育所の、今回いただきました入所児童数は124人と、青葉保育所よりも多いですし、南保育所よりは若干少ないという状況でありまして、こういったところを見ますと、大きな変化というか、そういうものはあまり見受けられないのですよね。

ですから、やはりそういうところでこれだけの差が出てきているということにつきましては、この今数字お示しいただきましたから、私自身もう少しどういったことだったのかなということで研究をさせていただきたいとは思いますが、毎年毎年上がってくるというのは、もちろん人数のこともありますでしょうけれども、給付費単価、これによって変わってくるというふうに、大きくはこれによって変わるという押さえになるのでしょうか。平成29年の決算のときには、1億3,667万6,000円を出されているのですよね。今回は1億4,000万円、だから1,000万円上がるのですよね。これは、こういった事情によるというふうに押さえてよろしいですか。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 委託料といいますか、この金額の大きな変動要因といたしましては、やはり大きいのが児童数でございます。特に、未満児の公定価格が非常に高い金額になっておりますことから、当時平成27年度で申し上げますと、当時資料ですね、こちらでは、当時の青葉保育所の入所児童数、27年度が全体で92人と、そのうち未満児が30人、今回はこちらの本日配布いたしました資料でいきますと、通常保育に係る未満児、ゼロ歳、1、2歳については38人ということで、この8人の増加と公定価格の上昇の分ということで、こちらで大きく開きが出ているものというところでございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 公定価格でありますから、これは常設保育所についても同じであるというふうに思うのですよね。違いますか。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 常設保育所については、町立の運営ということになりますので、公定価格を使用して積算しているというものはございません。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。それでは、民間だけに適用される公定価格というものが存在しているがために、それによつての委託料の積算になるので、毎年1割、毎年ですか、1割上がってきたのは、この間のトータルで1割ですか。27年から1割、分かりました。4年間での1割ね。そうしますと、大体、例えば1億円の仕事であれば1,000万円はそれで上がるというようなことであります。そういうことも含めまして、適切に処理はされてきているとは思ってはいるのですけれども、当初の説明とは大きく乖離していたということがあって、同じ質問になって申しわけないのですけれども、こういう質問をさせていただいているわけです。

もう少し時間をいただいて研究もさせていただきたい、別な機会にそれは質問をさせていただきたいと思いますが、もう一つだけ、人件費の占める割合が、この中には全部含まれているということでもありますけれども、常設の場合には別途人件費になっているので、きょうのご説明では総額1億6,000万円が別ですよということでありました。これは、正職員のみであつて、臨時職員については、既にこの中に入っている1億6,000万円ではなくて、ここの総支出費の中に含まれているというふうに押さえているのですけれども、これもよろしいでしょうか。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 昨日お話しさせていただきました運営費の関係でございます。

先日もお話ししたように、この目の総額から今の私立保育園の委託料を差し引いて、さらには19節

の認定こども園の給付費負担金を差し引いたものが、きのうお話しさせていただいたのが1億6,000万円というお話でしたけれども、詳しく積算いたしますと1億6,176万3,224円ということで、今ご質問の正職員を除く臨時職員、代替さん、そちらのほうも全て共済費、賃金、こちらのほうに含まれております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、結果としてですけれども、結果として民間に移行することが経済的に安くなるということで指定管理から民間に移行したという経過がありますが、それについてはこの公定価格というのが存在する以上は、町の持ち出しとか、そういうのは別にして、存在する以上はなかなかそういうふうにはなっていないというふうに推察するところですが、いかがですか。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） こちらのほうの委託料で支出したものに対する、こちら特定財源といたしまして歳入がございます。国が2分の1、そして道が4分の1というようなことで、収入のほうでございます。なお、町立保育所についてはそういった補助金の負担はなく、交付税のほうで措置されているということになっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成28年度、民営化に民設に移行するに向けて民生常任委員会で、るる説明させていただきまして、その中の説明の中でも、財政的效果あると、さらには特別保育、こういったことが継続されるということがありましたので、総合的にやはり民営化したことが本町にとってよかった道ということで捉えているところでございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういうお答えでもいいのですが、結果としてお示しいただいたような大きな財政効果というのはやっぱり得られないのではないかなということなのです。そこはどうでしょう。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 申しわけございません。

もう一度、平成28年度の民生常任委員会の説明の財政効果の部分、ちょっともう一度お話しさせていただきますと、民間の指定管理に対する町立の運営というのは、なかなか置きかえられないことから、町立保育所の状況をまずお示しさせていただきまして、そこで公定価格に置きかえた結果、6年間において財政効果、経済的效果があらわれるといった部分でお示しさせていただいておりますので、それが全てかと、全てと言いますか、そういったことでお示しさせていただきましたので、そういった民間に移行したことによって財政的效果が続いているというように捉えております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） おっしゃられることは受けとめます。自分としては、この数字上、1,300万円の財政効果というのが、そのままとおっしゃられるけれども、いろいろいただいた資料からはなかなか酌み取れていない、まだ見落としている面もあると思いますので、そこは十分研究をさせていただいて、また別の機会に質問をさせていただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） きのも、費用対効果のことににつきまして質問をさせていただいておったのですが、今、中橋委員がおっしゃって、なかなか具体的な数字が出ないというふうな捉えだけれども、ほぼそうは変わらないだろうと、人件費含めたところでそう変わらない、今、民間の人件費が上がってきてますから、本当にそうだろうというふうな認識ではおりますが、例えば2年間青葉が民間になりました。もう昭和54年の建築で、耐用年数が過ぎてます、2年間。いろいろ補修をしながら、この2年間青葉保育所は運営されていると思いますが、青葉保育所がこの金額に入っていないのですよ、その補修だとか、町からも出てません。全部その法人で対応していただいておりますが、どれぐらいの金額で、どういう工事がされたのか、分かっているところでお答えいただきたいと。

○委員長（小田新紀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 青葉保育所の改修ということでございます。

今、芳滝委員おっしゃったように、青葉保育所独自に改修を行っておりまして、トイレの改修、調理室の改装、遊戯室、保育室の床の張りかえ等々、エアコンの設置等ですね、こちらのほうは全て青葉保育所のほうで自主改修と言いましょうか、そういう改修を行っているというもので、金額のほうについては自主改修ということなので、総額もちょっと押さえることができなかったものでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 今回こういう質問がありましたから、私も質問させていただいてますけれども、まとまって保育の環境について質問させていただこうということで、私は資料を集めておりました。今回、人口動態が定まらない、方針が出ないということで、今回聞かせていただいたわけですね。その段階で、調べさせていただいたときも、3,000 万円以上を超える金額が独自で出されて改修をされてると。これはそうでなかったら、もう耐用年数過ぎてますから、運営できないということでもありますから、快適な保育の環境を整えられないということでされてるわけです。そうしたら、2 年間で 3,000 万円、これはもう全くその費用対効果、経済効果であります。町はお金出してないわけでもありますから。

あと、その人件費につきましてもそうです。これは臨職の方にいらっしゃったのが、今度正職で採用されて給料が上がったと喜んでいらっしゃる。正職の方は減らせと私は言ってるわけではなくて、その正職の方、ほかでまた活躍できる場面があって、またそこで活躍することができるというふうなこともあります。これも、費用対効果になろうかと思えます。そういう面では、町から支出する人件費はそれは本当に抑えられている、そういう面ではあると思えます。

あと、これから費用対効果として見込めることがあります。これはもう耐用年数過ぎてますから、計画の中では青葉の建て替えということがこれは念頭にあります。例えば 4 億円かかるとしたら、半分は国です。4 分の 1 が事業者と、これは固定して充ててます。あとの 4 分の 1 は町なのですけれども、今のいろんな自治体を調べてみましたら、国が 3 分の 2 出しているところもあります。だから、4 億円の事業をやるのに、町が四、五千万円のお金を出して、それでやることができます。そして、これはあくまで町で主導するわけでもありますから、その工事も町の業者が請け負うことができます。さまざまな形で経済効果、費用対効果が生まれることが予想されるわけでもあります。そういうことも、私の申し上げていることがそうでないのかどうか、ご返答いただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ただいまの芳滝委員がおっしゃっていただいたこと、確かに民営化になってから、今ちょっと数字は初めてお聞きしたものですから、そういった自主財源による改修、さらに指定管理、平成 21 年から行っておりますが、その間についてもリスク分担の中で小破修繕とか行われております。そういった面でいきますと、確かに民営化になって、人件費含めて経済的な効果、ほかにもサービス向上ともなっていると私どもも感じているところでございます。

○委員長（小田新紀） よろしいでしょうか。

ほかございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、これを持ちまして、3 款民生費につきましては終了とさせていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6 款農林業費についてご説明申し上げます。

166 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 11 億 5,912 万 6,000 円に対しまして、支出済額 9 億 6,891 万 6,467 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、道営農地整備事業の負担金など、1 億 7,053 万 8,000 円を翌年度に繰り越しております。

1 目農業委員会費、本目は農業委員会の委員等の報酬や費用弁償、事務局の運営経費が主なものであります。

2 目農業振興費、本目は農業振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

168 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 12 は農業所得に係る税申告事務などの経営指導を行う幕別町農民同盟に対する補助金、細節 14 は幕別町農業振興公社の運営費に対する補助金、細節 15 は堆肥切り返し作業や堆肥及び緑肥種子を購入した農業者 279 戸に対する補助金、細節 21 は化学肥料や化学合成農薬の低減、有機農業など環境保全型農業に取り組む 5 団体に補助したもの、細節 22 は農業の多面的機能の確保を図るため、集落みずからが農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金

で、忠類地域に係るもの、細節 24 は新規就農者に対し、経営が不安定な就農初期段階の資金を 3 組 6 名に交付したものであります。

170 ページになります。

細節 25 は、農地賃貸料や固定資産税相当額に対する奨励金として、新規就農者 3 名に、また営農指導費として農業実習受入れ農家 2 名に交付したもの、細節 26 は国の総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく補助事業で、融資を活用し農業用機械を導入した 4 経営団体、経営体に対し補助したもの、細節 27 は大規模化に対応した競争力のある畑作産地への転換を図る国の補助事業で、バレイショなどの省力作業機械の導入や生産力向上の取組を行った 4 団体に対し補助したもの、細節 29 と細節 30 は、産地パワーアップ計画に基づき、収益性向上に取り組む農業団体等を支援する国の補助事業であり、育苗関連施設や農業用機械を導入した 6 団体に補助したもの、細節 31 は情報通信技術の活用による高精度作業を実現するために、GPS 基地局を設置した農業協同組合に対し、補助金を交付したものであります。

21 節貸付金は、農業生産施設や農業用機械などの導入資金として低利または無利子で 12 件の貸し付けを行ったものであります。

3 目農業試験圃場費、本目は農業試験圃場の管理運営に要した経費で、平成 30 年度は施肥、収量、品種比較試験など、22 課題の試験を実施したところであります。

172 ページになります。

4 目農業施設管理費、本目は農業担い手支援センター及びふるさと味覚工房の管理運営に要した経費で、平成 30 年度はふるさと味覚工房において、前年比 39 人増の延べ 796 人の利用があったところであります。

7 節賃金は味覚工房の指導員 2 名分の賃金であります。

5 目畜産業費、本目は畜産振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

13 節委託料の細節 5 は、酪農経営の安定化を図るため、粗飼料生産基盤の整備を公社営事業で実施したもので、忠類地域に係るものであります。

174 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 13 から細節 15 は、営農支援組織などに対する補助金、細節 20 は雌雄判別精液を購入した 60 戸と産後温風式保育乾燥機を購入した 5 戸に対する補助金、細節 21 は畜産クラスター計画に位置付けられた中心経営体が行った施設整備に対し、補助したものであります。

6 目町営牧場費、本目は幕別地域 1 か所、忠類地域 2 か所の町営牧場の管理運営に要した経費で、平成 30 年度は 152 日の預託期間に 20 戸から乳用牛 932 頭、肉用牛 92 頭、馬 39 頭、合計 1,063 頭の預託があったところであります。

7 節賃金は、嘱託職員 6 名と臨時牧夫 5 名分の賃金であります。

176 ページになります。

13 節委託料の細節 6 は、草地の肥料散布に係る委託料が主なものであります。

7 目農地費、本目は上統内排水機場や幕別ダムなど土地改良施設の管理と多面的機能支払交付金や国営事業の償還などに要した経費であります。

178 ページになります。

13 節委託料の細節 7 は、幕別ダムの操作点検に係る委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、明渠排水路の床ざらい 2,840 メートルに要した重機借上料、15 節工事請負費の細節 1 は 7 地区 8 か所の明渠補修に要した費用、細節 2 は上統内排水機場の原動機の整備に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、国営幕別土地改良事業に係る償還金、細節 4 は札内川地区かんがい施設維持管理協議会に対する負担金、細節 6 は平成 28 年の台風被害を受けた農用地の小規模暗渠整備などの農家負担を通常の 2 分の 1 から 4 分の 1 に軽減し、46 戸に補助したもの、細節 8 は、農用地や明渠などの維持管理に係る共同活動、農村環境保全活動などを行う町内 14 組織に対する交付金、28 節繰出金は忠類市街地の農業集落排水特別会計への繰出金であります。

180 ページになります。

8 目土地改良事業費、本目は道営土地改良事業に係る負担金や事務経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 から細節 11 までは、道営農地整備事業 7 地区に係る負担金、細節 12 は糠内第 3 地区の道営農地整備事業の計画樹立調査に係る負担金、細節 13 は古舞地区の農道整備の調査設計に係る負担金であります。

2 項林業費、予算現額 1 億 2,820 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1 億 2,146 万 9,481 円でありま

す。

1 目林業総務費、本目は林業振興や有害鳥獣の駆除に要した経費が主なものであります。

7 節賃金の細節 5 は有害鳥獣の駆除対応や定期パトロールなどを行う鳥獣被害対策実施隊員 4 名の賃金、8 節報償費の細節 3 は有害鳥獣の捕獲活動を行ったハンター等に対する謝礼であります。

182 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 9 は、民有林の森林経営計画に関する指導や助言等を行う幕別町森林組合に対する補助金、細節 10 及び細節 11 は国の森林環境保全整備事業を活用し、除間伐や人工造林を実施した町内森林所有者に対する補助金、細節 12 は有害鳥獣駆除に係る補助金であります。

なお、平成 30 年度の捕獲数は鹿 640 頭、キツネ 115 頭、鳥類 227 羽でありました。

2 目町有林管理経営費、本目は町有林の管理に要した経費であります。

184 ページになります。

15 節工事請負費の細節 1 は下草刈りや除間伐などを実施したもの、細節 2 は皆伐を実施したもの、細節 3 は地ごしらえや植栽を実施したものであります。

3 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

13 節委託料の細節 1 はトドマツの苗木生産業務に係る幕別町森林組合への委託料であります。

なお、平成 30 年度はアカエゾマツ 1 万 3,000 本、トドマツ 10 万 2,200 本を出荷し、約 2,133 万円の売払収入を得ております。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

東口委員。

○委員（東口隆弘） それでは、簡潔に質問をさせていただきます。

実は、農林業費の中で当てはまる項目がございませんが、あえてつけるとすると 2 目農業振興費の中に入るのではないかなと思っております。各産業界の中で、人手不足が言われております。また、町としても決算にはちょっと関係ありませんが、次年度において高齢者の農業お手伝いとして募集をかけ、各農協に人材派遣をしていくというようなお話も伺っております。

そこで、私が質問したいと思いますのは、平成 30 年度において外国人技能実習生は本町地域、3 地域ありますが、何人いらっしゃるのか、また出身国についても把握をされているのか、質問をさせていただきます。

○委員長（小田新紀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 外国人技能実習生の関係でございますけれども、外国人技能実習生として、これは聞き取りで調査を行っております。平成 30 年度と申しましたけれども、今現在の令和元年の新しい情報として、現在 56 名が技能実習生として入っております。国籍といたしましては、ベトナムが 24 名、中国が 25 名、インドネシアが 4 名、カンボジアが 3 名、合計で 56 名、それとこのほかに技術・人文知識・国際業務ビザの在留資格を持った方が 2 名で、58 名の方が農業に従事していることとなっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 東口委員。

○委員（東口隆弘） ちょっと人数がこんなものなのかなという感想は持っております。忠類地域で、3 か国の人たちがいらっしゃいますけれども、軽く 30 人は超えるであろうと、はっきりした数字は実は分かっておりません。と言いますのは、第一受入れ機関、農協だったりほかの町村の会社だったりするものですから、見回してみてもそのぐらいはいるであろうという感じしか実は分からないので、あえてお伺いをしたところでございます。それで、聞き取りで 56 名ということです。それで、新聞、テレビ等でよく言われておりますが、外国人実習生の被害もしくは逃走など、そういう被害については把握をされておりますか。

○委員長（小田新紀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 今現在、各農業者にお聞きしたところ、そういう事例はありません。

それと、先ほど忠類地区についての外国人技能実習生ですけれども、JA 忠類が管理団体となっておりますのが 20 名、それ以外が 9 名となっております、合計で 29 名が忠類地区に入っております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 分かりました。私の勘違いです。忠類農協には、大樹町分もありますので、その部分を抜いたらその数字になると思います。

非常に重要な労働力であるという認識を私たちは持っております。町としてもそういう、それらの情報をくまなく吸い上げていただきたい、あまり大きな声では言えませんが、逃走をした方もおります。その方は見つけ出すことができないで、不法労働者になっているのかなというふうに思っておりますし、そういうことになると、受入れ農家としても大きな打撃を受けることになりますので、受入れ機関、もしくは農家に対して十分注意喚起をするということをしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかがございますか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が 181 ページの林業費の有害鳥獣駆除出動謝礼のところなのですが、先ほど報告がありましたが、捕獲数のアライグマはうちの町では捕獲はされていなかったのか、お聞きしたいと思います。

また、ハンターなのですが、今鹿の捕獲の担い手となるハンターが高齢化をしているということで、60 歳以上が 5 割近くを占めているということなのですが、60 歳以上のハンターが何名、また 60 歳以下は何名いるのかをお聞きいたします。

○委員長（小田新紀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに、アライグマの捕獲ですけれども、アライグマにつきましては平成 30 年度までは外来種として捕獲をしております。平成 30 年度が 5 頭、平成 29 年度が 1 頭、平成 26 年度が 1 頭、平成 23 年度が 1 頭となっております。ちなみに、本年度、令和元年度につきましては、合計で 12 頭の捕獲をしているところであります。

それと、年齢構成についてですけれども、現在猟友会の会員数が 57 名で、平均年齢は 59.71 歳となっております。60 代が 22 名、70 代 9 名、80 代が 3 名となっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 60 歳以下。

○農林課長（香田裕一） 60 歳以下が 23 名ですね。以上です。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今、数字のほう出していただきましたが、まず捕獲した数字なのですけれども、この数字を見てみますと、鹿のほうは毎年大体同じぐらいの捕獲数で、またキツネがずっと減っております。これも半分ぐらいに去年よりは減っているということなのですけれども、その要因としてどのようなことで、この数字が出てきたのかということをお聞きしたいということと、またハンターの件なのですけれども、こちら実前年、同僚議員が質問をいたしまして、60 歳以上が 34 名、そして 60 歳以下が 24 名ということで報告がありました。それをちょっと考えますと、やはり 60 歳以上がだんだん減っているということもあるのですが、前年では猟友会とも検討しながらということで、なかなかハンターになる者がいないということもありまして、猟友会とも検討するという答弁をいただいたのですが、その後どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに、鳥獣の減った要因でありますけれども、こちらにつきましては、国のほうで捕獲した際に証拠物を偽造したりですとか、そういう問題がありまして、平成 29 年 10 月に補助金の事務取扱要領を改正しまして、証拠物としてその鳥獣の部位の一部を提出することになりました。それに伴いまして、本町におきましてもキツネについては尾、それと鳥類については足を切断して提出という形をとっております。そのため、その切断に係る手間ですとか、キツネでしたらエキノコックスの危険性等のために、その捕獲数が減ったと思われます。

それと、猟友会に対しての高齢化に対する対策ですけれども、ゆとり未来 21 推進協議会の鳥獣被害対策部会において協議いたしております、それで今年度から銃を所持する場合の新規取得に対しての補助金として、銃の場合で 10 万円、わなに対して 2 万円の補助を今年度から実施する予定となっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今年度からそのような補助金を増加するということで、安心したところでありますが、道といたしましても狩猟免許をとるのも回数を増加したり、また試験日を休日に設定をするなど、

いろいろ施策を考えながらということとされておりますので、しっかり町としても考えていただきたいということでもあります。また、農家の人たちには、本当に真剣な声だと思います。前年、質問いたしました委員といたしましても、生の声ということでお聞きしたと思うのですが、なかなかその1年間でどれだけ進んだのかなということもありまして、今回、私質問をさせていただいたわけですが、ことしはそのように狩猟免許をとるのにも補助を増やすということでもありますので、安心しましたので、またさらに、鹿の数がなかなか減らないのが大変なところなのですから、ぜひともまた力を注いでいただきたいと思います。

○委員長（小田新紀）　ほかございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　私もページ数で行きますと、166ページの農業振興費というところになります。

先ほどもありましたけれども、農家の労働力不足ということが問題になっている中で、幕別町の経営の実態というものをもう少し知りたいと思ってお尋ねをいたします。

現在農家戸数は525戸で、世帯員数は2,210人ということが、農業センサスの平成27年度に載っているところなのですが、実際に営農されている主となる方の平均年齢、今60歳を超えることが問題になってきているのですけれども、それは何歳になっているのでしょうか。また、後継者がいらっしゃる農家、いない農家、それぞれ何軒になるのか、それと新しく、これは決算ではないのですけれども、いろんな手法で労働力を増やすということをやっているところですが、外国人労働と高齢者ということではありますが、それだけでは全然間に合わないと思うのですよね。そういった点から、どういったその実態と対策を講じてこられたのか伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀）　農林課長。

○農林課長（香田裕一）　はじめに、農家戸数525戸に対しまして、年齢別の戸数ですけれども、60歳以上が172戸となっております。60歳以下が353戸となっております。

それと、平均年齢は55.5歳となっております。

それと後継者数ですけれども、平成29年度の数字になりますけれども、独身後継者数が113となっております。

後継者がいる農家が143戸、後継者がいないのが382戸となっております。

○委員長（小田新紀）　経済部長。

○経済部長（岡田直之）　私から労働力の確保、農業における労働力の確保について申し上げますが、町といたしましては、援農協力会に対する取組の支援ということで、過去から実施をしております。援農協力会もなかなか高齢化をしている、しかもなかなか人が集まらないという課題はありますが、なかなかその課題の解決までは至っていないのが現状であります。しかしながら、今年度から、先ほど中橋委員おっしゃいましたように幕別町はたらき隊支援事業ということで、試行的に農業の分野と介護の分野で元気な高齢者週何回でもいいですよ、週にあいた時間だけでもどうですかということで、今、取組をスタートしたところでありまして、農業に関しましては今5名の方が登録をさせていただいて、まさに農業現場で活躍をしているという状況があります。この取組を町といたしましては、まだまだ拡大をして少しでも農業の労働力不足の一助になればということで今進めているところであります。

また、外国人労働者につきましても、特段、町といたしましては現在手だては行っておりませんが、でも現在JAですとか企業でも多くの外国人労働者受け入れているところありますので、そういったところと今意見交換をしているところでもあります。そして、どういった課題があるのか、どういったところが町に求められる支援策なのかということを、今、課題を洗い出している状況でありまして、今後におきましては町としてどういった支援が必要なのか、求められているのか、できるのかということ整理しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　いろんな手段を講じられて労働力を確保するというのは大切な課題だというふうに思います。今のご答弁でちょっと再度お尋ねしたいのですけれども、525戸の農家に対して後継者がいないというのは382戸、いるというところが143戸なのですから、これは独身者の113戸も含めた中の143戸ですよ。つまり、後継者がいるのだけれども、独身なのだというところが113戸、それから全くいらっしゃらないというのが382戸という押さえでよろしいですね。

○委員長（小田新紀）　農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一）　独身農業後継者ということでしたけれども、その人数の中には20歳

以上から 50 歳以上まで、要するに結婚していない後継者ということで 113 名という人数でございます。
この中には、当然まだ若いですから後継者が存在しないということになると思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 113 名の方、まだ 20 歳とか 30 歳とかいうと経営者という、親がいてやってらっしゃると思うので、それこそ私は経営者のいる農家だというふうに思うのですけれども、ただ独身は独身で解決しなければならない問題だというふうに思うのですけれども、それを別にして、まるっきりその後継者がいないのだと、両親、今高齢になってきているのだけれども、跡継ぎはいないのだというのが 382 戸もあるのでしょうか。実際にそうなのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 先ほどお答えしました農業後継者のありなしの戸数なのですけれども、こちらにつきましては、2015 年の農林業センサスに基づく数字となっております。それと、幕別町における独身後継者の数というのが、農業振興公社で調べた数となっております。そのため、ちょっと若干の開きがあるところであります。

その 143 戸というのが、正式に後継者が決まっている方ということで、382 というのはまだお子さんが小さいですとか、後継者となるかどうか分からないというような戸数となっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。これから後継者になっていただける可能性を含む 382 戸だということですね。分かりました。もしこれが実際にいらっしゃらないということであれば、特別チームでもつくって対策をやっていかなかったら、幕別の基幹産業の農業を守れないというふうに思ったものですから、繰り返しお尋ねしたところです。ただ、いずれにしても独身の方が 113 人いらして、この 382 戸の中には後継者がつくれないという可能性もあるのではないかとこのように思いますので、労働力不足もそうですけれども、後継者対策というの、これ一大仕事として位置付けていく必要があるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） ご質問の後継者対策でありますけれども、若い農業後継者の方に対しては、農業振興公社で婚活と言いますか、パートナー事業もやって、パートナー対策をやっておりまして、そちらもなかなか成果が上がっているところまでは言えない状況にはありますけれども、やはり町といたしましても重い課題だということは受けとめておりまして、できる限りの対策、そのパートナー対策を含めて今やっている状況にはございます。

○委員長（小田新紀） ほかがございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、6 款農林業費につきましては質疑ないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際 11 時 15 分まで休憩いたします。

11:07 休憩

11:15 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7 款商工費についてご説明申し上げます。

185 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額 8 億 9,384 万 4,000 円に対しまして、支出済額 8 億 5,883 万 7,773 円であります。

1 目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資に係る経費であります。

8 節報償費は登録事業者の施工により、住宅の新築やリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。

なお、工事に関わった施工登録事業者は新築が2社、リフォームが38社で、登録している63事業所のうち60.3%が受注をしている状況であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節5は商工会への補助金、細節6及び細節7は中小企業融資に係る補償料及び利子補給の補助金、細節10はパークプラザの整備に係る商工会の借入返済に対する補助、細節11はにぎわいのある商店街づくりを推進するため、空き店舗等を利用して事業を行った方に改装費と家賃の一部を補助する事業であり、平成30年度は2店舗分の改装費と家賃に対し、補助したものであります。

細節12は退職金共済制度に加入する中小企業の事業所に対し、共済掛金の一部を補助するもので、82事業所に対し補助したもの、細節13は商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対し補助したもので、平成30年度の発行総額は6,000円分の商品券を8,000セット、総額で4,800万円分の発行に支援を行ったものであります。

21 節貸付金は中小企業融資のための原資を町内の各金融機関に預託して貸し付けを行うものであり、平成30年度の新規貸し付けは49件、3億4,067万円であります。

2 目消費者行政推進費、本目は消費者行政に係る経費であります。7 節賃金の消費生活相談委員賃金が主なものであります。なお、平成30年度の相談件数は前年度比12件減の213件で、依然として架空請求の相談が多く寄せられており、このうち13件、金額にして61万4,834円が相談業務により救済されたところであります。

188 ページになります。

3 目観光費、本目は観光物産振興に係る経費であります。

11 節需用費の細節21は、道の駅忠類の電気料が主なもの、細節30は観光パンフレットの修正と3万5,000部の増刷を行ったもの、細節40はアルコ236の非常灯器具バッテリー交換や道の駅忠類の外壁、トイレ等の修繕が主なものであります。

13 節委託料の細節5は、アルコ236及び道の駅忠類の指定管理に係る経費、細節10は協定書に協定するリスク分担に基づき、平成29年度の修繕料に係る町の分担額の精算を行ったものであります。

15 節工事請負費の細節1は、アルコ236の施設改修であります。1 階客室の洋式化やボイラー改修工事、細節2は源泉の用水ポンプの更新工事であります。

190 ページになります。

18 節備品購入費は、アルコ236の客室改修に伴うベッドやテーブル、ソファなどの購入費と、アルコ236の予約管理やレジ等に係る総合管理システムを導入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節6は、幕別町観光物産協会に対する補助金であります。

21 節貸付金は株式会社忠類振興公社の運転資金に係る貸付金であります。

4 目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場と明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

平成30年度のスキー場の営業期間につきましては、明野ヶ丘スキー場が雪不足でオープンができず、白銀台スキー場は2月2日から2月24日の23日間で例年の3分の1程度であり、当初計画していた期間より短かったことにより、各種経費が減少し、本目全体で738万9,154円の不用額が生じたところであります。

7 節賃金の細節3は白銀台スキー場の臨時職員9名分の賃金、細節4は白銀台スキー場5名分、明野ヶ丘スキー場1名分の嘱託職員の賃金であります。

8 節報償費は、白銀台スキー場のレストランの新たな運営事業者を選考するに当たっての、委員3名分の謝礼、11 節需用費の細節21は、夜間照明やスキー場ロッジなどの電気料、細節40は白銀台スキー場の圧雪車や宿泊ロッジの修繕が主なものであります。

192 ページになります。

13 節委託料の細節8は明野ヶ丘スキー場のリフト管理委託料で、昨年度は営業することができませんでしたが、契約額の25%を最低補償額として支出したものであります。

細節9は白銀台スキー場の宿泊ロッジの清掃委託料であります。

15 節工事請負費の細節1は、明野ヶ丘スキー場リフトの常用制動機の整備に要した経費、細節2は白銀台スキー場の受変電設備の更新工事に要した経費であります。

18 節備品購入費は平成28年度に明野ヶ丘スキー場に導入した圧雪車の購入に係る北海道市町村備荒資金組合への償還金であります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては企業誘致に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、事業所を新增設した場合に、3 年または 5 年間の固定資産税相当額と投資した額の一定割合を企業に補助するものであり、平成 30 年度は 25 年度から 29 年度までに事業所の新增設を行った 14 件の固定資産税相当額と、30 年度に投資を行った 3 件に対し補助したものであります。

細節 5 は、企業が土地を取得して、工場を新增設するなど投資を行った場合に、土地取得価格に対し、一定割合を補助するものであり、30 年度は 3 件に対し補助したもので、細節 7 は企業開発促進補助金の対象となる事業場で、町外から町内に本社機能の移転を行う場合に、一定割合を加算し補助するものであり、平成 30 年度は帯広市から本社機能を移転した 2 件に対し補助したもので、細節 8 は、借入金支払利息等相当分及び工業団地の土地売買に伴う販売価格と帳簿価格の差額分を、土地開発公社に補助したものであります。

21 節貸付金は、工業団地内に事業所を新增設する企業が、新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。

なお、平成 30 年度の新規貸し付けは 2 件であります。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 7 款商工費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

それでは、8 款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8 款土木費について、ご説明いたします。

194 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 4 億 4,355 万 7,000 円に対しまして、支出済額 3 億 7,742 万 5,492 円であります。

1 目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した経費であり、13 節委託料、細節 1 の町道管理委託料は幕別及び忠類地域の町道管理委託料、細節 2 は町道清掃業務の委託料、細節 6 は札内駅自由通路のエレベータ保守点検に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は除排雪機械 51 台のほか、関連機械の借上料、細節 6 は町道管理に必要な土木車両の借上料、16 節原材料費は道路附帯施設の資材購入のほか、簡易な補修に必要な資材の購入に要した経費であります。

2 目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費であり、13 節委託料、細節 6 は勢雄及び駒島地区の各一部 9.43 平方キロメートルの地籍調査測量委託料であります。

196 ページへ行きまして、2 項道路橋梁費、予算現額 2 億 8,758 万 2,000 円に対しまして、支出済額 2 億 8,343 万 1,444 円であります。

1 目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7 節賃金は北海道の管理河川に設置されている樋門、樋管 101 か所と、町の樋門 6 か所の定期点検及び臨時操作に係る管理人 57 名に支払った賃金、13 節委託料は道路及び河川台帳の修正に係る委託料に要した経費であります。

2 目道路新設改良費、本目は町道の改良及び舗装の整備に要した経費であり、事務的経費のほか、198 ページへ行きまして、13 節委託料、細節 5 は道道に昇格する町道幕別札内線の用地復元測量委託料であります。

15 節工事請負費は、町道 9 路線の道路整備に要した経費で、このうち社会資本整備総合交付金事業によるものが細節 2 の忠類 24 号線、単独事業によるものが細節 3 から 10 の日新線ほか 8 路線となっております。

22 節補償補填及び賠償金が忠類 24 号線の道路整備に伴う水道管の移設補修費に要した経費であります。

3 目道路維持費、本目は町道の維持補修に要した経費であり、14 節使用料及び賃借料は相川 5 線ほか 5 路線の道路側溝の土砂除去に使用した機械借り上げに要した経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 は町道の補修工事で、中稲士別線道路側溝補修工事など 160 件、細節 2 は区画線設置工事など 44 件、細節 3 は強風による倒木の整理など緊急的な工事 6 件に要した経費でありま

す。

4 目橋梁維持費、本目は橋梁の維持管理費であり、13 節委託料は橋梁長寿命化修繕計画に基づく、橋梁定期点検業務、稲士別大橋の補修設計業務に要した経費、15 節工事請負費、細節 2 は同じく橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施した千住 12 号橋の修繕工事に要した経費であります。

200 ページに行きまして、19 節負担金補助及び交付金は十勝中央大橋の維持管理に要した経費であり、音更町へ支払った本町分の負担金であります。

以上が道路橋梁費であります、平成 30 年度の道路事業の実績につきましては、道路改良及び舗装は 2 次改築を含めると 544 メートル、歩道整備が 2 次改築含めると 729 メートル、車道オーバーレイが 496 メートルとなっております。

3 項都市計画費、予算現額 8 億 5,372 万 3,000 円に対しまして、支出済額 8 億 4,821 万 6,312 円であります。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 3 回分の委員報酬であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は新北町における開発行為に伴う負担金であります。

当該開発区域の一部において、下水道受益者負担金が賦課徴収済みでありましたことから、当該開発行為に伴う下水道整備に要する費用のうち、負担金徴収済みの免責相当分の費用を負担したものであります。

28 節繰出金は公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフコースなどの維持管理及び施設補修に要した経費であります。

202 ページに行きまして、13 節委託料、細節 5 の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフコースのほか、フラワーガーデンにおける草刈り、ごみ拾いなどの維持管理に要した経費、細節 11 は公園及びパークゴルフコースの樹木剪定や遊具の定期点検のほか、各公園施設の管理に要した経費、細節 12 は主に高齢者就業センターに委託したトイレの清掃、花壇の草取りなどに要した経費であります。

15 節工事請負費は、公園施設の補修や緊急整備など 74 件に要した経費であります。

3 目都市施設整備費、本目は公園施設の整備に要した経費であり、事務的経費のほか、13 節委託料は公園施設長寿命化計画に基づき実施した、いなほ公園の遊戯施設及びろ過設備の更新に係る実施設計委託料であります。

204 ページに行きまして、15 節工事請負費、細節 1 は同じく公園施設長寿命化計画に基づき実施した猿別川河川緑地の木製施設の改築更新に要した経費であります。

4 目都市防災施設整備費、本目は社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業を活用し、避難所となっている札内コミュニティプラザのほか、各種防災拠点施設の整備に要した経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 は地域緊急輸送道路に指定されている町道札生北通の道路整備に要した経費、細節 2 は札内コミュニティプラザの外構工事に要した経費、細節 3 は札内南コミセン敷地内に整備した防災備蓄倉庫に要した経費であります。

4 項住宅費、予算現額 2 億 5,523 万円、支出済額 2 億 5,424 万 7,676 円であります。

1 目住宅総務費、本目は町営住宅の管理に係る経常的な経費であり、嘱託職員 1 名分の賃金が主なものであります。

2 目住宅管理費、本目は町営住宅の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬は公営住宅委員会の開催に伴う委員報酬、7 節賃金は町営住宅管理人 22 名分の賃金、11 節需用費、細節 40 は町営住宅の修繕 296 件に要した経費であります。

206 ページに行きまして、15 節工事請負費は公営住宅の修繕工事 123 件のほか、駐車場整備に要した経費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本目は春日東団地建替事業に係る経費であります。

13 節委託料、細節 5 は建替事業に係る工事管理委託料、15 節工事請負費、細節 1 は建替事業に係る新たな住宅 2 棟 8 戸の建設工事、細節 2 は駐車場を中心とした外構工事、細節 3 は既存住宅 3 棟 12 戸の解体工事にそれぞれ要した経費であります。

22 節補償補填及び賠償金は、建替事業に伴う移転補償 8 件分に要した経費であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 1点のみお伺いいたします。

197 ページ、1 目道路橋梁総務費の 7 節賃金の中の細節 3 樋門管理人賃金なのですが、樋門管理人に関してありますが、過去平成 28 年度にありました水害による大きな災害が発生しましたけれども、その後、高齢化だとか、あと担い手不足ということで、担い手のいない箇所が出てきたということを知っておりまして、担い手がいないところについては町職員のほうで行っているというふうに聞いているのですけれども、先ほど説明ありましたけれども、101 か所を管理人の方 57 名で管理をされていると。そして、町の職員が 6 か所を管理されているということだと思えるのですけれども、今後のあり方、このままでいいのかということをお聞きしたいのと、技術指導の体制だとか、管理体制についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 樋門の関係ですけれども、樋門は 30 年度の管理人につきましては、先ほど部長のほうから説明ありましたように 57 名で行っております。本年度は 2 名増えまして、59 名の体制で行っております。その中で、30 年度は町で直接樋門を管理している箇所が 9 か所ございました。本年度は 1 か所減って 8 か所になってございます。町の直接管理する部分に対してなののですが、町職員が樋門の場所に行って適切な管理ができるように 29 年度、30 年度、そしてことし令和元年ということで、3 年連続で町職員の訓練を実施しております。この訓練は、実際に行く場所を告げずに、参加してもらった職員にその場でどこどこに行ってくださいということで行っただきまして、樋門操作をしてもらうような訓練を実施しております。その中で、初めて行った樋門でも適切に管理できるように、操作できるようにマニュアルを毎年ブラッシュアップ、更新していきながら、適切に管理できるような状況の訓練を今実施しているような状況でございます。

また、樋門の管理につきましては、町で管理するというよりも、樋門の地先の土地所有者または耕作者の方に管理していただくことが一番望ましい形だと思いますので、引き続き町といたしましては、所有者、それから耕作者に管理していただくような形で、またお願いしてまいりたいと考えてございます。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） こういった賃金を見ていると、本当にボランティア精神の中で、非常に責任の重い任務を、管理を行われているのだなというふうに思うのですけれども、いざとなりましたら、災害時には町職員の方ももちろん初動でいろんな形で動かれると思うのですけれども、そういったこともいろいろ考えてみますと、今後、業者さんなどの力をお借りすることも一つの手なのかなというふうには感じるのですけれども、その点はいかがでしょう。

○委員長（小田新紀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 樋門管理で、業者委託という部分なのですが、先ほど言いましたように、現在のところは地先の住民の方に自助共助という意味で、管理していただくような方向で進めておりますが、これ以上、今 8 か所あるのですけれども、これ以上数が増えていくようなことがあれば、今、小島委員がおっしゃったように、例えば業者委託するという方法も一つの方法として考えられるのかなというふうには思っております。ただ、まずは自助共助という観点に立って、引き続き隣接する畑の所有者、それから耕作者にお願いをしてまいりたいと考えてございます。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今、自助共助というお話もあったのですが、結構地域の方が担われたりもするのですけれども、結構閉めるタイミングだとか、タイミングによっては畑の冠水だとかいろんなことが起こってきて、結構負担といいますか、管理人としましても責任を感じる部分がかなり多いというふうに聞いていますので、そういったことも要因でいろいろ、高齢化もあるのですけれども、そういったことで担い手のほうがちょっと遠のいてしまうという部分もあると思いますので、今、答弁、業者さんのほうもという話も一部ありましたので、ご検討いただきたいというふうに思います。終わりたいと思います。

○委員長（小田新紀） ほかございますか。

若山委員。

○委員（若山和幸） 194 ページ、地籍調査費でありますけれども、地籍調査始まってかなりの年月がたったと思うのですが、ただいまは農村部中心の地籍調査だと思うのですけれども、現在進捗率といいますか、大体町内のどのぐらいの割合まで進んだのかお聞かせください。

○委員長（小田新紀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 地籍事業の進捗率なのですけれども、忠類地区につきましては、既に合併前から地籍調査が行われておりまして、忠類地区全体としては終わっております。幕別地区に関しましては、平成 16 年から行っておりますが、幕別地区の進捗状況といたしましては、現在のところ 19.1%ということになってございます。幕別地区を 59 地区に分けて、今実際やっているところなのですけれども、最終の地区になるときは、完了に着手するのが今の予定では令和の 49 年ですね。それから完了は、着手してから測量しますので、完了が大体令和 52 年、2070 年ぐらいを想定しているところでございます。

○委員長（小田新紀） ほかにございますか。

岡本委員。

○委員（岡本眞理子） ページ数が 203 ページの公園管理についてなのですけれども、細節 13 の委託料にかかります。そのうちの 8 番の公園水回り点検になるのか、公園管理になるのかちょっと分かりませんが、明野ヶ丘公園の水回りについてお伺いしたいと思います。

明野公園のパークゴルフ場、パークゴルフ場としては整備は本当にされていると思うのですが、水回りの件なのですけれども、水道がありまして、水道はもちろん出ますが、このステンレスが本当にもうそばに寄るのも耐えがたいというようなステンレスのままになっております。そして、そこで顔を洗ったり、手を洗ったりするための流しなのかなと思ってはいるのですけれども、そこに寄るのにもちょっと厳しいような状況になっておりまして、これは委託をしているだけであって、行政としては確認をしているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 水道の維持管理の部分だと思うのですけれども、業者に委託はしているのですけれども、職員も毎週各公園を回ってパトロールを実際に行っているところでありまして。ただ、今、岡本委員がおっしゃるように、使用するのに住民の方が使用しづらいような、汚くて使用したくないというような状況があるということであれば、即刻清掃等を行って対応していきたいと考えております。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞理子） ぜひとも、その点はきちっとパトロールをしていただいて、ぜひ見ていただきたいなと思います。その点につきましても、明野ヶ丘公園のパーク場は、本当に景色はとてもいいのですけれども、自動販売機もない状態であります。したがって、水道飲むわけいけないので、できれば自動販売機を 1 機ぐらいは何とかならないのかなということと、また自転車置き場ですけれども、自転車置き場も何十台も置けるようになってますけれども、あの明野公園に何十台もの自転車が来るのかなというふうに感じました。今、石づくりの大きな案内板が設置をされており、今はまだシートがかぶっておりますが、その分のお金をもちろんかけてつくったことには否定はいたしません、身近なところをもう少し整備をしていただきたいなと申し上げたいと思います。その点について、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 明野ヶ丘公園につきましては、公園のあり方、木製遊具は設置されてから、もう 37 年たちまして、16 機あった木製遊具は 11 機撤去されているような状況になってございます。そういった部分も含めて、明野ヶ丘公園のリニューアル、あり方について、ことしから検討、庁内でまず町職員で検討しまして、来年、町民を参加をいただきながら検討していく予定になってございます。今おっしゃられた内容につきましても、そういった部分の中で、今後整備するに当たって、そのような内容を反映させていけるような形で検討していきたいと考えてございます。

○委員長（小田新紀） ほかにございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 204 ページの住宅費、住宅総務費に関わってお尋ねいたします。

実は、たびたびお尋ねしておりましたあかしや団地の 4 階建ての町営住宅の建替計画が始まりまして、住民に対する説明会なども行われていると聞いております。かなり老朽化している住宅と、それから入居されている中でかなり高齢者の方がいらっしゃるということで、なかなか住宅建設全体のいつどんなふうに自分が引っ越しをして、どんなふうに建て替えられるのかなというところが、伝え切れてないという感じをいつもしております。そういった点で、まずは計画についての説明というのはどの程度されているのか。平成 30 年度からいろいろ事業は開始されていると思うのですが、その実施に向けての今の取組を伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） あかしや南団地の建て替えの件でございますが、実は先月末に住民の方にご案内させていただきまして、各住棟ごと 3 日間にわたりまして住民説明会のほうをさせていただきま

した。残念ながら、ちょっと参加者数も少なかったのですけれども、まずは全体計画の流れと町のほうの考え方についてご説明をさせていただきました。我々といしましては、今回1回だけではなくて、来年度、実施設計が始まりますので、またその段階において説明、さらにはもう一度ぐらい説明をしながら、皆さんにご理解いただきながら、建替事業のほうを進めていきたいなと思っておりますが、まず先月行った事業に関しましては、まだ皆さんに正式に建替事業を行いますということをお伝えしていませんでしたので、その件と、あと今後何年度にどの棟を壊す予定でいます。ただ、実施設計決まってからのことになりますけれども、またご案内差し上げますということで、説明会のほうをさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） その説明の中身も改めてお伺いしたいのですけれども、かなりの棟数、それからその前に桂団地の建設を先に行って、そこに移動していただいて、順次というように聞いているのですけれども、参加者少なかった、これどのぐらいだったのかも聞きしたいのですけれども、なかなか見えてないというのが、だからその対象となる方が予定ですが、いつごろ引っ越しして、いつごろ新しいのができるかという概略、今ちょっとご説明いただけますか。

○委員長（小田新紀） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） まず、それぞれ住んでいる方の退去の時期でございますけれども、解体工事が令和3年に最初スタートいたしますが、5号棟、6号棟の方、退去いただくということで、先にまず移転していただきます。今、長寿命化計画の中では、その2年後になります令和5年に次の3号棟、4号棟、こちらを解体する予定でございますので、その入居されている方を移動していただきます。最後に、その次の年、令和6年に1号棟、2号棟のほうを解体予定でございますので、その入居されている方、移動していただくというような予定で説明させていただきます。

参加者なのですが、対象戸数が全部で90戸となっております。このうち出席された方が、戸数が70戸ということで説明会のほうは開催しております。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） あかしや南団地112戸ですね。そのうち70戸の方に説明がなされたということですか。その70って何ですか。対象90戸のうち70戸、だから説明受けた方は70ということだと思うのだけれども、半分以上は出られたということですね。

これ、なぜ混乱しているかと言いますと、建てた順番に解体ではなくて、新しいほうから順番に解体で、古いところが一番最後になるのですよね。その辺からいろんな混乱が出てきて、自分たちのほうがひどい状況なのに、なぜ新しいほうが先なのだというようなこともありまして、正確な情報を伝えていくことが大事だなというふうに思ったのです。解体が令和3年、5年、6年ということですが、建設完了はいつなのでしょう。

○委員長（小田新紀） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 建設のほうにつきましては、今、令和7年を予定しております。建設の最後は令和7年を予定しております。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、最後が令和7年、つまり令和6年に解体された方たちが戻れるのが令和7年ということですね。5年のところは6年、それから3年のところは4年というふうに押さえてよろしいのですか。

○委員長（小田新紀） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 基本的には、次、翌年に戻っていただきたいと思っております。解体する戸数に比べまして建設戸数がどうしても少ないものですから、皆さんが戻るということになれば多分2年間仮住居のほうに入っていただくという方も出る可能性はあるかなというふうに思っております。要は、2年後に完成した建物に入るという方も中には出る可能性もありますが、それにつきましては今皆さんに希望調査とらせていただきまして、どのような動向で皆さんご希望なのか、その辺をまとめて、また次回の説明会のほうでお話しさせていただきたいなと思っております。

○委員長（小田新紀） ほかがございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、ほかに質疑がないようですので、8款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

208 ページをお開きください。

9款、1項消防費、予算現額5億8,601万5,000円に対して、支出済額5億8,331万9,852円であります。

1 目常備消防費や十勝公営消防事務組合の分担金であります。

2 目非常備消防費は幕別町消防団に係る経費で、1 節の消防団員報酬、9 節の災害訓練出動等に係る費用弁償のほか、次のページになりますが、18 節備品購入費は平成 29 年度、30 年度に購入した消防団員防火衣に係る備荒資金組合の償還金であります。

3 目消防施設費は、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 の消火栓取替工事に係る負担金が主なものであります。

4 目水防費は、昨年 9 月 7 日に発生した胆振東部地震の影響による停電時に開設した自主避難所の毛布などの洗濯料に要した経費であります。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 9款消防費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際 13 時まで休憩いたします。

11:56 休憩

(13:00 藤原委員入場)

13:00 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山端広和） 10 款教育費につきまして、ご説明を申し上げます。

212 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 5 億 7,848 万円に対しまして、支出済額 5 億 6,962 万 5,373 円であります。

1 目教育委員会費は、教育委員 4 名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担であります。

平成 30 年度は、14 回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2 目事務局費であります。

1 節報酬は、教育支援委員会及びいじめ防止対策推進委員会の開催に伴う委員報酬であります。

4 節共済費のうち細節 14 は、学校教育推進員等の嘱託職員及び特別支援教育支援員等の臨時職員、合計 71 名分の経費であります。

8 節報償費は、特別支援教育支援員に係る研修会と小中一貫研修に係る講演会開催に伴う講師謝礼であります。

214 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 8 は町内にある高校の魅力ある高校づくりを支援するための補助、細節 9 は学校教育振興のために、町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付したもので、細節 14 小中一貫教育推進交付金は、各中学校エリアで実施した教育活動に対し交付したものであります。

3 目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅 71 戸の維持管理経費であります。

11 節需要費のうち、細節 40 は学校施設の修繕が約 8 割であり、その他教員住宅やわかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

216 ページになります。

15 節工事請負費のうち、細節 1 学校教員住宅補修工事は、環境整備や設備工事などを実施したもので、細節 2 小中学校等整備工事は、札内北小学校キュービクル改修工事や、幕別中学校放送室音声調整卓更新工事、白人小学校学校林剪定工事などが主なものであります。

細節 3 は札内南小学校の特別支援教室を 2 教室増築したもので、細節 4 はわかば幼稚園の 3 教室にエアコンを設置したものであります。

4 目スクールバス管理費は、スクールバスの運行に要した経費であります。

218 ページになります。

13 節委託料は、スクールバス運行 12 路線のうち、8 路線は町有車両を貸与し運行するとともに、残る 4 路線につきましては車両を借り上げて運行しており、それらの運行に要した経費であります。

18 節備品購入費は、美川線スクールバスの老朽化に伴い更新したものであります。

5 目国際化教育推進事業費であります。

7 節賃金のうち、細節 2 は学習指導要領改定の移行期間の取組として、小学校の外国語活動専任の臨時職員 1 名を配置したものであります。

細節 4 は、嘱託職員である国際交流員 2 名の賃金で、町内 5 校の中学校を分担して訪問し、英語担当教師とのチーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や小学校にも訪問し指導を行ったところであります。

6 目学校給食センター管理費は、幕別・忠類学校給食センターの管理運営に係る経費であります。

7 節賃金は、臨時職員 19 名と嘱託職員 7 名分であります。

220 ページになります。

11 節需用費は、光熱水費のほか、細節 60 の給食材料費が主なものであります。

13 節委託料は、細節 5 の 6 路線に係る給食配送委託料が主なものであります。

222 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は忠類学校給食センターのボイラー更新と調理室のエアコン設置に伴う改修工事であります。

18 節備品購入費、細節 1 は幕別学校給食センターのスチームコンベクション 2 台、スチームコンベクションオーブン、乾燥式オゾン殺菌庫や、食缶等の更新に要した経費であります。

なお、幕別学校給食センターでは、小中学校以外に、糠内保育所をはじめ、へき地保育所 4 か所に毎日、町立わかば幼稚園と私立幼稚園の 2 か所には週 2 日の給食の提供をしているほか、平成 25 年度から中札内高等養護学校幕別分校にも毎日提供しているところであります。

また、忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒畠へき地保育所の 2 か所にも毎日給食を提供しております。

2 項小学校費、予算現額 2 億 6,671 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2 億 5,143 万 5,521 円であります。

1 目学校管理費は、小学校 9 校の管理運営に要した費用であります。

7 節賃金の細節 2 は学校事務補助職員 4 名の賃金、細節 6 は小学校 7 校に配置した特別支援教育支援員 38 名分の賃金であります。

224 ページになります。

13 節委託料、細節 1 は学校内外の清掃や管理等の業務を行うため、9 校の小学校に要する経費、細節 5 は小学校教職員 155 名のストレスチェックに要した費用であります。

18 節備品購入費のうち、細節 2 は机や椅子など学校管理上、必要な備品整備に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 5 は各学校の環境整備等に要するもの、細節 6 は学校行事や特別活動などに要する費用を交付しております。

2 目教育振興費であります。

18 節備品購入費のうち、細節 1 は授業等で必要となる教材備品整備に係る経費であります。

細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 は学校図書の購入に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金でありま

す。

20 節扶助費のうち、細節 1 から 3 及び、次のページになりますが、細節 5 及び 7 は就学援助に要した経費であります。

なお、細節 5 には、平成 31 年 4 月入学児童に対する入学準備金の年度前支給 19 名分を含んでおります。

226 ページになります。

3 項中学校費、予算現額 2 億 584 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1 億 9,614 万 9,671 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 3 名の賃金、細節 6 のスクールカウンセラー賃金は 1 名分で、スクールカウンセラーは札幌内東中学校を拠点として各中学校で相談を受けております。

細節 7 は、中学校 4 校の特別支援教育支援員 7 名分の賃金であります。

13 節委託料のうち細節 1 は、学校内外の清掃や管理棟の業務を行うため、5 校の中学校に要する経費、細節 5 は中学校教職員 106 名のストレスチェックに要した費用であります。

228 ページになります。

2 目教育振興費であります。

8 節報償費、細節 3 は全道・全国スポーツ大会参加に係る個人 478 名と 79 団体分の参加奨励金であり、細節 4 は部活動指導員 79 名分の謝礼であります。

18 節備品購入費、細節 1 は授業等で必要となる教材備品の経費、細節 2 は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入した、パソコンやタブレットなどの償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、義務教育機関の経済的負担の軽減を図るため、中学校 5 校の修学旅行費に係る経費のうち、3 万 5,000 円を限度額として 2 分の 1 の補助を行ったものであります。

20 節扶助費、細節 1 から 5 及び細節 7 から 9 までは、就学援助に要した経費であります。

なお、細節 5 には、平成 31 年 4 月に入学される生徒に対する入学準備金の年度前支給 27 名分を含んでおります。

4 項幼稚園費、予算現額 4,346 万 2,000 円に対しまして、支出済額 4,232 万 1,592 円であります。

1 目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の管理運営に要する経費であり、7 節賃金は、臨時職員 1 名、特別支援教育支援員 3 名、代替職員 3 名及び嘱託職員であります園長の賃金が主なものであります。

230 ページになります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、町単独事業であります。就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者などの園児 58 名に対し、入園料 7,000 円を限度として補助をするとともに、20 名の園児に対し保育料を月額 3,500 円を補助したものであります。

20 節扶助費は、私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助したものであります。

5 項社会教育費、予算現額 2 億 5,065 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2 億 4,690 万 9,002 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び嘱託職員である生涯学習推進員 1 名の賃金並びに各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

232 ページになります。

9 節旅費の細節 3 は、中学生・高校生のオーストラリアへの海外研修の引率 3 名に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料は、神奈川県開成町、高知県中土佐町の両町の国内研修受入れ事業に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 はオーストラリアを訪問した中学生 16 名及び高校生 1 名分に対する補助金であります。

2 目公民館費は、糠内公民館及びまなびや相川と中里の管理運営に要した経費が主なものであります。

7 節賃金は、公民館及びまなびやの管理人 4 名の賃金、8 節報償費は、しらかば大学の講師の謝礼に要した経費であります。

234 ページになります。

3 目町民会館費は、町民会館の管理運営経費であります。

236 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は高圧変圧器の更新に伴う工事であります。

4 目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営に要した経費であります。

1 節報酬は、文化財審議委員会委員 5 名分の報酬、7 節賃金はふるさと館の臨時職員 1 名分の賃金であります。

8 節報償費の細節 6 は、郷土文化研究員 1 名に対する謝礼、細節 7 は郷土文化特別相談員 1 名に対する謝礼であります。

238 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、ふるさと館の運営に協力をいただいている事業委員会への交付金であります。

5 目ナウマン象記念館管理費であります。

記念館の管理運営に要した経費が主なものであります。

7 節賃金の細節 2 は、臨時職員 3 名分の賃金であります。

240 ページになります。

6 目集団研修施設費であります。

本目は、集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

7 目図書館管理費であります。

図書館本館・分館及び移動図書館の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金は、臨時司書 8 名、臨時職員 1 名、移動図書館車運転手 1 名の賃金であります。

242 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は本館の高圧充電設備の老朽化に伴う修繕工事、細節 2 は本館の利用者スペースに適正な照度を確保するための照明器具増設工事であります。

18 節備品購入費、細節 1 及び 2 は、図書資料 4,453 冊と映像資料 53 点の購入に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は、町民文芸「まくべつ」第 34 号の発行に要した経費であります。

244 ページになります。

8 目百年記念ホール管理費であります。

百年記念ホールの管理運営及び忠類地域の生涯学習講座等に要した費用であり、8 節報償費は忠類地域で実施した生涯学習講座 5 講座と文化講演会に係る講師謝礼であります。

13 節委託料の細節 1 は、百年記念ホールの指定管理業務に要した経費、細節 6 は、百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担の精算で、燃料費及び電気料の物価変動に応じた精算金であります。

15 節工事請負費は、百年記念ホール屋上防水及び外壁塗装の改修工事に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、文化団体の活動費補助や NPO 法人まくべつ町民芸術劇場への交付金が主なものであります。

6 項保健体育費、予算現額 1 億 6,266 万 1,000 円に対しまして、支出済額 1 億 6,105 万 3,816 円であります。

1 目保健体育総務費は、スポーツ推進員 12 名の報酬、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助などに要した経費であります。

8 節報償費、細節 3 は個人 105 名と 16 団体分に対して支給したものであります。

246 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 は昨年の平昌冬季オリンピックに出場した、本町出身の高木菜那選手、高木美帆選手の凱旋パレード及び町民報告会を開催した実行委員会への補助金であります。

2 目体育施設費は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、町民プールなどの体育施設に係る管理運営経費であります。

7 節賃金、細節 2 はトレーニング補助員 3 名と代替職員 2 名、クマゲラハウスの臨時職員 2 名分の賃金、細節 3 は町民プール監視員 18 名分の賃金、細節 4 はトレーニング指導員 1 名分の賃金であります。

248 ページになります。

13 節委託料、細節 13 は農業者トレーニングセンターの改修工事に係る自主設計委託料であります。

15 節工事請負費、細節 1 は札内スポーツセンター、テニスコートの全面改修に要した経費、細節 2 は、札内川河川緑地テニスコートのクラック補修に要した経費であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀）説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2 点ほどお伺いしたいと思います。

217 ページ、教育財産費、15 節工事請負費、細節 3 の札内南小学校の増築工事です。

札内南小学校が子どもたちが大変増えてきたために、教室が足りないということで平成 30 年度に特別支援棟の増築が行われてまいりました。校舎については、今後、公共施設の総合管理計画で、あわせて学校校舎が今後大規模改修がされるのではないかと考えているのですが、学校施設内、いわゆる備品ですね、グラウンド内のベンチですとか外トイレの関係については、大変老朽化が深刻なのですが、計画的なものは持っているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

2 点目です。223 ページ、1 項小学校費、1 目学校管理費、7 節賃金、特別支援教育支援員賃金についてお伺いしたいと思います。

町の特別支援の体制は、他町村と比べますと大変充実していると思います。小学校だけでも 38 人、中学校と合わせますと 46 人と、大変手厚い体制があると思っています。この体制の中で、研修体制はどのようになっているのか、また全員研修に参加できるようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） ただいまのご質問の 1 点目でございます。

外トイレの改修でございますが、現在、学校の長寿命化計画を作成している途中でございまして、外トイレにつきましては、特段、改修計画というものは持ってはございません。

特別支援教育支援員の研修でございます。

昨年度、特別支援教育支援員の研修につきましては、3 日間研修を行っております。それも夏休み期間中に実施をしております、皆さんが参加できる環境を整えて、研修のほうを行っているところでございます。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 毎年お聞きしているところでもあるのですが、やはり外トイレ、どこの施設もやはり和式でくみ取り式というのがずっと長らくあります。多くの利用率があるわけではないかとは思いますが、やはり子どもたちの使うところですので、改修計画を持って進める必要があるのではないかと思います。

もう一つ、外トイレの話はしましたけれども、学校施設内、いわゆる鉄棒や運動施設について、こうして改修されているところもあるのですが、ベンチですとかそういったところがぼろぼろになっていて、これはちょっと大丈夫なのかなというところが見受けられますので、やはりそういった施設も改修を考える必要があるのではないかと思います。今回、質問しました。

もう一つ、札内南小学校のグラウンドに照明がありません。スケートリンクを持たないためというふうにお聞きしたのですが、現実的に学校内に照明を設置することは可能なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

特別支援の研修体制については了解いたしました。夏休み中に 3 回やられているということですので、本当に支援が必要な子どもたち、生徒たちもそうなのですが、個性の問題や特徴が大変あるので、本当に研修、すごく大切なのです。特に専門性が必要なところにもなりますので、今後も研修制度を持っていたいただければと思います。

学校施設だけ、お願いします。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校のグラウンド内の遊具につきましては、大丈夫なのかどうかという点検を行っております、古くなったり使えないということであれば、その都度対応はしていきたいというふうに考えております。

あと、ベンチ等につきましては、ちょっと小さな備品につきましては、特段、確認はしていませんので、その辺につきましては、随時学校とも連携をとりながら、何かあれば、すぐに連絡をいただきまして、必要であれば改修をするというような形で進めていっているところでございます。

照明につきましては、議員がおっしゃるように、過去リンクの造成の際に、やっぱり夜水まきが必要だということもございまして、照明をつけたりという経過もあるように聞いております。南小につきましては、リンク造成しておりませんので、ついていないという現状もございまして、こちらにつきまして、今の段階ではそれをつける予定はないというところでございます。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 同じことなのですが、やはり照明、防犯とかも関係あるのですが、やはり何もないというのはちょっと問題かなと思っているのです。暗くなる時期にも活動している部活動もありますので、何らかの手だてが必要なのではないかなというふうに思っています。今回、設置する考えはないというお話がありましたけれども、やはり考えていただければと思います。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、課長から申し上げましたように、小学校の部分の照明の設置につきましては、スケートリンクといった部分の背景がありまして設置してまいりました。

必要性という部分では、特に中学校は部活動という部分で、恐らく照明は、私も見てきましたが、ついておりますけれども、小学校というのは、いわゆる少年団活動とかという部分で、なかなかその部分は位置付けられているかどうかという部分もありますけれども、今、現状では、部活動ですとかそういった部分では、いわゆる働き方改革という部分もありまして、ある意味、ある程度縮小していかなければいけないという部分もあります。

小学校の部分につきましては、今申し上げましたように、少年団活動という部分で使うという形になりますと、ちょっとその辺の設置については、ちょっと厳しいのかなというふうに考えているところがあります。

○委員長（小田新紀） ほか、ございますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 215 ページ、2 目事務局費、19 節負担金補助及び交付金、12 学校運営協議会交付金。

ここの運営協議会というのは、今回、幕別町が小中一貫教育を進めていくということで、コミュニティ・スクールもともに進めていくということでした。それで、この運営協議会の中では、コミュニティ・スクールのことも協議していくのでしょうか。そして、その運営委員はどのように選任されているのか、お聞きいたします。

それと、就学援助の件ですが、225 ページと 229 ページ、小学校、中学校、2 目教育振興費と、20 節扶助費、この点についてなのですが、資料の 143 ページを見ますと、就学援助の状況は、特に小学校なのですけれども、平成 30 年度、児童数は 1,423 人、申請者数 305 人、認定者が 210 人です。それで、援助率が 14.8%と大きく落ち込んでおります。中学校は 20%ということで、平成 29 年度と大差はありません、人数は減っておりますけれども。それで、少なくなった要因はどういうことなのかをお聞きいたします。

それと、229 ページ、2 目教員振興費、8 節報償費、細節 4 部活動指導員謝礼なのですが、部活動の時間なのなのですが、昨年の決算では、部活動は休日の設定ということでは、週に 1 回休みにしていくというご答弁でした。30 年度、部活動の 1 日の授業が終わってからの時間、何時まで部活をやっているのか、その部活によって時間帯はまちまちだと思うのですが、一番長く部活動をやっている部活動と、それから 1 週間の日数をお聞きしたいと思います。

それと、項目はちょっと分からないのですが、就学前健診なのなのですが、就学前健診、小学校に上がる子どもたちへの健診なのなのですが、健診と同時に発達支援センターに通所する児童の面談があると思います。これは、発達支援センターの先生、教員、保護者と一体になって相談を受けるということだったと思うのですが、そこでは面接をするときには、その保護者が集まっているところで相談を受けると、そうすると個人情報ほかの保護者にも全部分かってしまうと。そういうので、情報が伝わらないような手だてが必要ではないか。例えば、仕切りをつけるですとか、ちょっと離れたところで相談を受けるですとか、そういう手だても欲しいという、住民からの声があります。

それと同時に、入学前に心配事がある児童の相談も受け付けますよと言われていて、相談もしたいところなのなのですが、同じような状況で相談をすることになると。そうすると、悩みごとの相談が他の保護者にも伝わってしまうと。そうすると、なかなか相談することがちょっと戸惑ってしまう。それで、情報が伝わらないような手だてをとってほしいという要望がありました。その改善に向けて、お答えをいただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） それでは、まず1点目の学校運営協議会の交付金についてでございます。

昨年度までは、学校運営協議会ということで運営をしておりました。その際には、今年度、平成31年度からのコミュニティ・スクールの導入に向けましての議論なども行ってきたところでございます。平成31年度から、この学校運営協議会を法的に位置付けをいたしまして、新たな学校運営協議会として今は行っているというところでございます。

各運営協議会の委員の選任については、各中学校エリアで運営協議会開催をしておりますので、それぞれの学校に専任の人を選出をしていただきまして、教育委員会で選任をしているというところでございます。

2点目の就学援助についてでございます。

29年度から30年度にかけてまして、認定率が下がっているものでございます。こちらにつきましては、就学援助、生活保護基準の1.3倍という基準を設けておりまして、その基準より上回る方が多かったというところでございます。ただ、1.3倍の基準を設けてはいるのですが、例えばご主人が入院したというときに、前年度の収入で見た場合、1.3倍を超えるという家庭がある場合は、その都度、そういう状況も加味して認定をしておりますので、そういったものを含めまして認定率が下がっているというところでございます。

次は、部活動についてでございます。

部活動につきましては、週1回お休みをしていただくようにというところで通知を出しているのですが、土日のどちらかが休みというところで、週1回のお休みはとっているというところでございます。部活動の時間なのですが、ちょっとこちらにつきましては、こちらのほうで手持ちがないものですから、申しわけございません、お伝えができないところでございます。

最後の4点目になります。就学時健診時のブースについてでございます。

今、委員おっしゃるように、そのようなお話伺っております。今年度の就学時健診から、それぞれブースというところを設けまして、人目につかないような形で、相談が受けられるような対応をしていきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 運営協議会なのですが、委員の選任は各中学校エリアで選出して、運営委員を選出しているということだったので、これはあくまでもそのエリアで選任していくということで、この中には、市民の公募、このころは含まれるのでしょうか。

といいますのは、コミュニティ・スクールの内容といたしまして、地域の力を教育にどのように結びつけていくのかですとか、それと町内会や子ども、そういうところと連携をとって進めていく、そういうようなことをうたっております。

それであれば、やはり市民への公募が必要ではないかと思いますが、その点はどのようになっているのでしょうか。

それと、就学援助の基準は1.3倍、家族が、主の生活を支えている世帯の方が入院したときには、1.3倍以上でも可能になっているということでしたけれども、それでは、就学援助の入学準備金が入学前に支給されるということでしたけれども、その基準なのですけれども、生活保護を基準といたしますと、年齢として5歳を基準としているのか、6歳という年齢を基準にしているのか、そこをお聞きしたいと思います。

それと、部活なのですけれども、保護者から、中学校の部活で長時間の部活をすると、自由に使える時間、可処分時間というのでしょうか、それが非常に少なく、成長期にはいろいろな経験をさせたいですとか、それから中学生が独自で自分で考える時間ですとか、そういう時間が非常に少なく、やはり部活の時間を短くするですとか、休みの日を多くするですとか、そういう手だてをとって、豊かに暮らせる学校生活、中学校生活を送れる、そういう手だてが必要ではないかという、そういう意見も出されておりますので、週1回の休みというのはつかんでいらっしゃるということですが、どのぐらいの時間部活しているのか、そこもしっかり把握いたしまして、次の日にどういうふうに学校生活、家庭生活を送っていくのか、そういう手だてもしっかりとれるような時間が必要ではないかと思っておりますので、そこもしっかり把握していく必要があるのではないかと思いますので、質問をいたしました。

これからどのような手だてをとっていくのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、学校運営協議会の関係でございます。

こちらにつきましては、やっぱり地域の応援団となつていただく方を選出したいというふうに考えておまして、やはり地域をよく分かっている方に運営協議会の委員になっていただきたいという思いもございまして、そのために学校のほうにまず選任をお願いしているというところでございます。

就学援助につきましては、年度前支給につきましては、前々年度の収入で計算をいたしますが、あくまでも基準日は1月1日現在になりますので、そこで計算をして、支給するかというところの判断をしているというところでございます。

部活動につきましては、今、週1回休みをとっているところをやっております。部活動は、やっぱり共同で行う、みんなで団結して行うとか、いろんなクラブ活動で得られるものも大変大きいものというふうには感じております。そういった中でも、週1回の休みというところを設けておりますので、こちらについては、状況を把握しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 運営協議会ですけれども、中学校エリアでその地域の様子がよく分かっている方、そういう方を選任していただいているということだったのですけれども、やはり学校のそういうコミュニティ・スクールですとか、学校の運営に関心のある保護者の方、町民の方もいらっしゃると思います。そういう点では、中学校エリアで、学校に選任を任せるのではなく、やはり公募も必要ではないかと思いますが、公募をしていく方向性はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

それと、生活保護基準ですが、1月1日を基準にしているということであれば、そのときに5歳で計算する場合があると思うのです、基準。小学校に上がるのは6歳ですよ、そうすると、4月以降6歳ですから、5歳ではなくて6歳で基準額を決めていくべきではないかというふうに考えます。といいますのは、生活保護基準では、5歳と6歳では基準額が違っております。幕別町では金額どのぐらいになるのか、ちょっと分かりませんが、多いところでは1万円ということも報告されております。ですから、その基準から見ますと、6歳を基準とした基準額にすべきではないかと思います。その点も、お聞きしたいと思います。

それから、部活の件なのですけれども、まだまだ長く時間、練習すれば強くなるという、そういうふうにお考えの保護者もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、成長期のことを考えますと、やはり自由にものを考えていく、そういう時間も本当に保障していかなければならないと思いますので、ぜひ部活に平日どのぐらい時間を使っているのか、そこも把握いたしまして、子どもたちが自由に使える時間を保障していく、そういう指導も必要だと思いますので、その点をお聞きいたします。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 私のほうから2点、ご説明いたします。

まず1点目、学校運営協議会の公募の考え方ということなのですが、まず30年度の決算の部分の学校運営協議会、これは旧制度といいますか、ことしからコミュニティ・スクール制度を開始したものですから、去年の部分につきましては、これは従来の学校運営協議会法によらない、法定ではないような形の中身となっております。

これからの部分ですけれども、今もう既に動いておまして、令和3年までの任期で動いております。

まず、今、取組といたしましては、学校での課題、そういったものを今そういった学校運営協議会の委員の中で、いろいろもんでいただいて、すぐにいろいろ動き出すものではちょっとないのかなと、少し数年かかるのかなと、そういった今この2年、3年の中で、そういったことも含めて、十分にそれは学校内で協議していくような形になるのかなというふうに思っております。

それと3点目、4点目でしたか、部活動の関係なのですけれども、部活動の部分につきましては、去年、アクションプラン、30年にうちも働き方改革のアクションプランを策定いたしまして、基本的には、平日は、週は2時間から3時間、平日は半日程度ということで定めております。これは、北海道のアクションプランに基づいて、そういった形で進めているものです。

ただ、去年の暮れからことしにかけて、これを北海道のほうでも、国のほうで部活動のガイドラインを定めたものですから、アクションプランも実は見直ししております。

方向性としてしましては、平日は2時間程度、休みの日は3時間程度という形で、縮小していくような動きになっております。

また、日数につきましても、今、現状では、年間73日という形で、学校閉庁日等も合わせて73日なのですけれども、今後は、それが113日程度ぐらいに伸びていくのかなというのが、これは道のほうのプランに基づいた流れでいくと、そういう形の動きになっていくのかな。

年度内に学校関係者とも、先生方とも、その辺は校長会等含めて、これは道のほうでは示しておりま

すが、うちのほうではまだ見直ししておりません。ただ、動きとしてはそういった形で、部活の時間はある程度、それは圧縮していくような形になるのかなというふうに考えております。それと、いろいろ関係団体、部活動の主催団体もありますので、そういったところとも協議していかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、実質は短くなっていくような形の流れに、今は動きとしてなっていくのかなというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 先ほど申し上げました、1月1日現在というのは、所得の勘案が1月1日で計算しているというところでございます。年齢につきましては、4月1日の基準で、そのときに何歳だったかというところを計算の基礎として算出しているところでございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 運営協議会の件ですけれども、2年間これから検討していきたいということでしたけれども、やはり小中一貫校、コミュニティ・スクールということは、町内会を通じてですとか、広報を通じてとか、町民の皆さんにお知らせしていますよね。ですから、このことに非常に、どのような方向に行くのかということで、関心を持っておられる町民もおります。それで、そういう中に、ぜひ教育に関しては、町民の公募をしてやはり関わっていく、そういうことが必要ではないかという声も聞こえてきておりますし、私もそう思います。ですから、これから2年間は今の状況で進めていくというお答えでしたけれども、この次に運営委員を決めていく、そういう中では、公募をぜひ検討していくべきではないかというふうに思います。

生活保護基準は、4月1日の年齢ということで、それで小学校は14%の率ということで、生保基準よりも収入が多かったのが一番の要因だということですね。はい、分かりました。

それから、部活なのですけれども、週2時間から3時間、年間は73日だけれども、113日まで部活ができるような、そういうこともアクションプランの中で考えていく、そういうふうに受け取ったのですが、それはどうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 部活の休養日が長くなるということで、済みません、ちょっと説明不足でありました。

先ほど言った、時間の把握につきましても、客観的な方法につきましては、今現在、検討中でございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 公募の件をお答えになっていません。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 公募の考え方でございますけれども、今、確かにうちのほうでも、小中一貫、コミュニティ・スクールといった形の流れの中で、通信等も発行しております。委員会の入り口にも掲示板に張ったりとか、まずは地域に対しまして、住んでいる方に対しても、普及といいますか、周知といいますか、理解をしていただくことがまず先決なのかなというふうに思っています。

公募云々という部分については、やはり熟度、いろいろこれからやっていく部分だとか、いろいろ固まって、あるいは先ほど言いました、課題だとか、同じ目的でこういうことで進んでいこうという、ある程度、方向性も決まった中で、どういった形で、メンバーも含めて、具体的に動くには、さらにいろいろお手伝いという言い方は変ですけれども、協力していただく方も必要になるかと思っておりますので、そういった中で、この期間の中で、はっきりとその部分については今申し上げることはできませんけれども、検討することになるのかなというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 公募の件なのですけれども、方向性が決まって、この方向性を決めていくところが大事なと私は思っているものですから、そういう点では、やはり町民の声を聞く、そういう点では、町民の協力も含めてコミュニティ・スクールを進めていくということですので、町民のを聞くという意味でも、公募は私は必要ではないかというふうに、それが民主的な運営委員のメンバーの選出の仕方かなというふうに思っておりますので、これからはぜひ公募のことも検討していただきたいというふうに思います。

それから、部活の件ですけれども、週2時間、それから休日が113日間、最大限ということでした。

ですから、部活の件も、中身の濃い練習をしていく、そういうこともされているとは思いますが、子どもたちの自由に使える時間を保障する意味でも、部活の時間の見直し、しっかりと進めて、

最低2時間ということでしたけれども、そういうところもしっかりと、今後、定めていていただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） まず、学校運営協議会の関係でございますけれども、今現在でも、地域の方々が入っております。例えば、PTA関係者ですとか、子ども会ですとか、地域行政区の区長さんですとか、そういった方も実際に入った中で動いているということで、ご理解いただきたいと思います。

それと、部活動の部分につきましては、これはなかなか方針としてそういう方向性はあるものの、やはり各種大会、特にいろんな部分でありますので、方向性としてはそういう形でいこうと思いますが、いろいろ関係者ともしっかりとその辺は協議しながら、策定に向けて進めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（小田新紀） ほかがございますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 2点お伺いします。

237 ページの4目郷土館費なのですが、蝦夷文化考古館ふるさと館の老朽化についてなのですが、老朽化が著しいということで、過去に一般質問をした経緯もあるのですが、国のアイヌ施策推進法が5月に施行されて、この国の法律、アイヌ新法によって補助金を活用してはどうかということであったと思いますけれども、その後の進捗状況、どのようになっていますでしょうか。

また、この補助金を活用していくには、地域計画の策定が必要になっていくようでありまして、計画のほうは立てるような形で準備されていますでしょうか。

もう一点なのですが、247 ページの19節負担金補助及び交付金の細則7チャレンジデーに関してでありますけれども、2014年に神奈川県の開成町の呼びかけがあってからスタートしておりますけれども、ことしで6回目実施したところであります。評価や費用対効果について、お伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、ご質問いただきました、1点目の蝦夷文化考古館の改修に向けた進捗状況であります。

私どもとしましては、情報収集に努めまして、要綱等を手に入れたところであります。その中では、確かに小島委員のおっしゃるとおり、施策の推進するための計画を市町村で作成して、そういった手続をとらなければいけないというふうになっております。内容を見ますと、蝦夷文化考古館だけの改修では、ちょっと交付金の対象となるのは難しいのかなというふうに考えています。隣接しております千住生活館の改修とあわせて、観光的な要素を盛り込むとか、アイヌの方の生活支援といった意味合いもありますので、教育委員会だけではなかなかちょっと進めていけない部分はあるのかなと思います。担当する部署と情報共有しながら、この後、情報の収集に努めていって、せっかくの機会なので何とか使えればよいというふうには考えております。

あと、チャレンジデーのほうですが、費用対効果と総括というか、行ってきた成果なのですが、6回行いまして、たまたまお誘いをいただいて参加したのですが、相手の町は今ではもう参加されておられません。参加されたとしても、毎回同じ町とやるわけではありませんので、そこは別に特段問題にするところではないのかなと思うのですが、効果としましては、この日を機会に、スポーツに触れ合うという意識付けにはなっているというふうに考えております。費用のほうも、こちらにある金額のほかには、職員が事務局になっておりますので、その日はちょっと夜遅くまで残ることはありますが、実際、お金使っている以上の、町民に対しての周知と健康向上には役に立ったというか、意識付けを含めて効果のあるイベントだったのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 蝦夷文化考古館に関してでありますけれども、千住生活館の改修とあわせて、民生費のほうにもちょっとかかってきますけれども、あわせて進めていくということでありまして、ぜひ、きちんと、しっかりと、できたらこの法律にきちんとのかかっていけるように、補助金、町の単費ですとかかなり厳しい、財政負担も大きくなるものですから、ぜひ活用していただきたいなと思いますし、計画のほうの策定もできるだけ早く進めていただきたいなというふうには思っております。

報道によりますと、帯広市なんかは骨子案の計画まとまっていますし、平取町も昨年の春から計画策定の準備も進められているようでありまして、白老町では来年「ウポポイ」開業を控えておりまして、

循環バス導入など 4,700 万円を計画案に盛り込んだというふうな報道もありましたので、老朽化も結構著しいですので、急ぐような内容でもありますので、ぜひとも早目に検討を進めていただきたいというふうに思います。

チャレンジデーのほうなのですけれども、きっかけづくりとしてという形で、そういう目的で進められているという話で、この日を機会に意識付けとして町民にということでは話ありましたが、私の見立てでは、一定の成果が出たのではないかなというふうに思っております。今後については、次なる発展的な取組なんかも考えてもいいのかもしれませんが、もう 6 回目実施されて、本当に当初の目的、それは私は達成されたんだなというふうに理解はしているのですけれども、今後について、これをさらに続けられるのかどうかのところをお伺いしたいと思います。

あと、その費用対効果のところなのですけれども、先ほど職員の方が夜遅くまで残っておられるという話もありました。ここに上がってこない金額があるのだと思います。後ほど、職員費の、人件費のところもあるので、このチャレンジデー当日の集計も、もちろん夜遅くまで残っておりますけれども、当日までの準備期間なんかも、かなりの時間、労力をかけてご苦労されているという話もお聞きしております。当然、時間外勤務の増大とか、財政的な負担も多くはなっているのですけれども、その辺のところについても、費用対効果どうなのかなと、そこまでして今後も続けていかれるのかなというふうには思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） まず最初に、生活館の整備も含めてというお話でした、蝦夷文化考古館の改修なのですけれども、あくまでも、メニューを確認しますと、生活館というのは、その中のメニューの一例でありまして、ほかにもメニューのほうあります。なかなかあそこの場所で、観光的な要素というのはちょっと難しいのかもしれませんが、何らかの形で該当する部分があるのかを情報収集に努めたいというふうに思っています。

あと 2 点目の、チャレンジデーの成果が出て、費用対効果もある程度のところまで達しているのではないかというお話でございました。実行委員会を組織しましてこの事業に取り組んでおりますが、その中では、いつまでですとか、もうやめましょうという話にはまだ至っておりません。急にやめるということは、簡単なのでしょうけれども、今の段階では、ある程度まだこの後もこの事業に取り組んで、町民が少しでもスポーツ、健康増進に向けて意識が変わるような考え方を示していきたいなというふうに思っています。

生涯学習課は、ほかにも土日のイベントが結構多くて、チャレンジデーを行うだけで、ここだけでかなりの負担があるというふうにはちょっと認識しておりませんので、なるべく皆さんのためになるものであれば、無理のない範囲では対応していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 町民の方も、かなり意識高い方が多くて、このチャレンジデーの日以外にでも、平時の日におきまして、結構、運動されている方も多くて、もともとパークゴルフの町ということもあるので、パークゴルフを日常的にされている方もおりますし、他の自治体と比べまして、体育施設なんかもかなり充実されておまして、多くの町民の方が利用されていると。

また、高木さんの姉妹のアスリートの方などの功績もかなり大きくて、子どもたち、スポーツ少年団、団体の方々も活発に行われているということで、結構自主的に動かれている方が多いなという印象なのですよね。

私としては、一定の成果が出たと、達成されたというふうに思っていますけれども、何かありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、委員から、ある程度達成できているのではないかというお話でした。

スポーツという部分につきまして、いろんな学校教育、社会教育、社会体育、いろんな分野で、これはどれも重要な施策だと思っています。その中で、スポーツを核としたまちづくりといった部分で、チャレンジデーというものを実施しているものでありまして、まずは、このスポーツチャレンジデーというのは、きっかけづくりですね。年齢、性別問わずスポーツの習慣化、あるいは健康増進、さらには地域の活性化という形でつなげていくというもので、しかしながら、事業でありますので、いつまででもというわけではございませんが、当面の間は必要性はあるのかなというふうに考えています。

ただ、今おっしゃいました部分につきましては、時期を捉えて、また検証してまいりたいというふう

に考えております。

○委員長（小田新紀） そのほかございますか。

酒井委員以外で、質問を予定されている方おられるでしょうか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2点、質問します。

220 ページの6 目学校給食センター管理費、11 節需用費の60 給食材料費についてです。

現在、アレルギーを持っていて、お弁当を持参しているお子さんの人数がどれぐらいあるのか、またその数や割合は増加傾向にあるのかどうかを伺います。

2 点目も同じ給食についてなのですが、食パンからもグリホサートなど発がん性のある農薬が検出されていることが報道され、三つの県の給食のパンからも検出されたことが報道で出ていました。幕別町の給食のパンは、北海道産の小麦粉を使っていると思うのですがけれども、こういった農薬が使われている可能性はないのかどうか、安全性をどのように確認しているのか、お伺いします。

○委員長（小田新紀） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） まず最初に、アレルギーの人数の関係でございますが、平成 30 年4 月調査におきまして、アレルギーを持つ児童・生徒数につきましては219 名でございます。また、お弁当の持参をしている児童・生徒数につきましては、全欠食されている方が1 名で、あと7 名の方が一部給食のほうを欠食して、お弁当のほうを持参している状況でございます。

また、2 点目の小麦、パンの関係の発がん性物質の関係でございますが、この関係につきましては、パンにつきましては、北海道の小麦と十勝の小麦をブレンドしたもので給食のパンを、学校給食会のほうにおいて小麦を一括購入して、それをパンの製造会社のほうに来るといような状況になってございます。そういった部分で、発がん性の部分につきましては、調査のほうは今のところしていないという状況です。

アレルギーを持つ児童・生徒の傾向でございますが、ここ4 年ぐらいの状況を見てみますと、大体200 人を切るか切らないかの状況で来ているところでございます。この児童・生徒数の人数に換算いたしますと、大体約10%の方々が何らかのアレルギーを持っているという状況でございます。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） ちょっと私、認識が弱くて分からないのですけれども、欠食が1 名で、一部欠食が7 名で、お弁当を持参しているのはどういう数になるのですか。8 名、分かりました。

お弁当をつくって登校するということは、保護者の皆さんにも大変負担になるかと思うのですけれども、学校給食センターのほうで個別に対応できるような、そういった給食を準備することを検討しておられるのかどうか伺いたいと思います。その1 点、お願いします。

○委員長（小田新紀） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） アレルギーの対策ということだと思うのですが、現在、代替食、除去食等の実施はしておりません。

そのかわり、最近、学校給食の中で、アレルギー物質を含まない食材というものが多く出てきております。給食センターでは、カレーのルー、これ27 品目のアレルゲン物質が入っていないものを使用したり、それと乳、卵、これが入っていないものを積極的に取り入れまして、アレルギーを持つ児童・生徒のために、少しでも給食が食べられるよう努めているところでございます。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 努力していただいているのは分かりました。

もう一点伺います。

小麦粉について答弁いただいたのですが、実際のこういった発がん性の農薬なんかが使われているかどうか検査はしているのかどうか、する方向性はあるのかどうかお伺いします。

○委員長（小田新紀） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） この発がん性物質の関係につきましては、当然、道内産と十勝産ということで、それぞれ農協のほうにそういったものが一度入りながら学校給食会のほうで購入しているということで、安全性については保たれているというふうに認識しているところでございます。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） そうしますと、農協のほうで検査をしているということで認識をしてよろしいのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） そういった安全性というものは、きちっとそういった製造業者と
いうか、そういったところにしっかり入るものですから、そういった施設のほうで完全な検査のほうは
されているのではないかなというふうに考えているところです。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 分かりました。それでは、検査されているのではということでしたので、ぜひ検
査されているかどうかを確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかがございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ほかに質疑がないようですので、10 款教育費につきましては、以上をもって終了
させていただきます。

審査の途中ですが、この際 14 時 20 分まで休憩いたします。

14:07 休憩

14:20 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11 款からご説明申し上げます。

11 款 1 項公債費、予算現額 18 億 6,938 万円に対しまして、支出済額 18 億 6,900 万 3,734 円でありま
す。

1 目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と、一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3 月 29 日から 4 月 1 日までの 4 日間で 1 件、11 億 5,000 万円の
借入事項に係る利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12 款職員費についてご説明を申し上げます。

252 ページでございます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 18 億 1,132 万 6,000 円に対しまして、支出済額 18 億 518
万 6,307 円であります。

1 目職員給与費は、特別職及び 215 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、
共済費が主なものでありますが、3 節職員手当等の細節 11 の時間外手当につきましては、前年度に比
べ、95 万 9,000 円、率にして 1.34% 増となりましたが、要因といたしましては、平昌五輪金メダリス
ト凱旋パレード及び報告会の開催に伴うもの、さらには、胆振東部地震によるブラックアウトに伴う災
害対応等の増が主な要因であります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19 節負担金補助及び交付金は福祉協議会の負担
金であります。

次のページをごらんください。

13 款予備費についてご説明申し上げます。

13 款 1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありません。

次のページであります。

14 款災害復旧費につきましてご説明申し上げます。

本款は、平成 29 年の台風により被災を受けた土木施設や農業施設の災害復旧に要した経費でありま
す。

14 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、予算現額 2,259 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2,254
万 5,918 円であります。

1 目単独災害復旧費、本目は道路、公園施設等の復旧に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料は、道路側溝の床さらいに要した経費であり、15 節工事請負費は途別新幹線
など 10 路線、14 か所の道路災害復旧に要した経費であります。

2項農林業災害復旧費、予算現額3,503万円に対しまして、支出済額3,191万5,512円であります。本目は、町単独事業による農業施設の復旧に要した経費であります。

1目単独災害復旧費、本目は明渠水路等の復旧に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料は、農業用排水路に堆積した土砂の除去に要した重機等の借り上げに要した経費であります。

15節工事請負費は、新和地区など4地区の明渠排水路5か所の復旧工事を行ったものであります。

2目補助災害復旧費、本目は明渠水路の復旧を国の補助事業として実施した経費で、15節工事請負費は、駒島地区など2地区の明渠排水路4か所の復旧工事を行ったものであります。

以上で、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 職員費に関わりまして、質問をさせていただきたいと思います。

ページ数は、252ページの7賃金の1臨時職員賃金（常雇）ということで、追加提出していただきました資料に基づいてお尋ねをさせていただきたいと思います。

この資料では、幕別町内に全町職員としてお働きいただいている方たち、正職員240人に対しまして、臨時職員が344名となっております。今、全国的に臨時職員、公務員の臨時職員のことが問題になりまして、全道では、今6万3,000人がいらっしゃるということであります。このうち、年収が200万円を切るところが圧倒的に多いということがありまして、公務員労働者の中から貧困が生まれてきているということが、マスコミ等でも多く報道されてきているところです。

そういった心配がなくなるようにという思いでお尋ねをするのですが、いただいた資料の中を見ますと、職種がたくさんありまして、月給制が36種、あと日給制、それから時給制というふうに、それぞれ変わっておりますけれども、勤務時間、フルタイムというのが圧倒的が多くなると思うのですよね。ざっくり見ただけでも、5割以上というふうに思うのですが、このフルタイム、時間を職員の皆さんと同じだけ勤務されて、そして臨時になっていると。そういう中身が多いものですから、区分としては、常雇であるとか、あるいは臨職であるとか、そういった同じ勤務でも分け方が違ってまいります。

まず、この考え方について、同じ勤務時間でありながら、職員の立場といいますか、嘱託職員であったり、あるいは臨時職員であったり、常雇職員であったりというふうにしてまいります。この分け方、どういったことでこういうふうにされているのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まず、常雇職員につきましては、その勤務の体系が、正規の職員の行う職とほぼ同様な職というような位置付けで、常雇職員というような任用の仕方をしてまいります。ただ、実際には、事務補助員であったり、技術補助員であったり、保育士であったり、司書であったりというところで、その技能、労務の職ということで、そういった任用をしてまいります。

それと、嘱託職員という考え方につきましても、知識、経験、技能を有するという職務で、保育士であったり、看護師であったり、資格を持っていらっしゃる方を任用するということで、この嘱託職員ということで任用している。あと、職員の補助的な仕事といいますか、そういったことにおいては、実際には臨時職員というような扱いをさせていただいているところでございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 常雇につきましては正規と同様ということで、この253ページでは、2,594万4,164円が支払われておりますが、これは何人分の常雇職員になるのかお伺いしたいと思います。

区分としては、今ご説明いただいた中では、ほぼ正規職員と同様のお仕事をしていただいていると。また、嘱託職員につきましては、有資格者というようなことだと思います。基本的な考え方として、臨時職員あるいは常雇職員それぞれですけれども、いわゆる職員の定数で本来業務は全部遂行する中で、一時的あるいは短期間だけ、一時的と同じようなものですね、特別なことで必要とするときに、こういった臨職をお願いするというのが基本だと思うのですけれども、そういった考え方についても伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） この常雇職員については、5名分の人件費でございます。

それと、今の臨時的な任用の関係でございますが、今の常雇、嘱託職員というものについては、やはりそれなりの専門的な知識なり技能が必要な職であるということでございますので、そういった任用を

する場合、なかなか人もいないという現状がありまして、やはりそういった任用の仕方をした中で、人員を確保していくということを考えて任用しているところでございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 例えば、今、人がいないということで任用しているということなのですけれども、保育所のことがるる議題にのってきまして、待機者解消の場合には、それなりの資格を持った保育士にお願いしなければならないのだけれども、なかなか募集をしても来ていただけないということが長く続いていると聞いております。こういう場合に、やはり保育士でありますから、ここでは臨時保育士ということになるのだと思うのですけれども、その条件の違いによって、うちの町に来てくれるか、来てくれないかということになるのだらうと思います。資格者そのものがないということではないと思うのですよね。

その場合、定数をオーバーしたというようなときは、臨時で対応されるというのは妥当だと思うのですけれども、そういった条件について一考を要するのではないかとということと、本来は常雇などについては、職員と同様ということでありますから、職員定数そのものが適切なかどうかというところまで行くのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 臨時職員の件でございますが、確かに臨時職員、特に保育士の確保については、本町のみならずどこの町でも確保に苦慮しているというのは、これ実態だというふうに思います。それが、即給与面だけの条件なのかどうかというのは、なかなか簡単に推しはかれるものではないかというふうに思いますけれども、一つの要因としてはやっぱり給与は少ないよりは多いほうがいいというのは当然でございますから、そういう面で、何度か議会でも申し上げておりますけれども、今ちょうど会計年度任用職員制度を議論しておりまして、その中で、どのような給与の水準にするのか、また手当とか、それら就労環境だとか、そういうのも含めて総体的に議論しているところでございますので、その部分がまだ固まっておりますので。ただ、今言えるのは、現状の職員の方のレベルを下げるということとはしないということでは、今議論しているところでございます。

そうしますと、どうしても財源をどう確保していくかという、一方ではそういうことにもつながってまいりますので、その辺のバランスはやっぱりしっかりと考えた中で、制度設計をしていかなければならないものというふうに考えております。

一般会計の定数、たしか今 215、ちょっと手元に今ないのでございますけれども、定数が定められております。全体では 254 人の定数を持っておりまして、そうしますと、全体でいうと、今年度は 238 人職員いますので、残りそんなに多くはないのですけれども、そこは正規職員の定数というのは、またいろんな面で、その仕事の職務の質だとか、継続的な業務がどれだけあるのかだとか、いろんな全体の業務の中で計算されてくるものだというふうに思われますので、今ご質問にありますそういう臨時的な任用でできるものは、やはりその中で費用対効果と言ったらあれなのですけれども、そういうのも含めて慎重にそこはやっていかなければならないものだというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 会計年度任用職員のことにつきましては、今後のことになりますので、基本的に今の待遇を下げないということを基本にしているということですから、その点では今後に期待をしたい、どれだけ優遇されていくかということではぜひ期待したいなと思います。

人が集まっていないという現状なども加味していただきまして、部長がご答えいただきましたように、慎重に下げないで頑張っていただきたい、このように思います。

私思うには、定数をどう見るかというところなのだと思いますけれども、今 254 に対して 16 人少ない現状で仕事されているということですが、例えば、これは有資格者の図書館の司書さんとかいますよね。月給制で 7 時間 45 分、当たり前のように働いているというような人たちが、やはり臨時職員になっているというところ、保育士もちろん有資格者ですが臨時職員になっている、毎日来ている。恐らくこの方たち、図書館ですとか、保育所の方ですとか、この臨時職員、7 時間 45 分で、一番長く勤務されている方で何年ぐらい勤務されているのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 済みません、今ちょっと手元にないので、お答えはちょっと今できません。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 恐らく 5 年も 10 年も働いていらっしゃる方がいらっしゃるのだと思います。

そういうことも含めまして、こういった図書館の事務職も常雇になっていきますけれども、有資格者の

方も臨時になっております。こういったところを定数の中に入れていくということができないものかどうか。これから短期間で任用職員につきましても固めていかれると思うので、十分その辺はお含みいただいて頑張っていたきたい、このように思います。

それと、これ間違いかなと思うのですけれども、プールの監視員、時給 810 円というのは、これ最賃以下なのでも、こういったことも町として今まででもお願いしてきているのかどうか。これなんかもやってはいけないと思うのですよね。どうですか。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 済みません。その 810 円というのは、去年の、30 年度の金額でありまして、去年の最低賃金はクリアしているというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 去年の途中から上がってませんか。

今回も、今、改定になったのですけれども、これ 4 月から 3 月の決算なものですから、最初はこうですけれども、途中で変わったのではないかなと思ひまして、こういう事態はあるのかなというふうに率直に疑問に思いました。実態でなければ、よろしいです。

そういうことで、基本はやはりフルタイムのきちっと定数の中に入れていただいて、行政業務を執行していただくというのが、大前提だと思います。十分考えていただいて、今後の職員のあり方を検討されていると思いますので、ぜひ組み込んでいただきたい、このように思います。

○委員長（小田新紀） そのほかございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から 14 款災害復旧費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 13 ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 15 億 3,921 万 1,478 円に対しまして、収入済額 14 億 9,554 万 4,990 円であります。

不納欠損額につきましては 74 件で 282 万 1,727 円、収入未済額は 4,084 万 4,761 円であります。

1 目個人であります、現年課税分の調定額は 12 億 9,803 万 3,924 円で、前年比 6,214 万 5,827 円の増となっております。

給与所得及び農業所得の増が主な要因であります。

2 目法人であります、現年課税分の調定額は 1 億 9,326 万 3,500 円で、前年度に比較して 759 万 3,700 円の減となっております。

製造業など、災害復旧関連工事が落ちついたことが、主な要因であります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率で 99.29 で前年比 0.14 ポイントの減、また法人につきましては収納率 99.92 で、前年比 0.01 ポイントの増であります。

2 項固定資産税、調定額 11 億 8,504 万 8,409 円に対しまして、収入済額 11 億 6,500 万 6,562 円であります。

不納欠損額が 44 件で 151 万 66 円、収入未済額は 1,853 万 1,781 円であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 11 億 4,553 万 600 円で、前年より 464 万 8,000 円の減となっております。

評価替えによる家屋評価額の減が主な要因であります。

なお、現年課税分の収納率は 99.75%で、前年比 0.05 ポイントの増となっております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも同額の 1,695 万 8,800 円で、前年に比較し 400 円の減であります。

この交付金は、JR の軌道敷地や道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当分が、国や道から交付されているものであります。

3 項軽自動車税、調定額 7,844 万 5,607 円に対しまして、収入済額 7,731 万 149 円、不納欠損額は 14 件で 9 万 6,885 円、収入未済額は 103 万 8,573 円であります。

前年課税分の調定額では7,706万3,400円で、前年より230万3,600円の増となっております。

登録台数の増によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は99.82%で、前年比0.23ポイントの増となっております。

4項町たばこ税、調定額1億7,632万751円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で489万1,609円の減であります。主な要因は、喫煙率の低下に伴う販売総本数の減少によるものであります。

5項入湯税、調定額1,207万6,600円に対しまして、収入済額も同額であります。

次に、15ページをごらんください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、調定額8,018万3,000円に対しまして、同額収入であります。

前年度比、金額で52万3,000円、率で0.7%の増であります。

2項自動車重量譲与税、調定額1億9,752万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で225万9,000円、率で1.2%の増であります。

17ページになります。

3款1項利子割交付金、調定額451万5,000円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額にして91万1,000円、率で16.8%の減であります。

19ページになります。

4款1項配当割交付金、調定額610万8,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして162万5,000円、率で21%の減であります。株式等の配当所得の減によるものであります。

21ページになります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、調定額529万9,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして254万3,000円、率で32.4%の減であります。株式等譲渡所得割の減が主なものであります。

23ページになります。

6款1項地方消費税交付金、調定額4億9,754万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして797万2,000円、率で1.6%の増であります。

25ページになります。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、調定額1,567万6,192円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして201万4,712円、率で14.7%の増であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場は、台風被害によるコース閉鎖の影響により、利用者数につきましては2万8,212人で、前年度と比較しまして1万9,054人の増でありましたが、帯広国際ゴルフ場利用者は3万469人で、805人の減となったところであります。

27ページになります。

8款1項自動車取得税交付金、調定額6,136万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして669万9,000円で、率で9.8%の減であります。

29ページになります。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額30万円に対して、収入済額も同額であります。

31ページになります。

10款1項地方特例交付金、調定額2,061万7,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして261万9,000円の増であります。

次のページであります。

11款1項地方交付税、調定額56億1,490万円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成29年度との比較では、普通交付税で8,958万8,000円、1.7%の減、特別交付税では3,712万9,000円、8.8%の減となり、地方交付税全体では1億2,671万7,000円、2.2%の減となったところであります。

35ページになります。

12款1項交通安全対策特別交付金、調定額401万5,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

37ページになります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、調定額9,975万9,327円に対しまして、収入済額9,269万2,207

円、不納欠損額 706 万 7,120 円であります。

1 目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億 2,964 万 4,481 円に対しまして、収入済額 1 億 2,059 万 5,055 円、不納欠損額 61 万 1,730 円、収入未済額 843 万 7,996 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び施設型保育施設保育料が主なものであります。

なお、不納欠損額は、施設型保育施設保育料が 2 件であります。

39 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 4,355 万 2,544 円に対しまして、収入済額 2 億 2,698 万 1,164 円、不納欠損額 13 万 1,860 円、収入未済額 1,643 万 9,520 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損額につきましては、2 目民生使用料の 2 節児童福祉使用料、細節 2 のへき地保育所保育料 1 件と、細節 3 の学童保育所保育料 4 件となっております。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

41 ページになります。

2 項手数料、調定額 7,519 万 90 円に対しまして、同額収入であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生費手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、次のページになりますが、4 目農林業手数料は嘱託登記手数料、5 目土木手数料は建築確認関係手数料等が主なものであります。

45 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 7 億 7,637 万 7,221 円に対しまして、収入済額も同額になります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、調定額 3 億 1,041 万 2,578 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、細節 2 地方創生推進交付金が主なものであります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 2 地域生活支援事業補助金、2 節児童福祉費補助金の細節 1 の地域子ども・子育て支援事業交付金が主なものであります。

3 目衛生費補助金は、母子保健衛生費補助金が主なものであります。

次のページになります。

4 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅に係る社会資本総合整備交付金、5 目教育費補助金では、1 節教育総務費補助金の細節 1 学校施設環境改善交付金、2 節小学校費補助金及び 3 節中学校補助金の細節 2 特別支援教育就学奨励に係る補助金、4 節幼稚園補助金は、就園奨励費に係る補助金が主なものであります。

3 項国庫委託金、調定額 625 万 5,814 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人の中長期在留事務に係るもの、2 目の民生費委託金は、次のページになりますが、基礎年金事務に係る委託料が主なものであります。

51 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 4 億 9,723 万 8,403 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金につきましては、障害者自立支援や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2 目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものであります。

3 目土木費負担金は、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2 項道補助金、調定額 6,351 万 5,255 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金は、防災備蓄品の整備に係る交付金になります。

2 目民生費負担金は、1 節社会福祉費補助金では、細節 1 の地域生活支援事業費補助金や、次のページになりますが、細節 4 の重度心身障害者の医療費補助金など、2 節の児童福祉費補助金では、放課後児童対策などに係る地域子ども・子育て支援事業交付金、乳幼児医療費補助金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は、健康増進に係る補助金、4 目農林業費補助金は次のページになりますが、細節 5 の中山間地域等直接支払事業や細節 9 の担い手確保・経営強化支援事業補助金、細節 10 の畑作構造

転換事業補助金、細節 12、13 の産地パワーアップ事業などが主なものであります。

2 節畜産業費補助金では、細節 7 畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金などが主なものであります。

3 節土地改良事業費では、細節 3 の地域の活動組織が行う農地の保全活動に対する多面的機能の支払推進交付金事業補助金、細節 5 の担い手への農地集積集約化を進めるための基盤整備に対する農業者の負担軽減対策である農業経営高度化促進事業補助金などが主なものであります。

次のページになりますが、4 節の農林業費補助金は、各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などであります。

5 目商工費補助金は消費者行政に関する交付金、6 目教育費補助金は学校支援地域本部事業に係る補助金、7 目災害復旧費補助金は、繰越事業であります。平成 29 年の台風により被災を受けた明渠排水路の復旧工事に係る補助金であります。

3 項道委託金、調定額 5,904 万 1,913 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節の徴税費委託金の道民税徴収事務や、3 節の知事道議選挙費に係る委託金が主なものであります。

2 目衛生費委託金、次のページであります。3 目農林業費委託金では、3 節土地改良事業費の委託金、道営土地改良事業に係る監督等補助の委託金が主なものであります。

4 目商工費委託金では、権限移譲に伴います各種委託金、5 目土木費委託金では、1 節道路橋梁費委託金の細節 1 樋門管理に係る道委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカーの配置に伴います委託金であります。

61 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2,015 万 8,807 円に対しまして、収入済額 1,931 万 4,427 円、収入未済額 84 万 4,380 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2 項財産売払収入、調定額 5,883 万 2,436 円に対しまして、収入済額 5,308 万 9,386 円、収入未済額 574 万 3,050 円であります。

1 目不動産売払収入、1 節その他不動産売払収入は除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、忠類錦町の土地売払収入が主なものであります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの販売に係る収入が主なものであります。

63 ページになります。

18 款 1 項寄付金、調定額 2 億 6,152 万 8,008 円に対しまして、同額収入であります。

ふるさと寄付金の収入であります。

65 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 5 億 8,836 万 6,000 円に対しまして、同額収入であります。

1 目の財政調整基金繰入金は一般財源の調整分として、2 目の減債基金繰入金は当該年度の公債費に、3 目のまちづくり基金繰入金は、マイホーム応援事業補助金や保育所・幼稚園のエアコン設置工事などに充当したところであります。

次のページになります。

20 款 1 項繰越金、調定額 2 億 9,380 万 1,859 円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額 249 万 3,058 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 400 円に対しまして、収入額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 5 億 7,133 万 621 円に対しまして、収入済額 5 億 7,056 万 621 円、収入未済額 77 万円であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになりますが、4 項受託事業収入であります。

調定額 836 万 6,688 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 目衛生費受託事業収入、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入、4 目教育費受託事業収入、学校給食に係る受託事業収入などあります。

5 項雑入、調定額 2 億 7,690 万 5,493 円に対しまして、収入済額 2 億 2,923 万 497 円、不納欠損額 131

万 4,886 円、収入未済額は 4,636 万 110 円であります。

なお、不納欠損額につきましては、学校給食費の 9 件分でございます。

次のページになります。

4 目雑入は、1 節の住民健診等負担金から 77 ページの 6 節国民健康保険特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

次に、79 ページをお開きいただきたいと思います。

79 ページです。

22 款 1 項町債、調定額 11 億 4,580 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費から 81 ページの 7 目教育費までと、次のページになりますが、9 目災害復旧費は、各種事業に充当するためのものの地方債の借入れであります。

なお、80 ページにお戻りいただきますが、8 目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この記載の元利償還金につきましては、今年次に全額を補正措置されることとなっております。

また、85 ページに未収金及び収納率の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 一つは、建退共の証紙の問題と、もう一つは財政確保について伺いたいと思います。

まず、資料をお願いしましたところ、建設労働者の建退共証紙の発行数と実使用数というのを出示いただきました。工事件数 86 件に対しまして 8,530 枚ということであります。お尋ねしたときには、この実績についてもお伺いしたところですが、それは提出を求めているから分かりませんということでありました。

実際に、これは建設労働者の退職金ということになりますから、適切に運用されているものというふうには思うのですが、たまたま払われていないという、もらわなかったというような声がありまして、それでお伺いをするところです。

1 枚 310 円で、1 日券と、それぞれ労働者に対して手帳が渡されまして、お仕事されてから 1 日券なり 10 日券なりを、それぞれシールを貼っていったら、最終的にはその総枚数によって退職金が支払われるという仕組みですね。それで、仕組みそのものが周知されなかった、あるいは退職するときに初めてもらえないということが分かったというようなことでは、町がせっかくきちっと払っていてそういうふうになるというのは、とても残念なことだというふうに思うのですよね。それで、この証紙の実績書といえますか、添付実績というのをいただくことはできないのかどうか、伺いたいと思います。

もう一つは、財政の問題です。一つは、昨年もお伺いいたしましたけれども、健全財政を確保するという点で、幕別町は合併特例債のウエートが大きかったわけですが、しかし、これは 10 年のものが 15 年に伸びたということもありますけれども、年々削減されてきています。その心配を問うたところ、特別な取組もあって大丈夫なのだというのでありましたが、行政報告の中には、合併特例債の増ということもありますから、それがかなったのではないかとはい思うのですけれども、実際どうであったのかお答えいただきたいと思います。

またもう一つ、今、非常に低金利の時代なのでありますが、幕別町も頑張ってお金を返してきている、発行数 11 億円に対して 18 億円返済しているということですから、年々借金は減らしていく姿勢にあるということは、実質公債費比率を見ても毎年下がっておりますので、そういう取組をされているということは評価をしていきたいというふうに思うのです。しかし、182 億円といえますと、一般会計を大きく超える金額でありますから、やはり少しでも減らしていく努力も必要であろうというふうに思うのです。

それで、なかなか政府の高金利の借り換えというのは、条件があつて難しいということをお聞きしてきました。そうはいっても、今聞きましたら、公定歩合が 0.3 というふうにお聞きしまして、そういった中で 4 % を超える、10 倍以上超える金利を払って、借金を返済しているというのが、総枠では 0.7 % ということで少ないのですけれども、こういったことの借り換え、これは努力されていると思

うのですが、平成 30 年度についてはどうであったのか、伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 私のほうからは、建退共の関係の説明をしたいと思います。

実績書の提出につきましては、他官庁のほうでは、そうした取扱をしているやにはちょっと聞いておりました。といいますのも、規模の大きい建設業者さんの一部からは、そうした提出は必要ないのかというような問い合わせが一部あったようなことから、他官庁ではそうした取扱もしているというようなことは聞いておりました。ただ、町内の業者さんは、小さな業者さんもおまして、そうした他官庁、他官庁といいますのは、開発さんですとか、北海道さんになるのですけれども、そうしたところへの発注工事の受注というのがほぼされていないような業者さんも数多くいたというようなこともございまして、町のほうではそこまでの提出を求めてこなかったという経過がまずございます。

ただ、かなり他官庁、ほぼ取組をしているという状況でございますので、今後においては、そうした提出もしていただくような形で考えていきたいなというふうに思っています。

ただ、取組の実施時期につきましては、業者さんへの周知、先ほど申し上げました特に小さな業者さんですね、そうしたやったことのない業者さんもありますので、十分周知などに気を配りながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 合併特例債ということでご質問だったのですが、普通交付税の関係だと思われます。普通交付税、合併算定替え、合併 10 年経過して、その後だんだん軽減していきますよというお話だと思います。30 年度の普通交付税につきましては、今まで合併算定替えのほうが一本算定より多く幕別町は収入していたのですけれども、一本算定のほうが 360 万円ほど上回ったという形になっております。

それはどうしてかということなのですが、合併算定替えと一本算定の差、全国で 9,500 億円ありました。総務省は激変緩和のために、平成 26 年から 30 年はその 7 割を措置しますよと、ですから、全体で 6,700 億円です。その恩恵があって、一本算定が幕別町は底上げされました。それに伴って、合併算定替えよりも一本算定のほうが多くなって、交付税が措置されているということでもあります。

ちなみに、参考までに申し上げますと、今年度、行政報告でもご報告いたしました普通交付税は、合併算定替えよりも一本算定が 3,000 万円ほど上回って、決定になったという状況であります。

それともう一点、政府系資金の繰上償還の話と、昨年の状況どうだったということでもあります。

昨年、おととしの決算委員会でもご答弁させていただいているのですが、政府系資金につきましては、繰上償還するときに、いわゆる繰上償還というのは、今後の利息分を軽減することができるものですから繰上償還することなのなのですが、政府系資金の場合は、繰上償還するときに保証料というものを払わなければなりません。それが、利息と同じぐらいのもので、財政効果が全くないという状況で、過去にしたことはあるのですけれども、これは政府の政策で、実質公債費率が 18%以上、利率が 6%以上の団体であるところは免除しますので、繰上償還していいですよという制度がありました。それは平成 19 年から 20 年、幕別町もしております。

昨年の繰上償還の状況で申し上げますと、ここ 3 年連続して繰上償還をさせていただいているのですが、合併特例債で造成をさせていただいた基金で借り入れている合併特例債を返済させていただいております。30 年度におきましては、元金 1 億円を繰上償還いたしまして、財政の効果、要するに軽減率といたしましては、利子の軽減としては 500 万円ほどの効果があったという状況です。

以上であります。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 建退共のほうは分かりました。

それぞれの事業者の規模もありますし、事務に時間を費やすということもありますから、ご協力というか、そういうふうになっていただくまでには時間もかかるのかなとは思いますが、今、部長は、開発であるとか、振興局であるとかというお話でしたけれども、お隣の帯広市でも早くからやっているのですね。それで、帯広のお仕事をされる業者さんもいらしたりして、そういう中で、幕別はそういうふうにはしていないのかいというようなこともありました。

ぜひ、そういうふうにしていただきまして、これは本当に季節労働者というか、建設労働者にとりましては大変な退職金で、10 年かけて 94 万円ですが、20 年で 225 万 6,000 円、40 年頑張ると 603 万円というふうなことで、あるとないとは全然違うもので、当然うちの町はその分の証紙代払っているわけですから、その報告を求めるべきだというふうに思っておりました。お答えで、そういう方向に向け

られるということでありましたので、ぜひ期待をしたいと思います。

それから、合併特例債のほうで、一本算定のほうが高かったというのが、これまたおもしろい現象だなというふうに思います。

それで、私は4%のものの借り換えというふうにお尋ねしたのですが、課長のほうからは、合併特例債で借りたものについて、30年度は1億円返したよということでありました。これ、1億円で500万円といたら、利率は何ぼになるのでしょうか。計算すれば出るのですね。こういった形で、これに限らず可能なものは、どんどんといっても難しいかと思いますが、振り向けていただきたいというふうに思います。

500万円といえども、貴重な財源だと思いますので、その姿勢を伺っておきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 先ほどご紹介した合併特例債の利率は、30年度償還した利率は1.95%でありました。

要は借金しているものは返さなければならないのですが、そこも繰上償還というのも一つの財源の確保だと思います。それと、単純に何でもかんでもお金を抑えるということではなくて、やはり必要なサービスには財源を充当していかなければなりませんので、その時々、奨励事業で始まったものは、ある時点になったら見直すですとか、そういったもので、財政的に言うと、スクラップ・アンド・ビルドというのですけれども、そういうことをきちんと毎年度行いながら、健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） そのほか、質疑ありますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 総括質疑については、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際15時30分まで休憩いたします。

15:18 休憩

15:30 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

平成30年度における年間平均としての被保険者数は6,678人であり、前年度と比較しますと274人の減、率にして3.9%の減となっております。

また、同様に年間平均としての被保険者世帯数は3,784世帯であり、前年度と比較しますと104世帯の減、率にして2.7%の減となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款国民健康保険税から6款財産収入までの歳入合計については、調定額31億2,620万4,453円に対して、収入済額30億1,971万372円となっております。

5ページをお開きください。

歳出総括についてであります。

1款総務費から9款基金積立金までの歳出合計については、予算現額31億1,888万5,000円に対して、支出済額29億5,076万6,703円となっております。

次に、6ページの右下の欄外をごらんください。

平成30年度決算における歳入歳出差し引き残額は6,894万3,669円であります。

このうちの6,800万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰り入れをしまして、残りの94万3,669円につきましては、翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

21 ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額9,559万6,000円に対して、支出済額9,298万5,595円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費であります。

23 ページをお開きください。

2 目連合会負担金、本目は医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2 項徴税費、予算現額692万5,000円に対して、支出済額649万2,041円であります。

1 目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、19 節負担金補助及び交付金、細節3は滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

25 ページをお開きください。

3 項1 目運営協議会費、予算現額35万8,000円に対して、支出済額14万2,925円であり、国保運営協議会の運営に要した経費であります。

27 ページをお開きください。

2 款1 項保険給付費、予算現額20億91万5,000円に対して、支出済額18億4,925万3,100円であります。

1 目療養諸費については、一般被保険者及び退職被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要した経費であります。

2 項高額療養費については、高額療養費に要した経費であります。

4 目出産育児諸費、平成30年度の実績は28件であります。

5 目葬祭諸費、平成30年度の実績は35件であります。

29 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項医療給付費分、予算現額6億7,149万3,000円に対して、支出済額6億7,149万2,000円であります。

1 目一般被保険者医療給付費分及び2 目退職被保険者等医療給付費分については、それぞれの医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2 目後期高齢者支援金等分、予算現額2億887万2,000円に対して、支出済額2億887万1,000円であります。

1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分及び2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分については、それぞれの後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3 項1 目介護納付金分、予算現額8,089万9,000円に対して、支出済額8,089万8,000円であります。一般被保険者及び退職被保険者に係る介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

31 ページをお開きください。

4 款1 項共同事業拠出金、予算現額3,000円に対して、支出済額511円であります。退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

33 ページをお開きください。

5 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額2,219万9,000円に対して、支出済額2,089万5,683円であり、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保険指導の事業に要した経費であります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額567万6,000円に対して、支出済額518万1,135円であり、被保険者の健康保持、増進を図るために要した経費であります。

35 ページをお開きください。

6 款1 項公債費、予算現額5万円に対して、支出はありません。

37 ページをお開きください。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額2,299万3,000円に対して、支出済額2,100万1,349円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、平成 30 年度の実績は 66 件分であります。

3 目償還金、本目は前年度の医療費等の確定に伴う国及び道への精算還付金であります。

4 目一般被保険者還付加算金、平成 30 年度の実績は 5 件分であります。

39 ページをお開きください。

8 款 1 項予備費、予算現額 1,000 万円に対して、支出はありません。

41 ページをお開きください。

9 款 1 項基金積立金、予算現額 18 万 9,000 円に対して、支出済額 18 万 8,330 円で、国民健康保険基金の積立金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページにお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、調定額 8 億 8,916 万 4,594 円に対して、収入済額は 7 億 8,506 万 9,052 円、不納欠損額は 74 件で 688 万 8,406 円、収入未済額は 9,720 万 7,136 円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額 46 万 1,000 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 9,766 万 8,136 円であります。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。過誤納還付未済額を除き 1 節の医療給付費等については 98.58%で、前年度と比較しますと 0.61 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分については 98.60%で、前年度と比較しますと 0.56 ポイントの増、5 節の介護納付金分については 98.47%で、前年度と比較しますと 0.88 ポイントの増となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については 98.57%で、前年度と比較しますと 0.62 ポイントの増となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1 節の医療給付費分については 98.82%、前年度と比較しますと 2.9 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分については 98.84%で、前年度と比較しますと 2.86 ポイントの増、5 節の介護納付金分については 98.90%で、前年度と比較しますと 2.78 ポイントの増、これら現年課税分の合計の収納率については 98.84%で、前年度と比較しますと 2.87 ポイントの増となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者とを合わせた現年課税分の収納率については 98.57%で、前年度と比較しますと 0.63 ポイントの増となっております。

9 ページをお開きください。

2 款道支出金、1 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 19 億 3,366 万 7,883 円であります。

1 目保険給付費等交付金、本目は保険給付費等に係る北海道の交付金で、1 節普通交付金は療養の給付に要した費用に相当するものです。2 節特別交付金は、市町村の財政状況その他の需要に応じ交付されたものであります。

11 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 2 億 9,409 万 596 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2 節は保険者に対する国等の支援分、3 節は国保事務に係る担当職員の人件費等相当分、4 節は出産・育児の給付に係る町の負担分、5 節は保険者の責めに帰することができない事情による国保財政の負担増に対する支援分であります。

13 ページをお開きください。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 266 万 9,027 円であります。

15 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに 268 万 6,832 円であります。

4 項雑入、調定額 373 万 7,191 円に対して、収入済額 133 万 8,652 円、収入未済額は 239 万 8,539 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、本目は交通事故により生じた保険給付費の支払いに対して、損害賠償保険金として加害者から支払いを受けたもので、1 件分であります。

17 ページになります。

7 目雑入、本目は償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が国保連等から交付されたものであります。

8 目療養給付費等交付金、本目は退職被保険者等の療養給付費等に対する支払基金からの交付金であ

り、平成 29 年度分の精算の結果、追加交付されたものであります。

19 ページをお開きください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 18 万 8,330 円で、国民健康保険基金の利子であります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では、歳入の 7、8 ページの全体として収納率が上がり、98.84%の実績であったということではありますが、しかしながら、減ったといえど、まだまだ滞納世帯が残っております。資料の 164 ページを見させていただきますと、平成 30 年度は 285 世帯となっています。100 万円未満が圧倒的に多いと。未申告というのはほとんど低所得者というふうに思うわけですが、64.2%となっております。

そこで、毎年伺っているのですが、滞納者に対して短期証、うちは 3 か月だと思いますが、発行数、資格証明書発行数それからとめ置きがあるのかなのか、また、無料診療の実績はあったのかどうか、それから子どもさんのいる世帯が短期証や資格証の中に含まれているかどうか。それに関連して、未就学児に関わる均等割の免除の場合の 30 年度の決算の中で、もし免除となった場合には幾らのお金を必要とされたのか伺います。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず、短期証、資格証の状況からお話をさせていただきます。30 年度末現在で、本町の場合、短期証につきましては、有効期限が 6 か月の短期証としております。短期証世帯については 100 世帯 196 人の方に短期証のほうを交付しております。それから、資格証明書、こちらは有効期間 1 年間のものになりますが、30 年度末現在で居所不明 2 世帯 2 人を除いて、10 世帯 13 名の方に資格証のほうを交付しております。

あと、それからとめ置きについてでございますが、平成 25 年の 10 月から本町の場合にはとめ置きというものを行っておらず、必ず保険証のほうは交付をしておりますので、とめ置きは行っておりません。

それから、子ども世帯がいらっしゃる対応だったのですが、短期証の中に子ども世帯がというご質問だったのですが、短期証を交付している中で子ども世帯の数はちょっと把握しておりませんというか、今、手元に資料がございません。資格証明書のほうで申し上げますと 1 世帯、子どもさん、18 歳未満の子どもさんがお二人いらっしゃる 1 世帯に対して、資格証明書のほうは交付しておりますが、こちらも本町のほうは 18 歳未満のお子さんについては、資格証明書のほうは交付しておらず、短期証のほうを交付しております。

それから、無料診療なのですが、無料診療でどれだけの世帯が受けているかというところは把握をしておりません。

それから、未就学児の均等割の免除の影響額ということだったと思うのですが、未就学児の数字は持っておりませんで、これをちょっと広げて 18 歳未満のお子さんがいらっしゃる家庭の均等割を免除したときには、全額免除したときには 410 世帯、741 人の子どもさんが対象になるのですが、約 1,900 万円、こちらが影響額になります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ありがとうございます。短期証 6 か月ということだととめ置きなし、子どもさんはいるところは分からないということでありました。ぜひ押さえていただきまして、とめ置きがない、つまり短期証で 6 か月で繰り返されてるということでもありますから、病院にかかれない状況はないと思えますけれども、ぜひそのお子さんが、うちは 15 歳まで無料ですが、それ以上については有料ということになりますので、掌握もしていただいて、かかれない状況がないように努力をしていただきたい、このように思います。

資格証の 1 世帯 18 歳未満 2 人ということで、ここは本来世帯としては資格証であるのだけれども、子どもさんについては短期証を発行されているということで理解してよろしいですね。はい、分かりました。

それから、無料診療の実態ということで、これも町民の皆さんから相談いただいて、何人か紹介させていただいた経験も持っております。よほどの困難な状況の中の人に限られるといいますか、そういう

人たちについても病院にはかけられる制度があるんだよということは、やはりつかむ必要がありますし、お知らせもする必要があるのだと思うのですよね。この点では、そういう取組をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

それから、未就学児に関わる均等割をもし免除したときの影響ではなくて、18歳未満の影響ということで1,900万円ということでありました。これまで議論させてきていただいて、なかなか国保会計、今は運営そのものは北海道と一緒にということでもありますから、難しい問題もあるだろうなと思いつつも、今回も約6,800万円の基金の繰り入れができて、総額では1億6,000万円の基金を持ってらっしゃいます。考え方として、支援に踏み出すことも全体の中では検討が可能な状況に、この決算を見る限りあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず1点目、無料診療の関係でございますけれども、もちろん窓口等、住民の方からご相談があったときには、こちらのほうでもそういった制度が、そういった診療をしてくださる医療機関があるということをご紹介を申し上げております。ただ、ご相談に来ていただいて、実際、診療にかかったのか、あるいは町のほうに何もそういったご相談がなく、ほかのところからの情報でかかってらっしゃる方もいらっしゃるかとは思いますが、そういったところで町のほうで把握しているという、数的な把握はできていないということでご理解をいただきたいと思います。

ただ引き続き、そういった貴重な仕組みでございますので、そういったご相談があれば当然周知もお知らせもしていきたいと思っております。

それからもう一点が、全般的な財政運営なのですけれども、おっしゃいますとおり30年度から都道府県単位化ということで広域化されて、1年目、30年度の決算を見ていただいても約6,900万円の実質収支というところで、今回43ページにその生じた実質収支のうち6,800万円を基金のほうに積みせていただいております。この決算後の積み立てを含めると基金残高は約2億3,000万円という形になります。

それで、実際に30年度の広域化になって何が変わったかといいますと、今まで市町村のときには集めるといいますか、納めていただく国保税というのは、自分たちの町の被保険者にかかる医療費に対してその財源となるものでありましたけれども、広域化になりまして、北海道へ国保事業費納付金という形で、北海道がいわゆる保険者、北海道も保険者ですけれども、財政面の責任主体ということで、北海道のほうで北海道民がかかる国保の医療費については北海道が負担をします。それを支えるために各市町村ごとに納付金というものが求められることとなりますけれども、その納付金を賄うために国保税を皆さまに納めていただくと。そこが大きく変わったところでもございます。

30年度については、こういった税収の部分も収納率も上がったということも含めて一定の実質収支が出ましたけれども、今後もその納付金、北海道へ納める納付金というのがどうなっていくかというのは、もうその年その年の状況がでございます。北海道のほうでは3年ごとに見直しをして、北海道として運営方針という形で、納付金の各市町村への求め方もその都度協議をされながら決まっていくような形になりますので、その納付金の動きを見据えてということとあわせて、将来的に、年々国保の被保険者ことしも約300人、先ほど270人と言いましたが、300人ぐらい、5%ぐらいずつ被保険者が減っていきます。当然そのことに伴って税収も減るということを考えますと、北海道へ納める納付金を集める国保税は集め切れないということが十分考えられると思っております。

そういうところで、この基金、今2億3,000万円ありますけれども、また令和2年度以降、そういった納付金の動きだとか含めて考えますと、当然集め切れないとなりますと税率改正ということも出てきますけれども、そうすると単年度で生じる財源不足、あるいは急激な税負担、負担増とならないように、その緩和をする上でも、基金のほうを活用していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 無料診療のことについてはぜひ相談のとき、あるいは普及、お知らせなどにも載せていただければというふうに思います。

今の最後のほうのお話なのですけれども、道に対する納付金、加入者が5%ずつ減っていくから、今後納めるときに心配があるのだということなのだと思うのですけれども、5%加入者が減るということは、国保を、国民健康保険証を使う方も5%減っていくということではないですか。そうすると、収入も減るけれども支出も減るというふうに見るべきだと思うのですけれども、違いますか。

○委員長（小田新紀） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） おっしゃるとおり、当然、被保険者が減れば、総体的な医療費も減り得るのですが、当然 1 人当たりのかかる医療費、今までの実績を見ていただいても、総体の医療費は被保険者が減ることで下がっていますけれども、1 人当たりにかかっている医療費というのは決して減っていない。逆に言うと、ちょっと増えているぐらいなものですから、ですので、必ずしも医療費が減るイコール割合も税も減るという、その減り割合がやっぱり違うというところがありますし、今、北海道の皆さんの医療費を、北海道で賄うというところが、今までは各町の、自分の町の医療費を自分の町の税で賄えばよかったのですが、これからは北海道民の医療費を北海道みんなで賄うという形になりますので、その辺が今まで違うところでございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 違いが出ることは十分承知するのですが、そして 1 人当たりの医療費の変化もあるのだと、それはそうだと思うのです。そのときに、例えばインフルエンザが蔓延したとか、いろんな状況ありますから、医療費がどんな形で増えるかというのは、やっぱり心配としては当然あると思うのです。ただ、総体で見たときに、予防医療にも物すごい力を入れてきているわけですから、医療費がどんどん増えていくことを想定するよりは、何とか保険医療、予防医療で頑張って医療費の支出を減らしていく努力というのをされながら、財源不足ということを生じさせないようにし、しかも今回のような決算状況になれば、新しい政策も打っていくというようなことも、積極的な国保事業の運営として必要なことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 基金の関係でございますが、ここ広域化になってやっと基金に繰り入れでできることになった。その前については、一般会計の繰り入れを行ってきたところであります。広域化に 30 年になりまして、平成 35 年、6 年かけて全道の国保税の統一化を図るといった中で広域化が始まりました。その際の試算においては、国保税がだんだん上がっていくだろうと、そういった危機的な状況も見ながら、現在ではまだ国保税を上げないで何とか過ごしていると。ただ、今後におきましては、課長が説明したとおり、全くまだ先が見えないという中でいきますと、現在持ってる基金については保険料の上昇を抑制するための財源として、やはりここしばらくは残すという考えでいかないと、また国民健康保険の被保険者に対する影響も大きいと考えておりますので、今現時点においては基金の活用については考えてはいないです。

それと、均等割の軽減に関しては、これは全国町村会を通じて軽減制度の創設を今求めているところでありますので、そういったことも考えますと、基金活用については今活用すべきでないという思いであります。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。いずれにしても、移行したばかりですから、動向を見るということは大事なことだと思います。その上で、本来的にはやはり国の制度としてやっていただくというのが、私たちも望むところありますから、そういった声があることを受けとめていただいて、国保全体の運営に尽力していただきたいと申し上げて、終わります。

○委員長（小田新紀） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ほかに質疑がないようですので、国民健康保険特別会計につきましては、以上をもって終了とさせていただきます。

続きまして、認定第 3 号、平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

44 ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

平成 30 年度末現在における被保険者数は 4,352 人であり、前年度と比較しますと 117 人の増、率にして 2.8%の増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款後期高齢者医療保険料から 6 款諸収入までの歳入合計については、調定額 3 億 9,439 万 7,206 円に対して、収入済額 3 億 9,395 万 3,335 円となっております。

46 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの歳出合計については、予算現額 3 億 9,551 万 4,000 円に対して、支出済額 3 億 9,291 万 1,974 円となっております。

次に、47 ページの右下の欄外をごらんください。

平成 30 年度決算における歳入歳出差し引き残額は 104 万 1,361 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

60 ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 949 万円に対して、支出済額 902 万 3,289 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 1 人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 101 万 4,000 円に対して、支出済額 94 万 1,712 円であります。

後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

62 ページをお開きください。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 3 億 8,286 万円に対して、支出済額 3 億 8,267 万 3,473 円であります。

事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであり、保険料納付金分については、本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

64 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対して、支出済額 27 万 3,500 円であります。

保険料の還付金は、47 件分であります。

66 ページをお開きください。

4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円に対して、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

48 ページにお戻りください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、調定額 2 億 8,101 万 6,800 円に対して、収入済額は 2 億 8,057 万 2,929 円、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は 44 万 3,781 円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額 17 万 5,700 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 61 万 9,571 円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額を除き 99.87%で、前年度と比較しますと 0.09 ポイントの減となっております。

なお、広域連合会全体の現年分の収納率は 99.37%で、前年度と比較しますと 0.05 ポイントの減となっております。

50 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともゼロ円であります。

52 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 77 万 7,000 円で、広域高齢者医療保険料軽減特例措置の見直しに伴うシステム改修経費に係る国庫補助金であります。

54 ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 1 億 1,177 万 8,803 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであり、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

56 ページをお開きください。

5 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 50 万 1,673 円であります。

58 ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 6,600 円であります。

2 項償還金及び還付加算金、調定額及び収入済額ともに 27 万 3,500 円であります。

過年度の保険料に係る還付金であり、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

4 項雑入、調定額及び収入済額ともに 4 万 2,830 円で、制度改正の広報経費に係る広域連合特別調整交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

続きまして、認定第 4 号、平成 30 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成 30 年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

69 ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

平成 30 年度末現在における第 1 号被保険者数は 8,535 人であり、前年度と比較しますと 111 人の増、率にして 1.3%の増となっております。

要介護等認定の状況については、平成 30 年度末現在で要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,641 人であり、前年度と比較しますと 16 人の増、率にして 1.0%の増となっております。

また、第 1 号被保険者の要介護認定者数は 1,611 人であり、要介護認定者数の割合は平成 30 年度末現在で 18.88%であり、前年度と比較しますと 0.02 ポイントの減となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計については、調定額 25 億 9,050 万 2,324 円に対して、収入済額 25 億 8,673 万 8,433 円であります。

71 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 5 款諸支出金までの歳出合計については、予算現額 25 億 5,332 万 2,000 円に対して、支出済額 24 億 7,395 万 8,967 円であります。

次に、72 ページの右下の欄外をごらんください。

平成 30 年度決算における歳入歳出差し引き残額は 1 億 1,277 万 9,466 円であります。

このうちの 5,608 万 8,309 円を地方自治法の規定に基づきまして、介護給付費準備基金に繰り入れをしまして、残りの 5,669 万 1,157 円につきましては、令和元年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

93 ページをお開きください。

はじめに、歳出についてであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 2,393 万 5,000 円に対して、支出済額 2,349 万 2,021 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 107 万 3,000 円に対して、支出済額 89 万 3,788 円であります。

1 目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

95 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,513 万 3,000 円に対して、支出済額 2,311 万 9,226 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費など審査会の運営に要した経費であります。

なお、平成 29 年度から介護認定の有効期間が 12 か月から 24 か月に 1 年延長となり、更新に係る認定申請が 2 年に 1 度となったことから、平成 30 年度の認定審査会の開催回数の減少に伴い、1 節報酬及び 9 節旅費がそれぞれ前年度より減少しております。

97 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,058 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 21 万 6,000 円に対して、支出済額 10 万 2,965 円であります。協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した経費であります。

99 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 21 億 401 万 4,000 円に対して、支出済額 20 億 5,270 万 4,497 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護に係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3 目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、本目は要介護者のケアプラン作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 6,987 万 9,000 円に対して、支出済額 6,377 万 8,477 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費、本目は要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、本目は介護予防、小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費、本目は要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

101 ページをお開きください。

3 項その他諸費、予算現額 244 万 2,000 円に対して、支出済額 208 万 8,056 円であります。

1 目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 5,450 万円に対して、支出済額 5,305 万 1,236 円であります。

利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 410 万円に対しまして、支出済額 213 万 4,263 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対して、支出済額 21 万 4,600 円であります。

介護保険給付対象外の滑り止めバスマットの購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億 1,880 万円に対して、支出済額 1 億 1,373 万 8,880 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給したものであります。

103 ページをお開きください。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 25 万 5,000 円に対しまして、支出現額 25 万 4,052 円で、介護給付費準備基金へ積み立てたものであります。

105 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額 7,638 万 8,000 円に対して、支出済額 7,297 万 5,927 円であります。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費、本目は総合事業における要支援 1、2 及び事業対象者が利用する訪問型サービス、通所型サービスに係る給付費が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、本目は総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

107 ページをお開きください。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算現額 1,078 万円に対しまして、支出済額 842 万 9,535 円であります。

本目は要支援、要介護になる恐れのある方への介護予防事業等に要した経費が主なものであります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 3,205 万円に対して、支出済額 2,808 万 6,319 円であり

ます。

1 目包括的支援事業費、本目は 13 節委託料、細節 5、成年後見推進事業や次のページになりますが、細節 7、生活支援コーディネーターの委託料等が主なものであります。

2 目任意事業費、本目は道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業やグループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助が主なものであります。

3 目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名及び嘱託職員 1 名の人件費が主なものであります。

111 ページをお開きください。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額 30 万円に対して、支出済額 17 万 8,425 円で、総合事業のサービスを提供した事業者を支払う報酬の審査に係る手数料であります。

113 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 2,905 万 7,000 円に対して、支出済額 2,871 万 6,700 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は平成 29 年度以前分の保険料還付未済分 27 件を還付したものであります。

3 目償還金、本目は平成 29 年度分の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

73 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 5 億 2,962 万 2,115 円に対して、収入済額は 5 億 2,658 万 8,917 円、不納欠損額は 60 件で 47 万 4,700 円、収入未済額は 255 万 8,498 円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額 3 万 3,400 円を除き 99.87%で、前年度と比較しますと 0.07 ポイントの増となっております。

75 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額及び収入済額ともに 689 万 9,000 円であります。東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

75 ページをお開きください。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 1 万 8,000 円であります。

2 目民生手数料は、道営とかち野団地内のシルバーハウジングの生活援助員派遣に係る手数料であります。

79 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 4 億 4,249 万 9,175 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は施設分が 15%、それ以外が 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 3,384 万 1,000 円であります。

1 目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するため、国から交付されたものであり、本町への交付割合は 5.68%となっております。

また、総合事業に係る交付割合は 6.01%となっております。

2 目地域支援事業交付金、本目は総合事業及び介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節の総合事業以外に対しては 38.5%の交付となっております。

3 目介護保険事業費国庫補助金、本目は介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国庫補助金であります。

4 目保険者機能強化推進交付金、本目は保険者による高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取組を推進することを目的に、平成 30 年度新たに創設された交付金であり、介護予防や認知症対策など 61 項目の評価指標に対する交付金であります。

81 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額及び収入済額ともに 6 億 5,581 万円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、本目は 40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 27%であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本目は総合事業に係る支払基金からの交付金であります。

83 ページをお開きください。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入済額ともに 3 億 3,359 万 4,985 円であります。

1 目介護給付費道負担金、本目は介護給付費に対する道の負担金で、負担率は施設分が 17.5%、それ以外が 12.5%であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 1,827 万 9,509 円であります。

1 目地域支援事業道交付金、本目は総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節の総合事業以外に対しては 19.25%の交付率となっております。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金、本目は成年後見実施機関における人材育成事業に係る道補助金であります。

85 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 25 万 4,052 円で、介護給付費準備基金利子であります。

87 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 3 億 4,552 万 6,335 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は介護給付費に対する町の負担分で、率は 12.5%であります。

2 節、3 節は、総合事業に対する町の負担分で、2 節が 12.5%、3 節が 19.25%の負担率であります。

4 節は、低所得者に係る保険料軽減分であります。

5 節は担当職員の人件費及び事務経費相当分であります。

2 目基金繰入金、調定額及び収入済額とも 6,140 万 6,000 円で、介護給付費準備基金繰入金であります。

89 ページをお開きください。

9 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 2,519 万 1,904 円であります。

91 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 1 万 6,800 円で、1 目の保険料に係る延滞金であります。

3 項 4 目雑入、調定額 218 万 5,729 円に対して収入済額は 145 万 5,036 円、不納欠損額は 62 万 9,524 円、収入未済額は 10 万 1,169 円であります。

収入済額の主なものとしましては、平成 28 年度、29 年度の介護報酬の返還金であり、介護事業者の破産に伴い、介護報酬の一部について返還金が生じたもので、破産管財人による破産の手続において債務が確定し、66.7%が弁済され、残りは弁済不納分として不納欠損処分としたほか、まだ債務が確定していない返還金については収入未済として翌年度に繰り越すものであります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたが、質疑をお持ちの委員、おられますか。

それでは、審査の途中ですが、この際 16 時 35 分まで休憩いたします。

16:26 休憩

16:35 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際お諮りいたします。

本日の委員会は、全ての審査と採決が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議がないようでありますので、本日の委員会は全ての審査と採決が終了するまで行います。

それでは、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 96 ページ、1 目東十勝介護認定審査会、1 節報酬、1、介護認定審査会委員報酬ですが、この介護認定が 12 か月から 24 か月に変更になったという報告でしたけれども、1 年から 2 年に

なりまして、認定者への影響はないのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

もう一点、ページ数 99 ページですが、介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、3、介護予防サービス給付費ですけれども、平成 29 年度の決算では 7,551 万 7,865 円、平成 30 年度では 4,420 万 7,581 円ということで、3,141 万円の減となっております。

また、3 目の介護予防サービス計画給付費、3、介護予防サービス計画給付費ですが、平成 29 年度と平成 30 年度の決算では 386 万円の減となっております。この理由をお聞きしたいと思います。

また、資料の 173 ページですけれども、今、報告の中では平成 30 年度の認定者は 1,641 人と報告されておりました。ちょっと私、資料の見方が分からないのですが、その下の段の（3）認定結果の内訳、ここでの介護認定者の人数との差があまりに大きいものですから、このところの説明をお願いしたいと思います。

（3）の認定結果の内訳なのですけれども、ここでも平成 29 年度と平成 30 年度の審査判定数の差が平成 30 年度が激減しております。その点についても説明していただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず 1 点目の、介護の認定期間が 12 か月から 24 か月に延びたことでの影響ということなのですけれども、こちらにつきましては、厚生労働省のほうからの通知によりまして、12 か月を 24 か月に延ばしても構わないといったことから、運営協議会の委員さんにも諮りまして、そういった取扱でいいですというような了承をいただいた中で、24 か月に延ばしたところなのですけれども、影響ということなのですけれども、こちら延ばした要因、延ばした要因というか、通知の中でもあったのですけれども、基本的にそれほど状況が変わらない場合においては、審査をそう何回もやるよりは、そういった形である程度期間を延ばした中で、負担がないといったらちょっとあれなのですけれども、そういった形でやったほうがいいのではないかなというようにあったので、24 か月に延ばしたということなのですけれども、ただ、当然状態が変われば区分変更というのが当然できますので、今運用している中でも区分変更によって再度申請をして、状況が変われば介護度も変わっていくというふうな方もいらっしゃると思いますので、それについてはそういった形で随時対応しているというふうな状況であります。

続きまして、99 ページの減った理由ということなのですけれども、こちら、総合事業ございますね、介護予防事業から通所型と訪問型、いわゆるデイサービスとホームヘルプサービスについては総合事業に移行するということなので、予算で言えば、4 款のほうに移行しているということなので、その分がこちらから減っているというふうなことであります。

続きまして、資料の 173 ページの（3）ですか、30 年度と 29 年度で人数が大きく減っているというふうなことなのですけれども、こちらまさに最初にお伝えしたように、29 年度は 12 か月の認定申請だったのが 24 か月に延びたということなので、30 年度はまだ年数が 2 年目なので、今度 31 年度に認定の審査をするということなので、30 年度については大きく人数が減っているというふうな状況であります。

それと、もう一点ですね、済みません。上の 1,641 人と（3）の数字の差ですけれども、上の 1,641 人というのはあくまでも現時点、この時点での認定者数ということで、下の（3）というのはあくまでもその年に認定審査をした方の人数ということなので、この年に認定審査していなくても、有効期限があって要介護度がある方については、上のほうのほうに数字は入っていきますけれども下のほうには入らないといったような状況であります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 理解できました、資料の説明は理解できました。

1 点、心配なのですけれども、介護認定が 2 年になったということで、その間に状況が変わった人の確認、把握はどのようにされていくのか、そこがちょっと心配ですので、その状況をどのように把握していくのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 当然認定を受けて、サービスを受けている方につきましては、ケアマネジャーさんが定期的に訪問、モニタリングしておりますので、状況把握というのは常にしております、そちらのほうから状況が変わったので区分変更を行いたいとかという申請があれば当然上がってくるし、そういった形で状況の把握というのはさせていただいているというふうな状況であります。

○委員（野原恵子） 終わります。

○委員長（小田新紀） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ほかに質疑がないようですので、介護保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算についてご説明いたします。

116ページをお開きください。

歳入決算額は、1款分担金及び負担金から6款町債までの合計が、調定額4億1,544万5,444円に對しまして、収入済額4億1,454万9,938円、収入未済額89万5,506円であります。

118ページへ行きますと、次に、歳出決算額は、1款水道費と2款予備費の合計が、予算現額4億1,350万円に對しまして、支出済額4億549万275円であり、歳入歳出差し引き残額は905万9,663円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、132ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億1,340万円に對しまして、支出済額4億549万275円あります。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設、施設更新等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12節役務費、細節2は、浄水場のほか各施設の遠方監視に係る電話料、細節15は、法定の水質検査に要した経費であり、原水92回、浄水96回、合計188回分の手数料であります。

13節委託料、細節1は、水道施設29か所の管理点検に係る委託料、細節5は、検針業務に係る委託料、次のページに行きますと、細節12は、新和簡水の施設更新計画策定に係る委託料、細節13は、大豊簡水の浄水場計装機器更新に係る実施設計委託料であります。

15節工事請負費、細節1は、検定満了量水器取替工事288か所分、細節3は、糠内浄水場の遠方監視装置の更新工事、細節4は、道営事業に伴う配水管の移設工事、細節5は、忠類24号線の道路整備に伴う配水管の移設工事、細節6は、大豊浄水場の遠方監視装置の更新工事が主なものであります。

16節原材料費、細節1は、量水器の新設として7個分の購入費用、細節2は、検定満了量水器288個分の購入に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は、更別村から給水を受けている駒島簡水及び更別村の給水区域となっている元忠類地区の一部について、更別村へ支払った維持管理に係る負担金であります。

23節償還金利子及び割引料は、起債償還の元金及び利子であります。

136ページへ行きますと、2款1項予備費、予算現額は10万円で支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

120ページにお戻りください。

1款分担金負担金、1項負担金、調定額4,993万8,665円に對しまして同額収入で、水道管移設に係る負担金であります。

122ページに行きますと、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額9,856万8,737円に對しまして、収入済額9,767万3,231円あります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は99.84%で、前年度と比較すると0.11ポイントの増となっております。

2項手数料、調定額23万400円に對しまして、同額収入で給水申請に係る設計手数料であります。

124ページに行きますと、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億9,138万5,000円に對しまして、同額収入であり、一般会計繰入金であります。

126ページに行きますと、4款1項繰越金、調定額705万6,419円で同額収入であり、前年度繰越金であります。

128ページへ行きますと、5款諸収入、1項雑入、調定額6万6,223円に對しまして同額収入であります。

配水管切断事故に伴う補償金が主なものであります。

130ページへ行きますと、6款1項町債、調定額6,820万円に對しまして同額収入であり、施設整備に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、以上をもって簡易水道特別会計について終了させていただきます。

次に、認定第6号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成30年度幕別町公共下水道特別会計決算についてご説明いたします。

139ページをお開きください。

歳入の決算額は、1款分担金及び負担金から7款町債までの合計が、調定額10億4,210万2,026円に對しまして、収入済額10億3,127万2,859円、不納欠損額64万8,039円、収入未済額1,018万1,128円であります。

141ページへ行きますと、次に、歳出決算額は、1款総務費から4款予備費までの合計が、予算現額10億2,793万7,000円に對しまして、支出済額10億2,271万1,401円、翌年度繰越額171万6,000円であり、歳入歳出差し引き残額は、856万1,458円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明いたします。

歳出から申し上げますので、157ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1億368万2,000円に對しまして、支出済額1億348万1,387円であります。

1目一般管理費、本目は会計全般の管理に要する経常的な経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、19節負担金補助及び交付金、細節5は十勝川流域下水道の運営に係る経費として、十勝圏複合事務組合への負担金、細節6は、下水道使用料収納業務等に係る経費として、水道事業会計への負担金としてそれぞれ支払ったものであります。

159ページへ行きますと、2款事業費、1項下水道施設費、予算現額5,297万5,000円に對しまして、支出済額5,117万6,854円、翌年度繰越額繰越明許費が171万6,000円であります。

1目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員2名分の人件費のほか、13節委託料は、下水道ストックマネジメント基本計画策定に要した委託料、15節工事請負費は、スマイルパークのマンホールポンプ更新工事、札内中継ポンプ場の電気設備更新工事のほか、公共ます新設工事に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、北海道が事業主体である十勝川流域下水道の建設事業負担金が主なものであり、このうち一部を翌年度に繰り越しをしたものであります。

2款下水道管理費、予算現額1億2,824万9,000円に對しまして、支出済額1億2,512万2,811円あります。

1目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理費であり、年間流入汚水量60万6,652トンの汚水処理に要した経費であります。

161ページへ行きますと、2目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の維持管理費であり、年間流入汚水量170万3,698トン、十勝川浄化センターへ圧送するのに要した経費であります。

3目管渠維持管理費、本目は汚水及び雨水管渠、マンホール、公共ます等の維持管理に要した経費であります。

163ページへ行きますと、15節工事請負費では、管渠施設の補修を行ったものであり、公共ますにつきましては、60か所の補修を実施しております。

165ページに行きますと、3款1項公債費、予算現額7億4,293万1,000円、支出済額7億4,293万349円あります。起債償還の元金及び利子であります。

167ページに行きますと、4款1項予備費、予算現額は10万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

143ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額91万4,060円に對しまして、同額収入であり、1目都市計画負担金は、受益者負担金であります。

145ページに行きますと、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額3億4,130万2,826円に對し

まして、収入済額 3 億 3,047 万 3,659 円、不納欠損額 41 件で 64 万 8,039 円、収入未済額 1,018 万 1,128 円であります。現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.41%で、前年度と比較し 0.47%の増となったものであります。

次に、147 ページに行きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 997 万 3,800 円に対しまして、同額収入であり、社会資本整備総合交付金であります。

149 ページに行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 4 億 4,079 万 8,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

151 ページに行きまして、5 款 1 項繰越金、調定額 1,090 万 9,431 円に対しまして、同額収入であり、前年度繰越金であります。

153 ページへ行きまして、6 款諸収入、1 項雑入、調定額 200 万 3,909 円に対しまして、同額収入であり、水道施設監視装置に係る電気料のほか、し尿処理を行っておりました中島処理場の閉鎖に伴い、十勝川流域下水道においてし尿の共同処理を行うこととしたことから、十勝圏複合事務組合から配分されました汚水処理共同施設配分金が主なものであります。

155 ページに行きまして、7 款 1 項町債、調定額 2 億 3,620 万円に対しまして同額収入であり、1 目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2 目は、資本費平準化債、3 目は、下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計決算についてご説明いたします。

170 ページをお開きください。

歳入の決算額は、1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの合計が、調定額 2 億 3,504 万 3,409 円に対しまして、収入済額 2 億 3,487 万 9,609 円。不納欠損額 4,200 円、収入未済額 15 万 9,600 円であります。

172 ページに行きまして、歳入の決算額は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 2 億 3,923 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2 億 3,284 万 7,360 円であり、歳入歳出差し引き残額は、203 万 2,249 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、186 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 552 万 7,000 円に対しまして、支出済額 49 万 5,934 円あります。

1 目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

188 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 9,961 万 3,000 円に対しまして、支出済額 9,942 万 9,733 円であります。

1 目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、浄化槽 30 基分の整備に要した経費であります。

2 項排水処理管理費、予算現額 6,698 万 6,000 円に対しまして、支出済額 6,590 万 9,878 円あります。

1 目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費であり、合併浄化槽 740 基分の保守点検及び清掃に要した経費であります。

190 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、予算現額 6,701 万 2,000 円、支出済額 6,701 万 1,815 円で、起債償還の元金及び利子であります。

192 ページに行きまして、4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

174 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 494 万 3,000 円に対しまして、同額収入で、受益者分担

金であります。

176 ページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,854 万 3,700 円に対しまして、収入済額 2,837 万 9,900 円であります。不納欠損額 1 件で 4,200 円、収入未済額 15 万 9,600 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.81% で、前年度と比較すると 0.46 ポイントの増となったものであります。

178 ページに行きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 3,256 万 6,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

180 ページに行きまして、4 款 1 項繰越金、調定額 81 万 1,095 円に対しまして、同額収入であり、前年度繰越金であります。

182 ページに行きまして、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 30 万円に対しまして、同額収入であり、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 47 万 9,614 円に対しまして、同額収入であり、消費税の確定申告に伴う還付金であります。

184 ページに行きまして、6 款 1 項町債、調定額 6,740 万円に対しまして、同額収入であり、排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(17:01 千葉委員退場)

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計決算についてご説明いたします。

195 ページをお開きください。

歳入の決算額は、1 款使用料及び手数料から 5 款町債までの合計が、調定額 6,658 万 3,904 円に対しまして、収入済額 6,642 万 9,913 円、不納欠損額 1,610 円、収入未済額 15 万 2,381 円であります。

197 ページに行きまして、次に、歳出の決算額は、1 款総務費から 4 款予備費のまでの合計が、予算現額 6,626 万 7,000 円に対しまして、支出済額 6,568 万 7,458 円、歳入歳出差し引き残額は、74 万 2,455 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、209 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 52 万 2,000 円に対しまして、支出済額 48 万 6,855 円であります。

(17:01 千葉委員入場)

1 目一般管理費、本目は農業集落排水事業に係る事務的経費であります。

211 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額 4,306 万 1,000 円に対しまして、支出済額 4,261 万 7,280 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間流入汚水量 11 万 9,492 トンの汚水処理に要した経費であります。

15 節工事請負費は、忠類浄化センターの機械設備の更新に要した経費であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本目は管渠等の維持管理及び新たな公共ます設置に係る経費であります。

213 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、予算現額 2,258 万 4,000 円、支出済額 2,258 万 3,323 円であります。起債償還の元金及び利子であります。

215 ページに行きまして、4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

199 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,736 万 8,985 円に対しまして、収入済額 1,721 万 4,994

円、不納欠損額 1 件で 1,610 円、収入未済額 15 万 2,381 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.54%で、前年度と比較すると、0.26 ポイントの増となったものであります。

201 ページに行きまして、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1,412 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還金利息であります。

203 ページに行きまして、3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 85 万 5,506 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 4,647 万 4,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計の繰入金であります。

205 ページに行きまして、4 款 1 項繰越金、調定額 138 万 4,001 円に対しまして、同額収入であり、前年度繰越金であります。

207 ページに行きまして、5 款 1 項町債、調定額 50 万円に対しまして、同額収入であり、忠類浄化センターの機械更新に係る事業債であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、農業集落排水特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成 30 年度幕別町水道事業会計の決算についてご説明いたします。

218 ページをお開きください。

こちら、平成 30 年度の決算報告書であります。

予算執行状況を示したものでありますので、消費税込みの表示となっております。

はじめに、収益的収支についてご説明いたします。

上段の収益的収入につきましては、営業収入及び営業外収益の合計が、予算額 5 億 7,241 万円に対しまして、決算額 5 億 7,946 万 3,800 円であります。

次に、収益的支出につきましては、1 項営業費用から 3 項予備費までの合計が、予算額 5 億 6,154 万 6,000 円に対しまして、決算額 5 億 3,776 万 3,213 円であります。

220 ページに行きまして、次に資本的収支であります。

上段の資本的収入につきましては、企業債及び負担金の合計が、予算額 7,089 万 5,000 円に対しまして、決算額 7,089 万 5,561 円であります。

次に、資本的支出につきましては、建設改良費及び企業債償還金の合計が、予算額 2 億 9,559 万 7,000 円に対しまして、決算額 2 億 8,755 万 8,579 円であります。

表下段の注釈でありますけれども、資本的収入が支出に対して不足する額 2 億 1,666 万 3,018 円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額 910 万 3,544 円、これは資本的支出の右側に記載のある仮払消費税と同額であります。

会計上は、収益的支出で消費税の支出を行うことになるため、資本的収支不足額の補填に充てるものとするものであります。

それと、過年度分損益勘定留保資金 4,919 万 5,114 円、これは平成 29 年度末における現金預金未収金、未払金の合計額 6 億 9,262 万 2,451 円の中から、資本的収支不足額の補填に充てる額であります。

それと、当年度分損益勘定留保資金 1 億 5,836 万 4,360 円につきましては、当年度決算において実際の現金の動きがない減価償却費、資産減耗費、長期前受金の合計額であります。

以上、資本的収支不足額につきましては、これらの補填財源で不足額を賄うというものであります。

222 ページに行きまして、このページは損益計算書であり、30 年度における経営成績を明らかにしたものであります。

1、営業収益から 4、営業外費用までを計算した経常利益、右側の上から 3 番目の数字でありますけれども、こちらが 2,142 万 9,415 円であり、その下の当年度純利益につきましても同額であります。

前年度純利益と比較して、609 万 5,732 円の増額となったものであります。

主な要因といたしましては、営業費用の中の減価償却費が前年度と比較して 340 万 5,000 円の減額と

なったものと、営業外収益の中の雑収益が 410 万 9,000 円の増額となったことが主な要因となっております。

次に、当年度純利益の下にあります、前年度の未処分利益余剰金と当年度純利益を合算した、当年度末の未処分利益余剰金、こちらにつきましては 9 億 8,812 万 9,304 円となったところであります。

次に、隣の 223 ページに行きまして、このページから 255 ページまでにつきましては、貸借対照表であります。

資産や負債及び資本の状況から、会計全体の財政状態を明らかにした書類であります。

最初に、資産の部であります。

1、固定資産につきましては、平成 30 年度末の固定資産合計額が、右側の一番上の数字でありますけれども、53 億 2,201 万 7,319 円、次に、2、流動資産につきましては、同じく平成 30 年度末の流動資産合計額、右側の 2 番目の数字ですけれども、7 億 881 万 7,553 円となり、固定資産及び流動資産の合計額が 60 億 3,083 万 4,872 円となったものであります。

224 ページをお開きください。

次に、負債の部であります。

3、固定負債につきましては、令和 2 年度以降に償還を予定している企業債残高で、固定負債合計額が 17 億 2,102 万 1,237 円、4、流動負債につきましては、合計額が 2 億 3,145 万 2,908 円となり、このうち（1）の企業債につきましては、令和元年度に償還予定の額となっております。

5、繰延収益につきましては、合計額が 15 億 4,612 万 4,580 円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益を合算した負債の合計額が、34 億 9,859 万 8,752 円となったものであります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては 12 億 9,923 万 7,333 円、7、剰余金につきましては、隣のページに行きまして、その合計額が 12 億 3,299 万 8,814 円、資本金及び剰余金を合算した資本の合計額が 25 億 3,223 万 6,147 円、負債資本の合計額が 60 億 3,083 万 4,872 円となりまして、223 ページの一番下の資産の合計額と一致するものであります。

次に、228 ページをお開きください。

このページから 231 ページまでは、平成 30 年度の水道事業報告書であります。

はじめに、1、概要の総括事項についてでありますけれども、平成 30 年度の経常収益につきましては、5 億 4,180 万 2,000 円で、前年度と比べ 535 万 4,000 円、率にして 1 % の減になりました。

主な要因としましては、年間有収水量が 3 万 1,982 トンの減となりましたことから、給水収益が 658 万 4,000 円の減額となったことが影響したものであります。

次に、経常費用につきましては、5 億 2,037 万 2,000 円で、前年度に比べ 1,144 万 9,000 円、率にして 2.2 % の減でありました。

主な要因は人件費で、102 万 7,000 円の増となったもの、受水費や企業債利息など 1,251 万 9,000 円の減となったものが影響したものであります。

次に、年間有収率につきましては、漏水調査の継続実施と 4 か所の漏水調査などを行ったことにより、86.5 %、前年度と比較して 0.9 ポイント改善したものであります。

今後とも漏水の早期発見、修理に万全を期しまして、有収率の向上につなげてまいりたいと考えております。

このほか、詳細な業務内容の報告につきましては、230 ページ、231 ページの 3、業務の各報告事項をごらんいただきたいと思います。

次に、隣の 229 ページであります。

2、工事についてであります。

量水器取替工事 1,368 件、配水本管布設工事約 1,594 メートルを実施したものであります。

次に、232 ページをお開きください。

このページと次のページにつきましては、平成 30 年度水道事業会計キャッシュフロー計算書であります。

現金の流れに着目して、財政状況をあらわしたものであります。

最初の 1 番目、業務活動によるキャッシュフローでは、合計が 1 億 9,950 万 6,785 円の増額となり、2 番目の投資活動によるキャッシュフローでは 1 億 1,638 万 3,893 円の減額。

233 ページへ行きまして、3 番目の財務活動によるキャッシュフローでは、9,117 万 5,581 円の減額となったものであります。

以上から、平成 30 年度における現金及び現金同等物は 805 万 2,689 円の減額となり、前年度末の残高を差し引いた当年度末の残高につきましては、5 億 7,712 万 1,061 円となったところであります。

今後につきましては、施設の更新時期などを十分に検討し、財政収支を見据えながら企業債の発行を抑え、将来にわたって安定した経営と、安全・安心な水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成 30 年度の決算状況についてご説明いたします。

234 ページをお開きください。

平成 30 年度の収益費用明細書であります。

ここからは、金額は消費税を抜きの表示となっております。

はじめに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 4,088 万 1,887 円、1 万 600 戸の水道使用料であります。

なお、現年分の収納率は 99.42%で、前年度と比較しますと 0.63 ポイントの増となったものであります。

3 目その他営業収益 437 万 2,160 円、加入負担金は給水工事新設に伴う加入負担金、手数料は給水工事申請に伴う申請事務手数料、雑収益は水道管切断事故保証金などが主なものであります。

2 項営業外収益、3 目長期前受金戻入 6,901 万 1,965 円、過年度において固定資産の取得に充当した補助金等を収益化したものであります。

7 目雑収益 2,704 万 9,527 円、下水道使用料に係る収納管理業務の受託収入が主なものであります。

隣の 235 ページに行きまして、次に、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費 1 億 6,011 万 2,043 円。本目は原水の受水に係る費用であり、水道企業団からの受水費用であります。

本年度は 233 万 9,409 トンを受水しております。

2 目配水及び給水費 3,938 万 8,861 円、主なものといたしましては、職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は、施設管理委託料、16 節修繕費は、漏水修理等に要した経費であります。

236 ページに行きまして、5 目総係費 5,014 万 3,126 円、主なものといたしましては、職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料は、検針業務委託料、14 節手数料は、口座振替及びコンビニ収納手数料、15 節賃借料は、検針業務に係る検針機械の借上料、31 節貸倒引当金は、令和元年度の不納欠損による損失に備えるため計上したものであります。

6 目減価償却費 2 億 2,306 万 4,374 円、有形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費 428 万 1,951 円、配水管の布設がえ等により、固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息 4,335 万 2,015 円、企業債の償還利息であります。

238 ページに行きまして、次に資本的収支明細書であります。

はじめに、収入であります。

1 款資本的収入、1 項企業債 6,370 万円、企業債の借り入れであります。

6 項負担金、1 目負担金 719 万 5,561 円、道路工事に伴う水道管の移設工事の負担金が主なものであります。

239 ページに行きまして、次に支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 8,729 万 6,265 円、主なものといたしまして、桂町 4 号のほか 9 路線の配水管整備などに要した経費であります。

2 目営業設備費 3,628 万 3,189 円、1,368 件分の検定満了量水器の購入及び取替工事に要した経費であります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金 1 億 5,487 万 5,581 円、企業債の償還元金であります。

以上で、幕別町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1 点だけ確認というか、間違いではないのだろうと思うのですけれども、数字の間違いではないと思うのですけれども、あらわし方なののですけれども、228 ページの有収率の関係です。

訂正、正誤表というか、訂正していただいてあれなののですけれども、ここで有収率、4 か所の修理を行って有収率が上がったということなののですけれども、これ 0.9%上がったということですよ。そうですね。このあらわし方というのは、今まで私のあれでは 0.9 ポイントというあらわし方をしないと、

数字が変わってくると思うのですよね。この分母に対して0.9ということは、違いますよね。これ、さっきずっと水関係、パーセンテージで言っていましたけれども、資料がないから私分からなかったのですけれども、ここで見てね、数字は間違っていないと思うのですけれども、ただ、あらわし方、こういうあらわし方も完全に間違いですよね。次のページに数字が出ているから分かるのですけれども、あらわし方としては0.9ポイント上がったのではなくて、パーセンテージにしたらもっと違うと思うのですよね。単純に両方比べたら0.9違うよというだけのことで、これに対して0.9%上がったということは間違いだというふうに思いますので、ちょっと確認します。

○委員長（小田新紀） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 済みません、そのとおりでございます。

86.5%と当年ではなりまして、0.9ポイント改善が図られたというものでございます。

申しわけございません。

○委員長（小田新紀） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員（小田新紀） ほかに質疑がないようですので、水道事業会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りします。

認定第1号、平成30年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第2号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第3号、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第4号、平成30年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、平成 30 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 6 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 7 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 8 号、平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、平成 30 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 9 号までの平成 30 年度幕別町各会計決算 9 議件の審査を全て終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたる審査に終始熱心にご審査をいただきましたことを、心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

不慣れ委員長ではありましたが、皆さまのおかげをもちまして、本審査を終了することができましたことを心から感謝を申し上げます。

まことにありがとうございました。(拍手)

[閉会]

○委員長(小田新紀) これをもちまして、平成 30 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

17:29 閉会